

## 10月企画運営委員会次第

日 時 平成29年10月12日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2階第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 「保育の日前夜祭」について
  - (2) 平成29年度保育所等食育研修会について
  - (3) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 17・25～27
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

閉 会

※12月企画運営委員会(予定)

平成29年12月1日(金)14:30～ 県社会福祉会館2階第2会議室

## 平成29年度保育所等食育研修会開催要領(案)

- 1 目的 保育所での食育の必要性や大切さ、保育指針に基づいた捉え方を講義を通し学びあい意識を高め、保育の向上を図る。
- 2 日時 平成30年1月31日(水) 午後1時30分から午後4時30分
- 3 会場 「万国橋会議センター401・402会議室」(4階)  
 横浜市中区海岸通4-23 Tel 045-212-1034  
 ・みなとみらい線「馬車道」駅6番出口から徒歩4分  
 ・JR・市営地下鉄「関内」「桜木町」駅から徒歩10分
- 4 対象 会員保育所等勤務の調理担当、栄養士、園長等
- 5 定員 ①100名
- 6 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。 (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 <small>はぎわらけいぞう</small> 萩原敬三 [郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 ①平成30年1月12日(金)までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

### 8 日程

	研 修 内 容
13:30	開会・主催者あいさつ
16:20	新しい「保育所保育指針」を踏まえて、保育所の食育について具体例を通し改めて考える  相模女子大学 栄養科学部 教授 堤 ちはる氏 質疑・応答
16:30	閉会



平成 29 年 10 月 5 日

各保育園園（所）長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

「保育の日前夜祭」の開催について(ご案内)

朝夕涼しくなり、日ごとに秋の気配が感じられる時節となつてまいりましたが、皆様方にはますますご健勝でご精励のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業の促進につきましては、日ごろから格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も「保育の日前夜祭」を別紙要領のとおり開催し、次代を担う子どもたちの育成に多大な貢献をされ、本年度表彰の栄を受けられました方々をお祝いいたしますとともに、保育の将来を語り合い、事業発展の糧といたしたいと存じます。

つきましては、貴園長様はじめ職員の皆様のご参加を賜り、盛会といたしたく存じますので、万障お繰り合わせのうえご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、お手数をおかけいたしますが別記参加連絡票により、11月14日(火)までに県保育会事務局宛てお申込みいただくよう、よろしくお願いいたします。

[県保育会事務局] 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 県社会福祉会館内  
TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

別記 12/1「保育の日前夜祭」参加連絡票

(市町村名)

(保育園名)

(電話番号)

職 名	ご出席者のお名前	職 名	ご出席者のお名前
参 加 費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込 (替)		

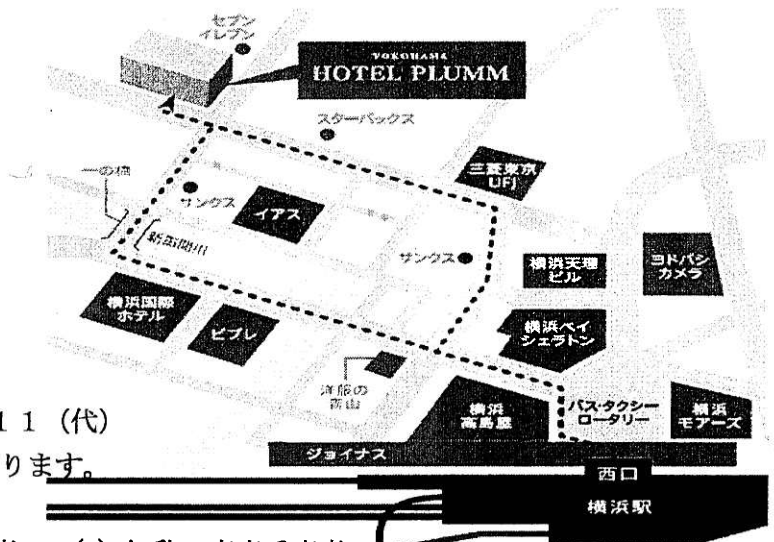
## 「保育の日前夜祭」(第40回) 開催要領

1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご苦勞をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。

2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会

3 日 時 平成29年12月1日(金)  
17:30~20:00  
(受付 17:00~)

4 会 場 ホテルプラム横浜  
3階ジョルジュ・サンク  
横浜市西区北幸2-9-1  
(横浜駅西口より徒歩約7分)  
(電話) 045(314)3111(代)  
※今年から会場を変更しております。



5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者  
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者

6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会代表者  
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長  
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長  
(4) 神奈川県ゆりの会会長  
(5) 神奈川県保育士会会長  
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長

7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度

8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈  
(2) 来賓祝辞、紹介  
(3) アトラクション バリトン今村雅彦氏(聖ヶ丘教育福祉専門学校副校長)  
ソプラノ斉藤京子氏(聖徳大学講師)  
ピアノ 尾崎和子氏(聖ヶ丘教育福祉専門学校講師)  
(4) 会食・懇談

9 参加費 10,000円

参加費は、当日持参か振込(替)をお願いいたします。

振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)

・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会



# 【全国保育協議会のビジョン】 すべての人が子ども子育てに関わりをもつ社会の実現

（すべての人が、子どもや子育てについての価値を認め合い、子育てを楽しむ気持ちと互いに支えあう社会が成り立つことを基本において、すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会を築く）

内は具体的な取り組み事例

## カテゴリーⅠ 子どもの育ちを保障する

- ①保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い保育を提供する
- ②質の高い保育について研究をすすめる、実践につなげる
- ③保育のねらい及び内容（連携と教育）の研究  
・保育課程・指導計画等の作成  
・乳幼児期から青年期までの連続した発達  
の視点による保育の実践（学校との連携）
- ④自己評価等を研究・活用し、保育の質の向上をすすめる
- ⑤自己評価の仕組み等を活用した質の向上への取り組み  
・第三者評価制度の活用
- ⑥利用者の個別のニーズに対応したさまざまな保育を提供します
- ⑦保育の個別計画の研究と普及  
・配慮が必要な子どもや施設待用への保育の研究・実践
- (2) 保育者の質向上を図る
- ⑧保育士等の質向上に努め、質の高い保育を展開します
- ⑨職員一人ひとりの保育の理念や知識、専門技術の維持・向上  
・保育士等の自己評価の導入  
・職員間の共通理解・信頼関係の構築
- ⑩施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます
- ⑪法令の遵守と社会情勢の認識  
・保育所・認定こども園等内外での研修体制の確立と体制作り  
・運営管理能力向上のための研修の実施
- ⑫研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくらせます
- ⑬保育所・認定こども園等の長、保育士の研修体系の確立  
・魅力ある研修プログラムの開発  
・民間資格（認定制等）の実施普及  
・保育士養成施設との連携

## カテゴリーⅡ 子育てライフを支援する

- (1) 保育所・認定こども園等を利用する保護者への支援を充実する
- ①子どもを生かすことへの不安を解消するための機能を発揮します
- ②育児相談の充実、子育てノウハウの発信  
・長時間、休日、夜間、病（後）児保育の充実  
・子育てに密着した連携による子育て支援に努め、子育てに寄り添った保育の推進  
・保育の個別計画による家庭との連携の推進  
・家庭と連携した保育の推進  
・子育て情報の提供
- (2) 地域子育て支援への支援を充実する
- ③子育ての喜びや楽しさを実感できる支援を行います
- ④地域子育て二一への把握  
・子育てに関する相談や支援の実施  
・新しい子育てサービスの開発  
・リソースマッチングへの啓発活動
- ⑤すべての保育所・認定こども園等が二一に対応し、地域子育て支援を展開します
- ⑥一時預かり事業の実施  
・子育てサポートの実施  
・小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の実施
- ⑦保育所・ソーシャルによる地域子育て支援への支援を強化します
- ⑧地域の相談・援助におけるソーシャルワークの充実

## カテゴリーⅢ 多様な連携と協働をつくる

- (1) 子育て・子育て支援のネットワークの中で保育所・認定こども園等の役割を発揮する
- ①地域を基盤とした子育て支援ネットワークの充実を図ります
- ②要保護児童に関する地域ネットワークへの参加  
・子どもの安心・安全活動への参加  
・母子保健活動の推進・協力  
・市町村行政や児童相談所・保健所等との連携の強化  
・医療機関、児童委員、主任児童委員、町内会等との連携
- ③小学校等との連携を深めます
- ④子どもや職員の等関係者の交流の促進  
・保育要約等の効果的な活用  
・放課後児童クラブとの連携
- ⑤保育所・認定こども園等が中心となった地域子育ての取組活動を展開し、子育て支援の総合的な拠点を担います
- ⑥保育所・認定こども園等からの情報発信の充実  
・地域活動拠点としての場づくり  
・子育て家庭との交流の場の提供、交流の促進  
・保育所・認定こども園等のネットワークの強化  
・災害発生時の社会福祉施設としての機能整備
- (2) 地域の保育機能を強化する
- ⑦地域の実情を把握し、子育て家庭を支援する資源や連携を充実します
- ⑧地域との相互理解の促進と関連機関・施設とのネットワークづくり  
・地域人材との積極的連携・協力

## カテゴリーⅣ 子育て文化を育む

- (1) 子育てへの関心を高める
- ①子どもと地域の人々との接点づくりに取り組みます
- ②世代間交流・異年齢児童交流の推進  
・保育所・認定こども園等の行事、日常の中でのふれあいの機会の提供  
・ボランティア・体験学習の積極的な受け入れ  
・小学生などの子育て支援体験活動などのプログラム開発と実施
- ③地域住民に保育所・認定こども園等への理解を深めてもらう取組を行います
- ④保護者への意識啓発・勉強会の開催  
・子育てプログラムの開発  
・企業への啓発
- (2) 子育て文化につながる活動を広げる
- ⑤子育て支援活動への参加のきっかけをひろげ、子育てコミュニティの創出をめざします
- ⑥地域貢献ボランティアの育成  
・子育て支援グループのサポート
- ⑦若者男女が関わる子育て文化の掘り起こしや子育て活動支援の発信・普及に取り組めます
- ⑧地域の子育て支援、地域資源、文化環境などの状況把握  
・地域交流プログラム開発の実施  
・地域交流プログラム開発の実施  
・事業別業や報告会などによる活動の普及

## カテゴリーⅤ 子育てを支援する仕組みをつくる

- (1) これからの保育制度についての研究をすすめる
- ①保育所・認定こども園等の役割・機能について研究を行います
- ②これからの保育所の機能の具体化  
・都市部・過疎地域における保育所・認定こども園等のあり方の研究  
・保育所・認定こども園等の社会的責任のあり方
- ③これからの保育制度について研究・提言を行います
- ④労働環境の整備（人材確保）  
・運営基準等に関する研究・提言  
・保育者の利用要件の研究・提言  
・認定こども園制度の研究・提言
- (2) 社会連携による子育て支援の仕組みづくりをすすめる
- ⑤画・地方自治体との連携を深め、保育・子育て支援の仕組みづくりをすすめます
- ⑥子ども、子育て支援新制度に基づく、地域の保育・子育て支援施策充実に向けた動き  
・次世代育成行動計画への積極的な関与  
・「公立保育所」「民間保育所」(第3次)の普及・具体化
- ⑦子育て支援の仕組みづくりのための世帯形成をすすめる提言を行います
- ⑧子どもや子育てへの社会的な関心を高揚するプログラムの実施  
・他団体と連携・共同した提言活動

# 5つのカテゴリーと23のアクション

全保協と都道府県・指定都市保協の組織強化・推進体制の整備（都道府県・指定都市保協支援事業の充実と保育組織間の連携強化・ネットワーク作り）



## 技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)

### に関するよくあるご質問への回答

平成 29 年 5 月 29 日

一部改定 平成 29 年 10 月 2 日

問 1 技能・経験に応じた処遇改善の対象となる職員は、保育士・教諭以外の職員(例えば、スクールバスの運転手や用務員)を加算対象にすることもできるのでしょうか。また、非常勤職員でもよいのでしょうか。

(答)

月額 4 万円、5 千円の加算は、園長・主任保育士等を除き、調理員、栄養士、事務職員、スクールバスの運転手などを含め、保育園・幼稚園等に勤務するすべての職員(非常勤職員含む)が対象になります。

なお、主任保育士等への月額 5 千円以上月額 4 万円未満の配分については、問 8 をご参照ください。

問 2 派遣職員についても処遇改善の加算対象にできるのでしょうか。

(答)

加算及び配分の対象となります。

派遣元事業所を通じ、この場合においても当該職員の処遇改善が確実に行われることが確認される必要があります。

問 2-2 法人の役員等を兼務している職員も技能・経験に応じた処遇改善の対象とできますか。

(答)

法人役員を兼務している職員については、経営に参画しており相応の役員報酬を受けていることが想定されることから、基本的に処遇改善の対象とすることは想定していません。ただし、当該職員について、教育又は保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、技能・経験を有する職員として本加算の対象とすることを妨げるものではありません。当該職員の業務の実態等を踏まえ、事業者において適切に判断して下さい。

問 3 処遇改善の対象の要件に「概ね 7 年以上」「概ね 3 年以上」とありますが、経験年数が足りない職員は処遇改善の対象とならないのでしょうか。

例えば、経験年数 3 年の職員を副主任保育士等としたり、新規採用の職員を職務分野別リーダー等にするという対応は可能でしょうか。

(答)

家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業以外の施設・事業所では、経験年数は概ねの「目安」であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が 7 年未満や 3 年未満の職員であっても、施設・事業所の判断で柔軟に対象とすることができます。

問4 経験年数7年以上の職員であれば、全員が月額4万円の処遇改善が受けられるのでしょうか。

(答)

副主任保育士等に係る月額4万円の処遇改善は、公定価格上の職員数全体（園長等の管理職を除く）の概ね1/3を対象とする仕組みになりますので、経験年数7年以上の職員すべてが処遇改善の対象になる訳ではありません。

問5 延長保育事業や併設されている放課後児童クラブなど通常保育とは別の事業に専従する職員や、幼稚園における預かり保育の専任担当者等について、処遇改善の加算対象とすることができますか。

(答)

公定価格で措置している通常の教育・保育とは異なる事業等に専従する職員については、処遇改善の対象外となります。

問6 公定価格上措置されていない職員（地方単独事業による加配職員や、園が独自に配置している職員）について、処遇改善の対象とすることができますか。

(答)

加算対象人数の算定には入りませんが、通常の教育・保育に従事する職員であれば、公定価格上措置されていない職員についても、処遇改善の加算及び配分の対象とすることが可能です。

問7 副主任保育士等は月額4万円、職務分野別リーダー等は月額5千円の処遇改善を行うこととされていますが、改善の金額は必ずこの金額でなければならないのでしょうか。

(答)

職務分野別リーダー等については、全て月額5千円の処遇改善を行っていただくこととなりますが、副主任保育士等については、本加算の対象職員数（人数A）の1/2（端数切り捨て）について月額4万円の処遇改善を行った上で、その他の職員については月額5千円以上月額4万円未満の範囲で賃金改善額を設定することが可能です。

問8 副主任保育士等に月額4万円の賃金改善を行うと、主任保育士の給与を超えてしまうのですが、主任保育士等に加算額を配分し、賃金改善を行うことはできないでしょうか。

(答)

主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園等の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主たる対象としていませんが、質問の例のように、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、これらの職種についても月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

※ 副主任保育士等の給与が主任保育士の給与を超えない場合であっても、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、主任保育士等に月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

※ 保育所等における副園長については、管理職としての位置付けが想定されることから、処遇改善の対象とはしていません。

ただし、教育・保育現場で必要な専門性を有し、中核的な役割を担っていると認められる場合には、施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5千円以上月額4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。

問9 月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A÷2（1人未満の端数は切り捨て）人確保」することとなっていますが、人数Aが1人であり計算の結果端数切り捨てで「0」となる場合には、月額4万円の賃金確保を行う職員は設けなくて良いでしょうか。

(答)

お見込みの通りです。

問9-2 計算により決まる人数A、人数Bの人数分だけ、処遇改善を行わないといけないのでしょうか。適当な対象者がいない場合、人数A、Bより少ない人数だけ処遇改善することはできますか。

(答)

加算額を上回る処遇改善を行っていただく必要があるため、人数A、人数Bの人数をそれぞれ処遇改善していただくこととなります。

なお、人数Aについては、その人数の1/2（一人未満の端数切り捨て）に4万円の処遇改善をしていただいた上で、その他の職員に月額5千円以上4万円未満の範囲で処遇改善を行うことが可能です。

問 10 経験年数が長い順に賃金改善を行わないといけないのでしょうか。

例えば、経験年数10年の職員について改善を行わず、経験年数7年の職員について2万円、経験年数5年の職員について4万円、経験年数3年の職員について2万円の改善を行っても良いのでしょうか。

(答)

処遇改善の対象とする職員の選定や、各職員に係る改善額の決定については、各施設の判断で自由に行っていていただいて差し支えありません。なお、当然ながら、各職員に対して、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などについて丁寧に説明することが望まれます。

問 11 「月額4万円」「月額5千円」を超えた処遇改善を行うことはできますか。

(答)

今回の処遇改善は、保育園等におけるキャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について相応の改善を行うことで、職場への定着等を図るものであり、特定個人の賃金引き上げを目的としたものではないことから、対象人数を絞って「月額4万円」「月額5千円」を超える賃金改善を行うことはできません。

問 12 賃金改善を行う役職の名称は必ず「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」でなければならないのでしょうか。既に園内でこれらに相当する役職（教務主任・学年主任等）を設定していますが、このような役職のままでも処遇改善等加算Ⅱの加算対象となるのでしょうか。

(答)

「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」などは、あくまで例として示したものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これら以外の名称を使用することも可能です。

既に園内でこれらに相当する役職が設定されている場合、そのまま処遇改善等加算Ⅱの対象とすることも可能です。

問 13 副主任保育士・専門リーダー又は職務分野別リーダーのいずれか一方の処遇改善のみ行うことはできるのでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱを取得するためには、副主任保育士等と職務分野別リーダー等の両方の処遇改善を行うことが必要となります。

問 14 一人の職員が、副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできますか。または、職務分野別リーダー等について、5千円の加算に加え、4万円の一部を配分することはできますか。

(答)

それぞれの役割に応じた処遇改善を行う趣旨から、一人が副主任保育士等と職務分野別リーダー等を兼務することはできません。

また、職務分野別リーダー等に、副主任保育士等に係る加算額の一部を配分することもできません。

問 15 従来から独自の役職等を設定してキャリアアップの仕組みを設けて、手当を支給している場合、この手当分を処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額として取り扱ってもよいのか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいては、平成28年度時点の賃金水準からの改善が必要となるため、従来から支給している手当を賃金改善額として取り扱うことはできません。

問 16 副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーに関する賃金改善に対応する超過勤務手当の増額分については、処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善(見込)額に含むのでしょうか。

(答)

賃金改善は、月額で確実に行う必要があります。そのため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、賃金改善(見込)額には含めないこととします。

問 17 処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、育休を取得した場合の賃金改善額はどのように算定するのでしょうか。

(答)

通常、育児休業期間中は給与が支払われないため、この場合の育児休業取得者に係る賃金改善額はゼロになります。このため、必要に応じて、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが考えられます。



問 17-2 処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、どのように賃金改善を行えばいいでしょうか。

(答)

その場合には、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となります。

ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等は行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行っていただくことが可能です。

例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。

なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円を上回る配分となることなどは差し支えありませんが、その場合には、当初想定しえなかった事情による残額の調整であることが分かるように実績報告書に記載してください。

問 18 地方単独補助により、従前より処遇改善等加算Ⅱに相当する賃金改善を行っていた場合、自治体の判断により、処遇改善等加算Ⅱを適用しないことは可能でしょうか。

または、地方単独補助がない場合の水準と比較して4万円等の処遇改善を行う取扱いとしてよいでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善については、地方単独補助を含めた平成28年度に実際に支払われた水準から賃金改善を行われることが必要です。

処遇改善の重要性に鑑み、各自治体におかれては、引き続き地方単独補助を適用していただきたいと考えます。

問 19 賃金改善は、施設独自に設定している主任手当を増額する（例えば、現行5千円の主任手当を+4万円、+5千円増額する）方法でも良いでしょうか。

(答)

今回の賃金改善については、必ずしも新たな手当を創設して対応する必要はなく、既存の手当を増額する方法で行うことも可能です。

問 20 基本給により改善した場合、連動して賞与も引きあがることとなりますが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできますか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいては、月額による改善分のみが賃金改善額として取り扱われるものであり、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできません。

問20-2 賃金改善の方法について、1人の職員に対して基本給と手当の双方を組み合わせて対応することも可能ですか。

(答)

可能です。例えば、月額4万円の処遇改善を行う際に、基本給1万円・手当3万円、基本給2万円・手当2万円を組み合わせるなど、柔軟に対応することが可能です。

問 21 職務・給与体系の整備がされておらず、発令等に時間を要する見込みですがこの場合でも、平成29年4月から支給されるのでしょうか。

(答)

対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から保育園において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給が可能です。

問 22 問 21 に関連して、実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合とは、どのように確認することになるのでしょうか。

(答)

都道府県等における確認は、職員体制の分かる書面(辞令の写しや役職付の名簿、担当者名の入った園内の分掌表など)により行うこととなりますので、4月時点で職員体制が整備されていることが分かる書類を整理しておく必要があります。

問23 平成29年度から新たにキャリアアップ研修がはじまるとのことですが、誰でも受講できるのでしょうか。

(答)

保育園や地域型保育事業所等において、他の保育士に助言や指導するリーダー的な役割を担うことを希望する方であれば、誰でも受講することができます。

問23-2 加算要件となる研修は「別に定める」とあるが、どのようなものとなる予定でしょうか。また、いつ頃示されるのでしょうか。

(答)

具体的な研修要件については、現在検討中であり、秋～冬頃を目途にお示しする予定ですが、保育士・幼稚園教諭・保育教諭のそれぞれについて、以下の方向を考えております。

保育士については、基本的に「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(雇児保発0401第1号)による研修の受講を要件とすること。

幼稚園教諭については、都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する既存の研修を柔軟に活用することとしており、研修内容や実施方法等を詳細に定めることはせず、実施主体や研修分野・時間数などを簡潔にお示しすること。

保育教諭については、保育士・幼稚園教諭の取扱いも踏まえて、対応を検討すること。

問24 過去に障害児に関する研修などを受講したことがあるのですが、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありますか。

(答)

過去に受講した研修内容が、新たなキャリアアップ研修の内容に相当するものであると実施主体である都道府県から認められる場合には、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありません。

問25 主任保育士等は配分対象職員とし、「5千円以上4万円未満の範囲内」で配分可能とありますが、主任保育士等にも4つの研修の要件がかかるのでしょうか。また、改めて発令等を行う必要がありますか。

(答)

主任保育士等については、相当程度の経験及び研修の受講歴を有しているという前提のもとで任命されていることが想定されることから、研修要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

また、改めて発令等を行う必要はありません。

問25-2 「5千円以上4万円未満の範囲内」の範囲内で配分をされる職員にも副主任保育士等と同様に発令等が必要ですか。

(答)

月額5千円以上4万円未満の配分についても、その対象職員が、一定の技能・経験を有し、園内で相応の役割を担っていることが前提となるため、その役割に応じた発令等が必要となります。

問26 法定福利費等の事業主負担増加額が少ないことにより、加算（見込）額を下回る場合の差額は、どのように対応すればよいでしょうか。

（答）

その場合、当該差額分は、施設職員の賃金改善に確実に充てる必要がありますが、対象者・改善額・改善方法については、施設の事情に応じて自由に行っていただくことが可能です。例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。

なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円を上回る配分となることなどは差し支えありませんが、その場合には法定福利費等による差額調整であることが分かるように改善計画書・実績報告書等に記載してください。

問27 処遇改善等加算Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額の範囲はどのようなものですか。

（答）

法定福利費等の事業主負担増加額は、次のものを含みます。

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分、法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分、退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分。

問28 法定福利費等の事業主負担増加額の計算方法はどのように行えばよいですか。

（答）

法定福利費については、

- ①職員の就業形態・収入等により加入する社会保険が異なること、
- ②加入する保険者によって適用される保険料率などが異なること、
- ③計算方法についても制度ごとに様々であること

から、各施設の実態に応じて合理的と判断される方法により、算定していただきたいと考えています。合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。

問29 処遇改善等加算Ⅱにより職員間の給与に不合理な差が生じるのですが、  
どのように対応すればいいでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいても、月4万円の賃金改善を行う職員を「人数  $A \div 2$  (一人未満の端数切り捨て)」人確保していただければ、残りの額は柔軟に活用できることが可能であることから、各施設の実情を踏まえた対応が可能であると考えています。

また、仮に、そのような柔軟な配分を行ってもなお、不合理な給与差が生じる場合には、各施設の判断で自由な配分が可能である処遇改善等加算Ⅰの充実分を活用して、調整いただくことなどが考えられます。

ただし、当然ですが、処遇改善等加算Ⅱの対象職員については、前年度の月額給与水準(処遇改善等加算Ⅰによる月額給与水準の改善を含む)に比して、処遇改善等加算Ⅱによる改善分(4万円等)の賃金改善が行われている必要があることについてご留意ください。

※ 改善計画書、実績報告書においては、処遇改善加算Ⅱによる改善額を把握するため、処遇改善加算Ⅰによる改善額は除いて記載していただくこととなっております。

問30 配布された年齢別児童数計算表では、4月に0人の年齢区分がある場合、  
伸び率が計算できませんが、どのように計算すればよいでしょうか。

(答)

4月時点の人数が0人で、伸び率が計算できない場合は、便宜的に1として計算してください。1とした場合に計算結果が適切でない場合は、前年度実績による見込みによりがたい場合として、計算してください。

問31 年齢別児童数について、特例給付を受ける児童も、これに含めるのでしょうか。なお、いわゆる私的契約児については、これに含まない整理ということでしょうか。

(答)

特例給付を受ける児童について、その児童の年齢区分(小規模保育事業所Cは児童数)に含めて計算してください。

なお、当然のことながら私的契約児については、算定に含めません。

問32 保育所または認定こども園で分園を設置している施設については、加算対象職員数をどのように算定すればよいでしょうか。

(答)

保育所または認定こども園で分園を設置している場合の「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数の計算方法については、本園・分園ごとに計算する項目と、本園・分園を合わせて1つの施設として計算する項目に分けて計算し、それらを合算してください。

また、実際に4万円等の配分を行う職員については、本園・分園合わせた施設全体の中で、施設の実情に応じて決めてください。

○本園・分園ごとに計算する項目

・保育所

定員数に応じて加える人数

a 年齢別配置基準による職員数

b 保育標準時間認定の児童がいる場合

・認定こども園

定員数に応じて加える人数

a 年齢別配置基準による職員数

b 非常勤講師

c 休けい保育士

d 調理員

e 保育標準時間認定の児童がいる場合

○本園・分園を合わせて1つの施設として計算する項目

・上記以外



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第31回）が開催される ～佐藤秀樹副会長が出席 …… 1
- ◆ 松山政司内閣府特命担当大臣（少子化対策）への要望活動を保育三団体協議会  
会で実施 ～全保協からは万田康会長と森田昌伸副会長が出席…………… 3

## ◆子ども・子育て会議（第31回）が開催される ～佐藤秀樹副会長が出席

平成29年9月8日、「子ども・子育て会議（第31回）」が開催されました。

今回の会議は、平成29年度に入り初めての開催であり、会議の冒頭では会長の選出が行われ、無藤隆氏（白梅学園大学大学院特任教授）が引き続き会長となりました。会長に事故あるときの職務代理者として、大日向雅美氏（恵泉女学園大学学長）が無藤会長から指名され、副会長となりました。

その後、内閣府・厚生労働省・文部科学省から資料説明がなされ、その後、各委員から自己紹介と意見、質問等の発言がありました。

議事「(1) 基本指針の改正案について」、議事「(2) 国家戦略特別区域小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について」は、別添のNo.1「子ども・子育て会議（第31回）」資料の「資料3」、「資料4」により、案の通り承認されました。

議事(1)についての資料3「子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正（案）」は、子育て安心プランを踏まえて、基本指針を改正するものです。

これは、子育て安心プランに示されている、待機児童を解消するために必要な受け皿として約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率を80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することが背景にあります。

具体的な改正内容について、「子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項」は、①量の見込み（必要利用定員総数）を定め、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること、②企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合、保育の確保の内容に含めて差し支えないこと、③幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）は、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること、また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0



～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること、④必要利用定員総数が翌年度>今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこととされています。

また、国家戦略特区における小規模保育事業を2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることとされています。

議事(2)についての資料4「国家戦略特区小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について(案)」は、特区内の小規模施設において、3歳以上の保育認定子どもの受入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされたことに対して、運営基準、公定価格等を示したものです。

運営基準については、利用定員の3歳未満保育認定子どもに加え、3歳以上保育認定子どもを定めること、連携施設の機能を要しないこと、事業者は3歳以上の受入れに際し、異年齢で構成されるグループ保育における個々の乳幼児の発育及び発達過程等に応じた適切な支援及び個の成長と友達との相互的・協力的な活動が促されるような配慮等を都道府県に報告することとされています。

公定価格については、小規模A・B型の「3歳」は、1・2歳児基本分単価の65/100、「4歳以上」は同60/100。小規模C型は、1・2歳児の基本分単価の-3,000円(主食費相当)とされています。

各府・省からの報告事項として、次の説明がありました。

資料9-1では、「平成29年度 保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査」について、8月末の回答締切後、集計作業が行われていることが報告されました。

資料9-2では、平成28年度の調査結果が示されています。平成28年度の調査は、今年度の調査(統計法に基づく調査)のプレ調査として実施されました。調査結果について、職種別職員の賃金改善状況をみると、処遇改善分が賃金へ確実に反映されている旨の説明がありました。

資料10では、企業主導型保育事業の実施状況について、職員の「保育士比率」に着目し、保育士が職員100%の施設は55.3%、75%が20.6%であることが報告されました。

資料11では、待機児童の状況が示されています。都市部だけではなく、ベッドタウンとしての開発やタワーマンションによる人口増により、待機児童が急増している地域があること、待機児童が100人以上増減した自治体をみると、保育の受け皿整備の状況が待機児童の改善に表れていることなどが説明されました。

資料12では、認定こども園の園数、在籍園児数、都道府県別数が示され、総数では大阪府や兵庫県が多くなっています。

資料14では、平成28年度の事故報告及び事故防止対策が示されています。死亡事故には、「睡眠中」が多いこと、また「その他の認可外保育施設」での事故が多いことから、認可外保育施設の事故報告の義務化が検討されていることが説明されました。

また、関連する施策動向として、資料15-1、15-2「新しい社会的養育ビジョン」について説明がありました。具体的な議論は今後、関連団体等と十分に意見交換をして進めていくこと、基本指針の見直しについては、子ども・子育て会議に諮ることが示されました。

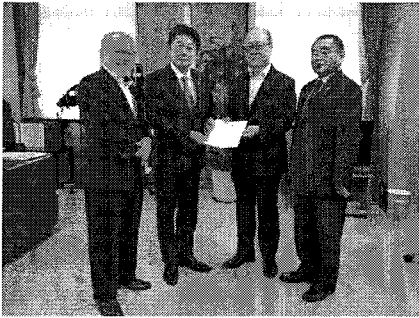
その他詳細は、別添のNo.1をご参照ください。

## ◆松山政司内閣府特命担当大臣（少子化対策）への要望活動を保育三団体協議会で実施 ～全保協からは万田康会長と森田昌伸副会長が出席

平成 29 年 9 月 5 日、保育三団体協議会は松山政司内閣府特命担当大臣（少子化対策）を訪問し、平成 30 年度予算に対する要望活動を行いました。

本会からは、万田会長、森田副会長が出席して要望を伝えるとともに、現在課題となっている、平成 29 年度公定価格の処遇改善等加算Ⅱにかかる要件や、各都道府県でのキャリアアップ研修、また企業主導型保育事業の設置にかかる市町村の関与の必要性について触れるとともに、意見交換を行いました。

要望活動の内容については、別添の No. 2 をご参照ください。



「平成 30 年度保育関係予算・制度等に向けた要望」を松山政司氏に手交する（左から万田会長、松山大臣、日本保育協会大谷泰夫理事長、全国私立保育園連盟小林公正会長）



保育三団体協議会からの意見を表明する（右手奥から万田会長、森田副会長）

## 子ども・子育て会議（第31回）

平成29年9月8日（金）14時00分から16時30分まで

於：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

### 議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 基本指針の改正案について
  - (2) 国家戦略特別区域小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について
  - (3) その他
3. 閉会

#### 【配布資料】

- 資料1 子ども・子育て会議委員・専門委員名簿
  - 資料2-1 子ども・子育て会議運営規則
  - 資料2-2 子ども・子育て会議基準検討部会の設置について
  - 資料3 子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正（案）
  - 資料4 国家戦略特区小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について（案）
  - 資料5 子育て安心プラン
  - 資料6 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（抜粋）
  - 資料7 経済財政運営と改革の基本方針2017（抜粋）
  - 資料8 平成30年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について
  - 資料9-1 平成29年度保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査について
  - 資料9-2 平成28年度保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について
  - 資料9-3 平成28年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実態調査の集計結果概要について
  - 資料10 企業主導型保育事業の実施状況
  - 資料11 待機児童の解消に向けた取組の状況について
  - 資料12 認定こども園に関する状況について（平成29年4月1日現在）
  - 資料13 平成29年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果
  - 資料14 「平成28年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について
  - 資料15-1 新しい社会的養育ビジョン（概要）
  - 資料15-2 新しい社会的養育ビジョン
- 参考資料 委員提出資料

## 子ども・子育て会議委員・専門委員名簿

## ○子ども・子育て会議 委員

- (東京大学大学院教育学研究科教授)
- (NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事)
- (一般社団法人営業部女子課の会代表理事)
- (恵泉女学園大学学長)
- (NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長)
- (高知県知事)
- (一橋大学経済研究所所長)
- (淑徳大学総合福祉学部教授)
- (公益社団法人全国幼児教育研究協会理事)
- (NPO 法人全国小規模保育協議会理事長)
- (宇都宮市長)
- (全国保育協議会副会長)
- (株式会社産経新聞社編集局文化部編集委員兼論説委員)
- (全国国公立幼稚園・こども園長会会長)
- (公益社団法人全国私立保育園連盟常務理事)
- (全日本私立幼稚園PTA連合会副会長)
- (全日本私立幼稚園連合会政策委員長)
- (NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事)
- (社会福祉法人健光園京都市北白川児童館館長)
- (日本商工会議所・東京商工会議所知的財産戦略委員会委員)
- (一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長)
- (白梅学園大学大学院特任教授)
- (日本労働組合総連合会副事務局長)
- (社会福祉法人日本保育協会女性部副部長)
- (聖籠町長)

あきた	きよみ
秋田	喜代美
おうじ	なおこ
王寺	直子
おおた	あやこ
太田	彩子
おおひなた	まさみ
大日向	雅美
おくやま	ちづこ
奥山	千鶴子
おざき	まさなお
尾崎	正直
おしお	たかし
小塩	隆士
かしわめ	れいほう
柏女	霊峰
かとう	あつひこ
加藤	篤彦
こまざき	ひろき
駒崎	弘樹
さとう	えいいち
佐藤	栄一
さとう	ひでき
佐藤	秀樹
さとう	よしみ
佐藤	好美
せき	みつこ
関	美津子
つかもと	しゅういち
塚本	秀一
つきもと	きく
月本	喜久
つばい	ひさや
坪井	久也
とくくら	やすゆき
徳倉	康之
なかがわ	いちろう
中川	一良
はちや	まゆみ
蜂谷	真弓
ひがしで	こういちろう
東出	公一郎
むとう	たかし
無藤	隆
やすなが	たかお
安永	貴夫
やまうち	いほこ
山内	五百子
わたなべ	ひろきち
渡邊	廣吉

○子ども・子育て会議 専門委員

(公益社団法人日本医師会常任理事)

いまむら さだおみ  
今村 定臣

(一般社団法人全国病児保育協議会会長)

おおかわ ひろじ  
大川 洋二

(公益社団法人全国保育サービス協会理事)

おぎ まり  
尾木 まり

(公益社団法人日本助産師会常任理事)

かさい けいこ  
葛西 圭子

(一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会長)

きむら よしやす  
木村 義恭

(草加市教育委員会教育長)

たかぎ ひろゆき  
高木 宏幸

(一般社団法人日本こども育成協議会会長)

ひろしま せいじ  
広島 清次

(NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)

みずしま まさこ  
水嶋 昌子

(全国児童養護施設協議会副会長)

むとう そめい  
武藤 素明

(50音順、敬称略)

平成29年6月28日発令日時点

子ども・子育て会議運営規則

平成25年4月26日  
子ども・子育て会議決定

(会議の招集)

- 第1条 子ども・子育て会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。
  - 3 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(代理人の出席等)

- 第2条 会長は、構成員が会議に出席できない場合であつて、当該構成員からあらかじめ申し出があつたときは、代理人の出席を認めることができる。
- 2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

- 第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

- 第4条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員の氏名（代理者が出席した場合は、その旨を含む。）
  - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(協力の依頼)

第5条 子ども・子育て支援法第75条第1項又は第2項に基づく関係行政機関の長その他の者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 第1条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(参考)

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）

（設置）

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

（会議の組織及び運営）

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。



○子ども・子育て会議令（平成25年政令第81号）（抜粋）

（委員の任期）

第一条 子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

（議事）

第五条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第六条 会議の庶務は、内閣府子ども・子育て本部において処理する。

（会議の運営）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 子ども・子育て会議基準検討部会の設置について

平成 25 年 4 月 26 日  
子ども・子育て会議決定  
平成 27 年 5 月 21 日  
一 部 改 正

## 1. 設置

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）において子ども・子育て会議の意見を聴いて定めることとされている各種基準及び給付費の額の算定基準等について検討を行うため、子ども・子育て会議令（平成 25 年政令第 81 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、基準検討部会を置く。

## 2. 検討事項

部会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 施設型給付費及び特例施設型給付費の額の算定基準
- (2) 地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の額の算定基準
- (3) 特定教育・保育施設の運営に関する基準
- (4) 特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (5) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準
- (6) 地域型保育事業の設備及び運営の基準
- (7) 地域子ども・子育て支援事業に関する基準
- (8) その他必要な事項

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て行うこととする。

## 3. 庶務

部会の庶務は、内閣府子ども・子育て本部において処理する。

## 4. その他

前各項及び子ども・子育て会議運営規則（平成 25 年 4 月 26 日子ども・子育て会議決定）に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。（参考）子ども・子育て会議令（平成 25 年政令第 81 号）

(部会)

第四条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

## 改正の背景

- 子育て安心プランにより、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率を80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。

## 改正の内容

### (1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- ① 子育て安心プランを踏まえ、量の見込み(必要利用定員総数)を定めるとともに、それぞれ必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを旨とし、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ② 企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容に含めて差支えないこと。
- ③ 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。  
また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。  
このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。
- ④ 必要利用定員総数が、翌年度より今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。

### (2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- 国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもの保育の確保の内容に含めること。

# 国家戦略特区小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について(案)

## 考え方

- 国家戦略特区法の改正(29年6月成立、9月下旬施行)により、特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。
- このため、特区内の小規模保育施設(特区事業として認可・確認を受けたもの)における3歳以上児に係る運営基準と公定価格を定める。
- その際、現行制度において、特別な要件下で、3歳以上児を受け入れる場合の特例地域型保育給付の仕組み(別紙)を、準用する。
- ※ 小規模保育施設において、現行制度上も、3歳以上児の受入れは例外的に可能であり、その場合、3歳未満児を受入れる前提の職員体制などが組み込まれている。一方、特区制度では、予め3歳以上児の受入れに対応した職員体制が組み込まれることになるので、公定価格上の例外は適用しない。

## 主な運営基準の改定

- 利用定員について、3歳未満保育認定子どもに加え、3歳以上保育認定子どもを定める。
- 通常の小規模保育事業における連携施設の機能の一部(保育の終了に際し、引き続き、それらの連携施設で受入れ)を要しない。
- 事業者は、3歳以上の受入れに際し、異年齢で構成されるグループ保育における個々の乳幼児の発育及び発達過程等に  
応じた適切な支援及び個の成長と友達との相互的・協力的な活動が促されるような配慮等を都道府県に報告する。

## 公定価格における単価案

### 【基本分単価】

- 2歳(6:1)と、3歳(20:1)又は4歳以上(30:1)との配置基準や給食費等の違いを考慮し、下表のとおり単価を設定。

小規模A・B型	3歳	1・2歳児基本分単価の <b>65/100</b>
	4歳以上	1・2歳児基本分単価の <b>60/100</b>
小規模C型	1・2歳児の基本分単価 <b>—3,000円</b> (主食費相当)	

### 【基本分単価以外の単価】

- 年齢による差が生じないものが多いため、小規模保育の1・2歳児の区分による。

# (別紙) 現行の特例地域型保育給付費(2号認定子ども)の 小規模保育の利用の要件について

## 支給の要件

1. 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
2. 受け入れ先が見つかるまでのつなぎとして使う場合。  
→ 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、①年度の途中で3歳を迎えて認定区分が2号となったが、  
②地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に③当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。  
3歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合には、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合には、特定地域型保育費を支給することができる。

## 給付額の要件

原則：3歳の子どもは1・2歳児基本分単価の65/100、満4歳以上の子どもは60/100  
(小規模C型(家庭的保育に近い6～10人の小規模保育)は、1・2歳児の基本分単価－3,000円(主食費相当額))  
※基本分単価以外の単価については、年齢による差が生じないものが多いため、小規模保育の1・2歳児の区分による。

例外①：3歳以上の子どもの数が、利用定員の3割未満となる場合  
→ 1・2歳児の基本分単価－3,000円(主食費相当額)

例外②：3歳以上の子どもの数が、利用定員の3割以上となる場合で地域における3歳以上に係る保育の提供体制に鑑み、利用定員の3割以上となることがやむを得ないと市町村が認める場合  
→ 1・2歳児の基本分単価－3,000円(主食費相当額)



# 「子育て安心プラン」

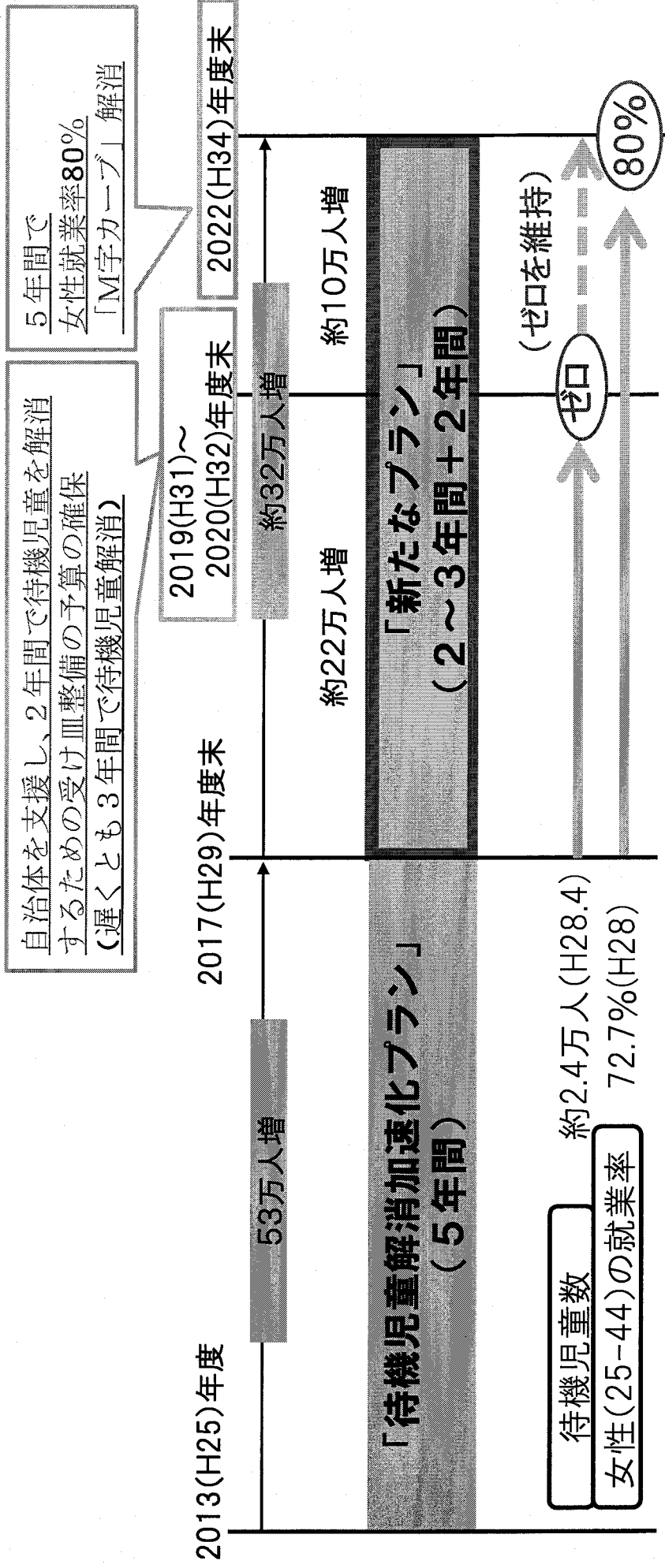
資料5

## 【待機児童を解消】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。  
 (遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。  
 (参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)



# 6つの支援パッケージの主な内容

## 1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
  - ・大規模マンションでの保育園の設置促進
  - ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
  - ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
  - ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余剰教室等の活用
  - ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
  - ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
  - ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

## 2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

## 3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシエール」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

## 4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

## 5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

## 6 保育と連携した「働き方改革」

～二一ズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討



# (参考)「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

## 待機児童が解消困難な要因

### ① 1、2歳児の待機児童が7割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人 (100%)	23,553人 (100%)
0歳児	3,035人 (13.3%)	3,688人 (15.7%)
1、2歳児	15,621人 (68.7%)	16,758人 (71.1%)
3歳児以上	4,085人 (18.0%)	3,107人 (13.2%)

### ② 女性就業率、保育申込者数、1、2歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約2倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	+0.6ポイント/年	+1.25ポイント/年
保育申込者数	+4.8万人/年	+9.0万人/年
1、2歳児保育利用率	+1.4ポイント/年	+2.7ポイント/年

### ③ 待機児童は「都市部」に多い

- ・ 東京23区の待機児童割合(待機児童数/申込者数)は高い(東京23区 3.14% その他の市町村 0.75%(H28))
- ・ 都市部における土地の確保が困難(目黒区、渋谷区、中野区等)
- ・ 大規模マンションの建設(中央区、江東区、板橋区等)
- ・ 人口流入等予想を超えての就学前児童数の増加(目黒区、世田谷区、江東区等)

## 子育て安心プランの対応

### ① 「1、2歳児」の受け皿整備を強かに推進。

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保

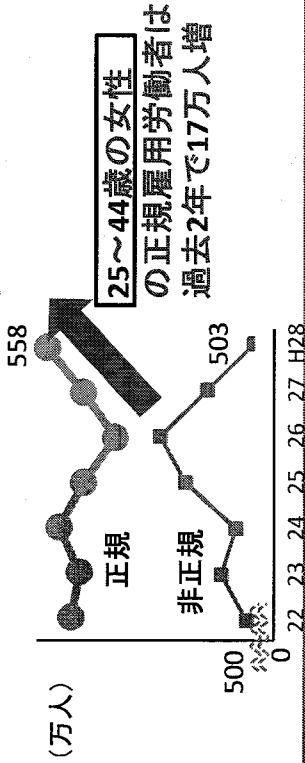
#### (遅くとも3年間で待機児童解消)

(1、2歳児の受け皿整備量)  
年間4.2万人(加速化プラン) → 年間5.1万人(子育て安心プラン)(促進策)

- ・ 幼稚園における2歳児の受入れ拡大
- ・ 小規模保育の普及
- ・ 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
- ・ 企業主導型保育の推進

### ② 「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

・ H34年度末までの5年間で約32万人



### ③-1 土地の確保、既存施設の活用 of 推進

- ・ 都市部における高騰した保育園の賃借料補助
- ・ 大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・ 幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

### ③-2 きめ細やかなサービスの展開

- ・ 保育コンシエルジュの全国的な普及促進
- ・ 市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表

# 「経済・財政再生計画」の着実な実施 に向けた建議

平成29年5月25日  
財政制度等審議会

## 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議

平成29年5月25日

財務大臣 麻生 太郎 殿

財政制度等審議会会長  
榊原 定征

財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、ここに建議として取りまとめた。

政府においては、本建議の趣旨に沿い、今後の財政運営に当たるよう強く要請する。

生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

生活扶助基準については、その検証にあたり、年齢別、世帯人員別、級地別の基準額の体系に加え、給付水準についてもきめ細かく検証し、不公平感を招かない生活扶助基準となるよう、その結果を適切に基準に反映すべきである。あわせて、各種の扶助・加算についても、同類型の一般低所得世帯との均衡が図られているかなどについて検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うべきである。

また、生活保護制度の適正化に向けて、頻回受診の抑制や後発医薬品の使用促進などの医療扶助の適正化に向けた実効性ある改善策や、就労・増収等を通じた生活保護からの脱却に向けた就労促進に取り組むべきである。〔資料Ⅱ－１－39～45 参照〕

#### (4) 年金

年金分野では、社会保障改革プログラム法<sup>18</sup>に示された検討事項について、改革工程表に沿って、速やかに検討を進めていく必要がある。

具体的には、マクロ経済スライドの機能を一層発揮させつつ、

- ・ 次期の財政検証（平成 31 年）に向けて、高齢期における年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金制度が高齢期の就労に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢の在り方等
- ・ 高所得者の年金給付の在り方等について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止など、年金制度内における再分配機能の強化等

に関し、それぞれ速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべきである。〔資料Ⅱ－１－46、47 参照〕

#### (5) 子供・子育て

次世代の育成とともに女性の活躍を促進していく観点からも、社会全体で子育てを支援していく必要がある。このうち、保育については、政府は、「待機児童解消加速化プラン（平成 25～29 年度末）」に沿って、消

<sup>18</sup> 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 112 号)。

費税増収分等を財源として受け皿を拡大してきたが、女性の就業率の上昇等に伴い、都市部を中心に待機児童の解消が厳しい状況にあることから、各自治体における状況も踏まえ、本年6月までに、新たなプランを策定することとしている。

一方、消費税率引上げに伴う社会保障の充実 2.8兆円のうち、子供・子育て支援分は0.7兆円程度とされているが<sup>19</sup>、平成29年度予算において、子供・子育て分は既に0.7兆円に達している。このため、消費税増収分とは別途、安定的な財源を確保しつつ、引き続き保育の受け皿を確保していくため、あらゆる方策を検討する必要がある。

まず、国が定める利用者負担（保育料）の上限額については、近年引き上げられていないが、一方で、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づく新制度の導入以降、職員配置の改善といった「質の向上」に取り組んできたことにより、児童1人当たりの保育コストは増加している。このため、保育コストに占める利用者負担割合は減少している。また、保育士の配置基準、すなわち保育士1人が受け持つ児童数は、0歳児が最も少なく（3人）、1・2歳児（6人）、3歳児（20人）、4歳児以上（30人）、の順に多くなっていく。これに対し、保育料は「0～2歳」と「3歳以上」の2区分しか設けられていない。保育利用率も高まる中、保育コストとサービス利用の対価としての保育料の関係について、議論を深めることが望ましい。

また、幼稚園においても、育児と就業の両立支援に一層貢献してもらうことが考えられる。現状では、教育時間の前後または長期休業期間等において預かり保育を実施する幼稚園は8割強まで増加しているが、午後5時までに預かり保育を終了してしまう幼稚園が3割程度存在し、また、夏季、冬季及び春季休業日にも預かり保育を実施する幼稚園は6割程度に止まっている。こうした状況を踏まえ、例えば、幼稚園に係る施設型給付や私学助成等を全体として適正化しつつ、その財源を活用して、長期休業期間等に預かり保育を実施する幼稚園への支援を増加させるな

<sup>19</sup> なお、社会保障と税の一体改革の議論の中で、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度とは別途0.3兆円超の財源を確保して更なる質の向上を図るべきという旨の国会の附帯決議等がある。

どにより、預かり保育実施のインセンティブを強化することが考えられる。

更に、児童手当の所得制限については、制度の創設（昭和 47 年）時において、父親が家計を支えている世帯が多かったこと等を踏まえ、世帯全体の所得ではなく、「主たる生計者」（世帯の中で所得が最も多い者）の所得のみで判断することとされている。このため、世帯全体として所得が同一であっても、「主たる生計者」の所得水準により、児童手当の支給対象となるかどうか異なるという不公平が生じているとの指摘がある。共働き世帯の増加といった働き方の変化も踏まえ、これを世帯合算の所得で判断する仕組みとすることが考えられる。また、所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額 5 千円の「特例給付」が支給されているが、法律上の規定を踏まえつつ<sup>20</sup>、廃止を含めた検討を行うことも考えられる。その上で、これらにより確保された財源については、保育の受け皿拡大等に充てるべきである。

なお、企業主導型保育事業については、平成 28 年度から事業主拠出金を引き上げて実施している。これにより既に 2 万人程度の受け皿が確保され、平成 29 年度末までに 5 万人の受け皿が確保される見込みとなっている。団塊の世代が順次引退し、労働需給が逼迫する中で、女性の就業促進に大きく貢献していると考えられ、その効果的な活用を図り、待機児童の解消や女性の就業率の向上等を図るべきである。あわせて、企業による仕事と子育ての両立支援に向けた取組にも期待したい。〔資料Ⅱ－1－48～52 参照〕

<sup>20</sup> 「児童手当法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 24 号）附則

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

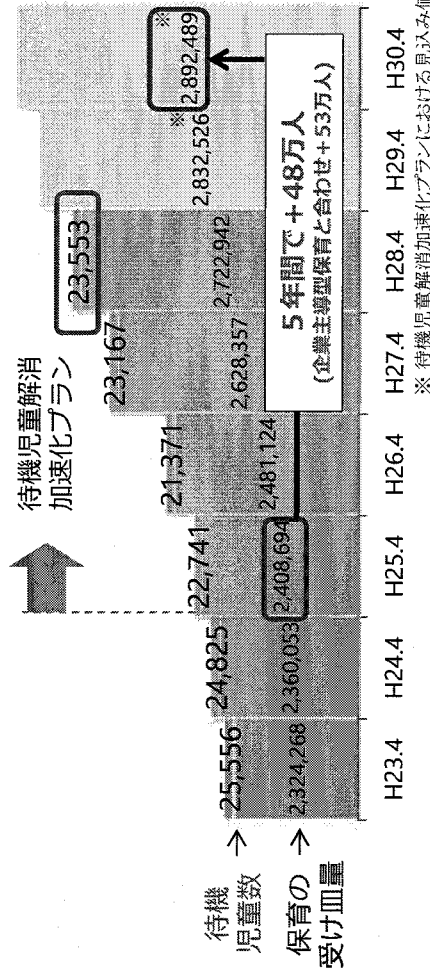
2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付（注：特例給付）の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

# 少子化対策（保育の受け皿確保について）

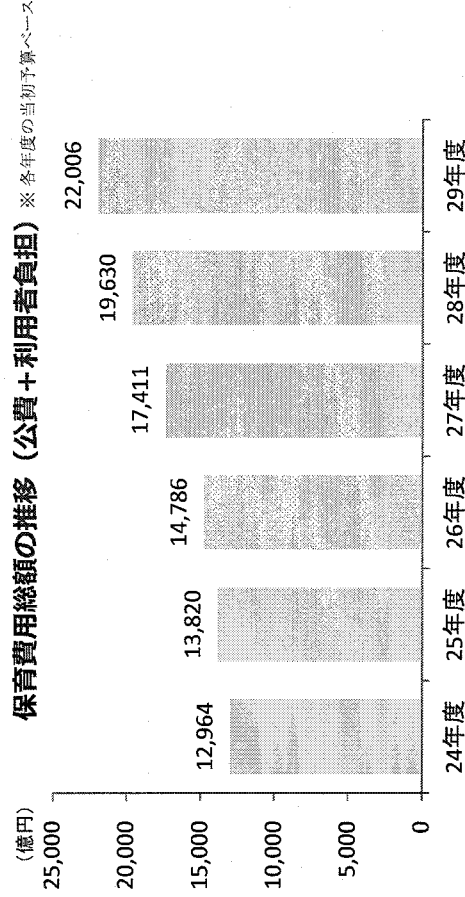
資料Ⅱ-1-48

- 「待機児童解消加速化プラン（25～29年度末）」に沿って、消費税増収分を財源として保育の受け皿を拡大してきていたが、女性の就業率の上昇に伴い、都市部を中心に待機児童の解消が非常に厳しい状況にあることから、各自治体における状況も踏まえ、本年6月までに、新たなプランを策定することとされている。
- 消費税増収分とは別途安定的な財源を確保しつつ、引き続き保育の受け皿を確保していく必要がある。

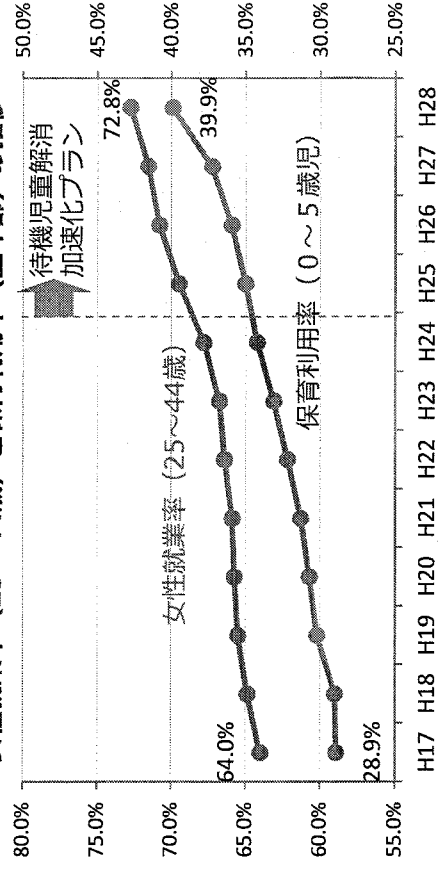
保育の受け皿と待機児童数の推移



保育費用総額の推移（公費+利用者負担）



女性就業率（25～44歳）と保育利用率（全年齢）の推移



都道府県別待機児童数（28年4月1日現在）

東京都	8466	茨城県	382	三重県	101	和歌山県	10
沖縄県	2536	大分県	370	北海道	94	群馬県	5
千葉県	1460	滋賀県	339	長崎県	70	青森県	0
大阪府	1434	香川県	324	山口県	65	山形県	0
兵庫県	1050	鹿児島県	295	京都府	64	新潟県	0
埼玉県	1026	奈良県	260	宮崎県	64	富山県	0
福岡県	948	熊本県	233	徳島県	60	石川県	0
岡山県	875	愛知県	202	高知県	42	福井県	0
宮城県	638	岩手県	194	島根県	38	山梨県	0
神奈川県	497	広島県	161	秋田県	33	長野県	0
福島県	462	栃木県	155	岐阜県	23	鳥取県	0
静岡県	449	愛媛県	110	佐賀県	18	計	23553

（出所）厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日）」、総務省「労働力調査」等



# 企業主導型保育事業について

資料Ⅱ-1-49

- 保育の受け皿整備の拡充に向けて、事業主拠出金を引き上げ、企業主導型保育事業を創設（平成28年度～）。これにより、既に2万人程度の受け皿を確保（29年度末までに5万人の受け皿を確保予定）。
- 団塊の世代が順次引退し、労働需給が逼迫する中、女性の就業促進に大きく貢献。引き続き、企業主導型保育事業の積極的な活用を図り、待機児童の解消や女性の就業率の向上等を図るべき。

## 【企業主導型保育事業の財源】

- ・ 企業が負担する拠出金率※の上限を +0.1%引上げ  
(0.15%→0.25% (28年度:0.2%, 29年度:0.23%))

※ 厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担。既存の事業主拠出金は引き続き児童手当等の財源に充当。

## (参考) 雇用保険料率引下げ (28年度)

・ 失業等給付	被用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
	使用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
・ 雇用保険二事業	使用者分のみ	▲0.05% (0.35%→0.30%)

※ 29年度に別途失業等給付に係る保険料率を引下げ  
被用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)、使用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)

## 【企業主導型保育事業の特徴】

- ① 設置に市区町村の関与なし
- ② 利用は直接契約
- ③ 地域枠設定も可能（利用定員の50%以内）
- ④ 複数企業の共同利用も可能
- ⑤ 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づく新制度の小規模保育事業等に準じた支援を実施

## 企業主導型保育事業の活用例

### ○事例1：企業内に設置／東京23区内

- ・ 企業向けソフトウェアの開発等を行う企業が事業所内に設置
- ・ 全て従業員枠

### ○事例2：駅前設置／東京23区内外

- ・ 結婚相談所の運営会社が東京23区内外の地下鉄・私鉄等の駅前に3箇所設置
- ・ 提携企業枠に加えて地域枠も設定

### ○事例3：大学構内に設置／地方都市

- ・ 大学の教職員が出産後も仕事を継続できるよう、既存の建物を改装して設置
- ・ 全て従業員枠
- ・ 将来的には、学生の実習の場所としての利用も計画

### ○事例4：ショッピングセンター内に設置／全国

- ・ 大手小売りが自社のショッピングセンター内に設置
- ・ 店舗内出店企業の従業員枠に加えて地域枠も設定



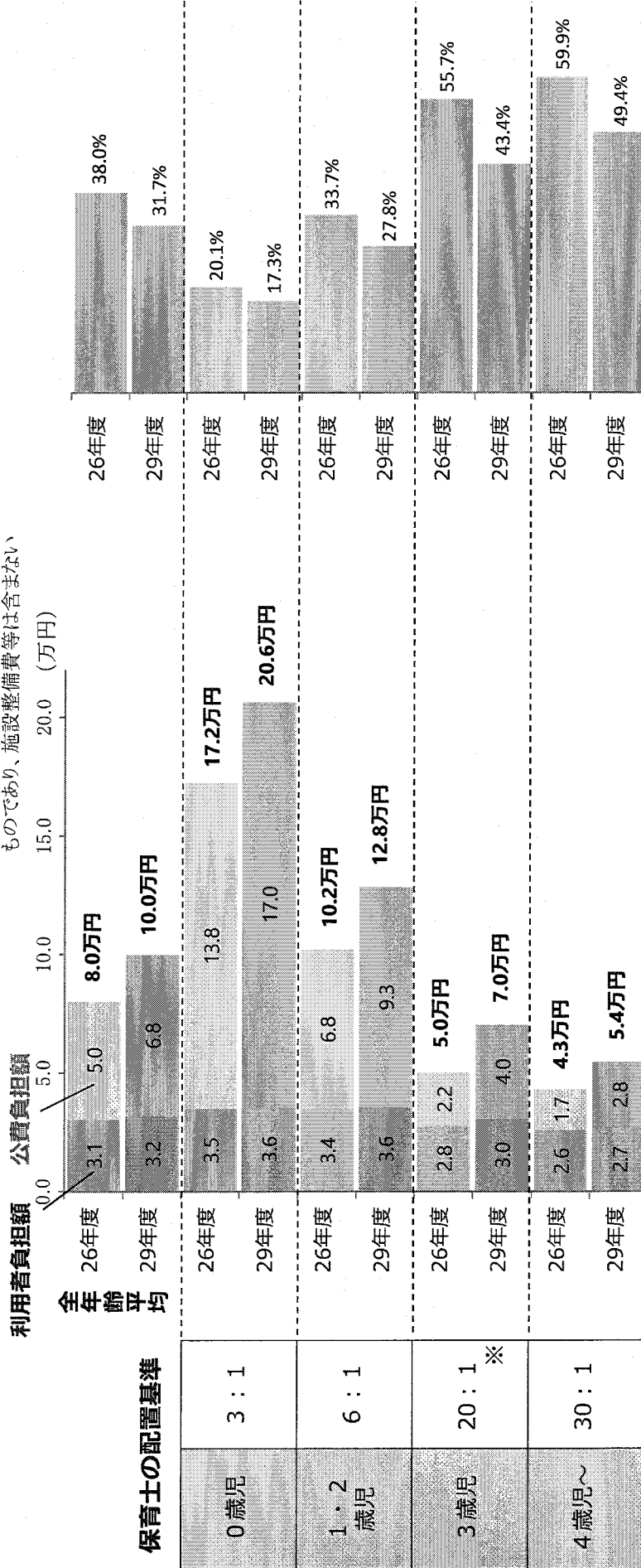
# コストに見合った保育料の設定について

資料Ⅱ-1-50

- 平成27年4月からの「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)等に基づく新制度の実施以降、保育の受け皿量の拡充に加えて、職員配置の改善といった「質の向上」に取り組んでおり、これに伴い、児童1人当たりの保育コストは増加しているが、国が定める保育の利用者負担(保育料)の上限額は近年引き上げられていないため、利用者負担割合は減少している。
- 保育士の配置基準(=保育コスト)は、0歳児>1・2歳児>3歳児>4歳児以上、の順に手厚くなっているが、保育料は、0~2歳/3歳~、の2区分しか設けられていない。
- 保育コストと、サービス利用の対価としての保育料の関係をどのように考えるべきか。

## 年齢別の保育コストに占める1人当たり利用者負担額と公費負担額※ 年齢別の保育コストに占める利用者負担割合

(26→29年度) ※運営費(公定価格)の予算額に基づいたものであり、施設整備費等は含まない



※ 金額や利用者負担割合はいずれも各年度の当初予算ベースのもの。

※ 利用者負担額は平均値。実際の利用者負担額は、0~2歳/3歳~の区分ごと、かつ、所得階層ごとに基準額が設定されている。なお、利用者負担額を独自に減免している自治体もある。

※ 15:1で実施の場合加算あり。

# 幼稚園における待機児童の受入れの推進について

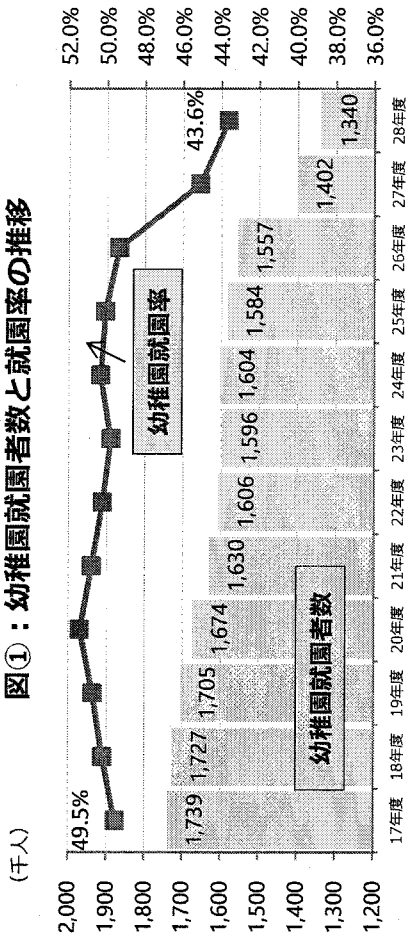
資料Ⅱ-1-51

○ 「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)等に基づく新制度の施行(27年度～)に伴い、幼稚園の一部は認定こども園等に移行しているため、幼稚園就園者数は減少しつつあるが、依然として3～5歳児の4割強を受け入れている。(図①)。

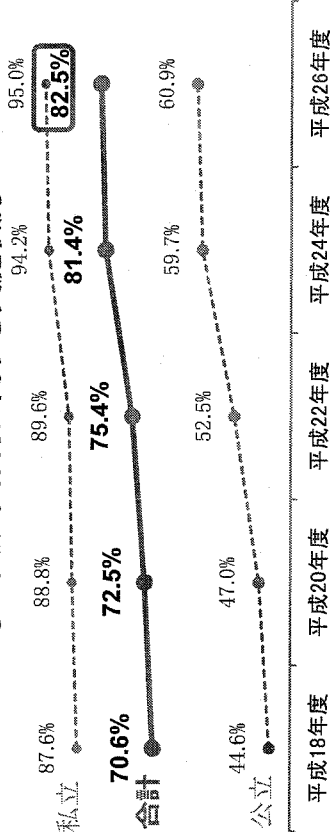
○ 教育時間の前後又は長期休業期間等において預かり保育を実施する幼稚園は8割強まで増加しているが(図②)、午後5時までに預かり保育を終了してしまう幼稚園が3割程度存在し(図③)、また、夏季、冬季及び春季休業日にも預かり保育を実施する幼稚園は6割程度に止まっているなど(図④)、幼稚園が育児と就業の両立支援に貢献する余地はなお存在すると考えられる。

→ 幼稚園に係る施設型給付や私学助成等を全体として適正化しつつ、その財源を活用して、長期休業期間等に預かり保育を実施する幼稚園への支援を増加させるなどにより、預かり保育実施のインセンティブを強化してはどうか。

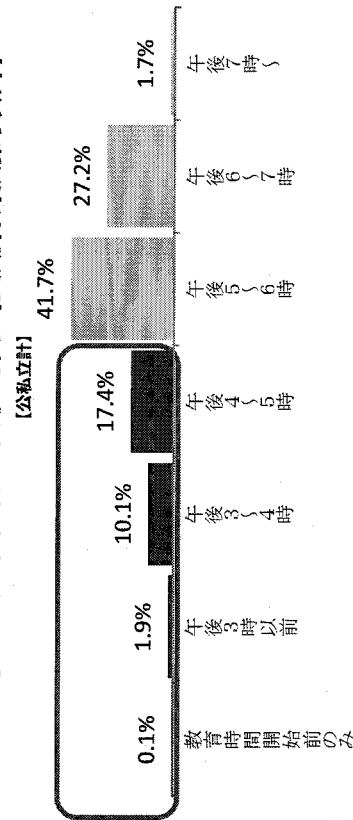
図①：幼稚園就園者数と就園率の推移



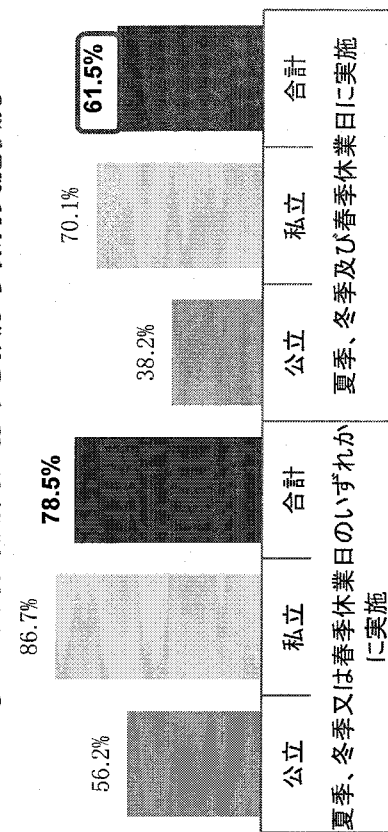
図②：預かり保育に関する実施状況



図③：預かり保育の終了時間(長期休業期間以外)



図④：長期休業期間における預かり保育実施状況



(出所) 文部科学省「学校基本調査」、「幼児教育実態調査」、総務省「人口推計」等に基づき財務省作成

# 児童手当（特例給付）について

資料Ⅱ-1-52

- 児童手当の所得制限（夫婦2人の場合で年収960万円未満）については、制度の創設（昭和47年）時において、父親が家計を支えている世帯（片働き）が多かったこと等を踏まえ、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者（主たる生計者）の所得のみで判定することとされている。  
このため、世帯全体として所得が同一であっても、「主たる生計者」の所得水準により、児童手当の支給対象となるかどうか異なるという不公平が生じているとの指摘がある。（参考：保育料は世帯合算の所得で判断。）
- また、所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されている（支給総額 国費490億円、公費734億円（29年度予算ベース））。  
→ 児童手当の所得制限について、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに改めてはどうか。あわせて、「当分の間の措置」として支給されている特例給付について、法律上の規定を踏まえつつ、廃止を含めた検討を行ってはどうか。  
→ これらの見直しにより確保された財源は、子供・子育て支援に直結する「量的拡充」に充ててはどうか。

## 児童手当及び特例給付の概要

概要	対象児童数 (28年2月現在)
○0～3歳未満 一律15,000円	1,587万人 ※ 給付対象児童の92%をカバー
○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）	
○中学生 一律10000円	
○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	137万人

## 児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

収入の例	児童手当支給額
世帯収入1,200万円 〔夫 収入1,000万円 妻 収入 200万円〕	<b>特例給付10,000円</b> 〔小学生 5,000円 3歳未満 5,000円〕
世帯収入1,200万円 〔夫 収入 800万円 妻 収入 400万円〕	<b>児童手当25,000円</b> 〔小学生 10,000円 3歳未満15,000円〕

○児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとす。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付（注：特例給付）の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとす。



## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

#### (2) 人材投資・教育

##### ① 人材投資の抜本強化

小中学校9年間の義務教育制度、無償化は、まさに、戦後の発展の大きな原動力となった。70年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、多様な教育について、全ての国民に真に開かれたものとしなければならぬ。その第一歩として、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める。

##### ② 教育の質の向上等

世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、新学習指導要領の円滑な実施のための体制を整備するとともに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、子供が社会において自立できる力を育成する。教員の厳しい勤務実態を踏まえ、適正な勤務時間管理の実施や業務の効率化・精選を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を通じ、長時間勤務の状況を早急に是正することとし、年末までに緊急対策を取りまとめる。また、チーム学校の運営体制の構築、学校と地域の連携・協働、情報活用能力の育成を含む教育の情報化、幼児教育の振興、安全・安心な学校施設整備を推進する。在外教育施設における教育環境機能の強化を図る。さらに、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

教育へのアクセス向上のため、幼児教育について財源を確保しながら段階的無償化を進めるとともに、高等教育について、進学を確実に後押しする観点から、新たに導入した給付型奨学金制度及び所得連動返還型奨学金制度の円滑かつ着実な実施、無利子奨学金や授業料減免等、必要な負担軽減策を財源を確保しながら進める。

### (3) 少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

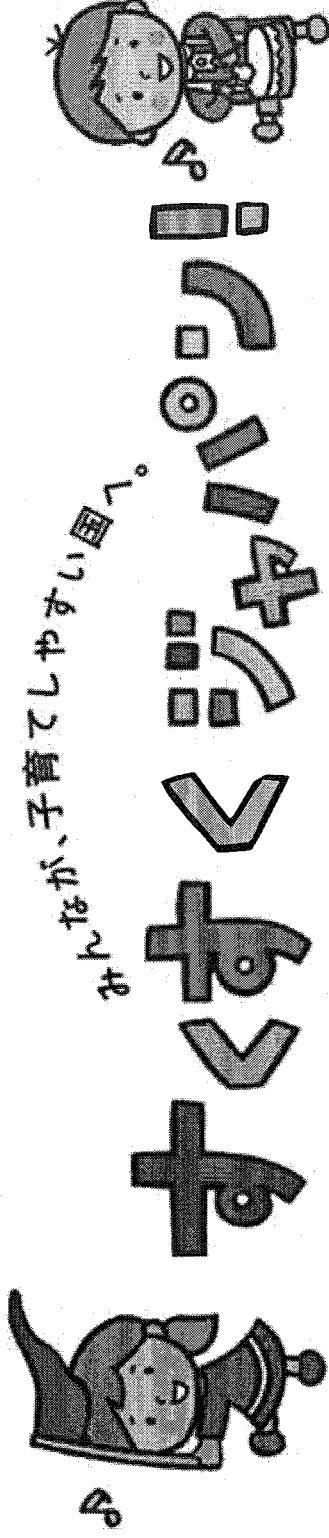
引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士(※)の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

結婚の希望の実現に向けた支援を行うとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、多胎児も含めて子育てを支援する体制を拡充する。不妊治療に係る相談機能等の充実や、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進や小児・周産期医療提供体制の充実、医療的ケア児の支援に取り組むほか、病児保育を推進する。また、空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組として、子供の居場所づくりや学習支援、特別養子縁組や里親など社会的養育の推進、ひとり親家庭支援、配偶者暴力被害等困難を抱えた女性とその子供への支援、国民運動の展開や地域ネットワークの形成など子供の貧困に対する社会全体の取組支援、児童相談所の設置促進など児童虐待防止対策等に取り組む。

(※) 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。



# 平成30年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 概算要求の状況について

内閣府子ども・子育て本部  
厚生労働省子ども家庭局  
文部科学省初等中等教育局

# 平成30年度内閣府予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

## 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成29年度予算額) (平成30年度概算要求・要望額)  
 2兆4,550億円 → 2兆4,332億円 + 事項要求  
 1兆6,559億円 → 1兆6,366億円 + 事項要求【うち年金特別会計】

## 1. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

22,962億円+事項要求・23,174億円

### ◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

9,167億円+事項要求(9,167億円)  
 すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

#### ① 子どものための教育・保育給付

7,928億円+事項要求(7,928億円)

#### ○ 子どものための教育・保育給付費負担金

7,879億円+事項要求(7,879億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

#### ○ 子どものための教育・保育給付費補助金

49億円+事項要求(49億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

#### ② 地域子ども・子育て支援事業(年金特別会計に計上)

1,239億円+事項要求(1,239億円)

#### ○ 子ども・子育て支援交付金

1,076億円+事項要求(1,076億円)

- 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。
- ・利用者支援事業
  - ・延長保育事業
  - ・放課後児童健全育成事業
  - ・地域子育て支援拠点事業
  - ・一時預かり事業
  - ・病児保育事業
  - ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等

#### ○ 子ども・子育て支援整備交付金

163億円(163億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

※ 事項要求

・ 社会保障の充実

平成30年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討(消費税引き上げ以外の財源も含む)。

・ 幼児教育無償化の段階的実施のために必要な経費(保育料負担の軽減含む)

幼児教育の無償化に向けた段階的取組に係る費用については、予算編成過程で検討。

◆ 児童手当(年金特別会計に計上)

13,795億円(14,007億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

2. 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援(年金特別会計に計上)

1,332億円(1,313億円)

平成28年に子ども・子育て支援法を改正し、拠出金率の上限を0.25%に引上げ、平成29年度の拠出金は0.23%(対27年度+0.08%)。

平成30年度以降は事業の実施状況等を踏まえ、決定することとしている。

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業

1,328億円(1,309億円)

・ 休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした事業所内保育施設を支援する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

3,8億円(3,8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

3. 少子化対策の総合的な推進等

2,6億円(2,9億円)

◆ 子ども・子育て支援新制度に係る広報啓発や子ども・子育て会議経費、ECEC Network事業への参画などに要する経費 2,6億円(2,9億円)  
広く国民一般の理解促進を図るため、新制度のパンフレットやポスター、冊子を作成し、地方自治体窓口や関連施設等で一般向けの広報に活用するなど  
の、広報・啓発活動を行うための経費や、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て支援検討部会において、子ども・子育て支援新制度の施行  
状況のフォローアップ等を行うための経費、OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上  
を図るための政策立案に資するデータを収集するための経費等。



# 平成30年度厚生労働省予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

## 待機児童解消策の推進など保育の充実

(平成29年度予算額)

1兆1,147億円

→ 991億円

(平成30年度概算要求・要望額)

1兆1,900億円+事項要求

→ 1,401億円

【内閣府予算を含む】

【うち厚生労働省予算】

## 1. 待機児童の解消に向けた取組の推進

### ◆保育園等の整備の推進

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育の受け皿の整備を推進する。

- ① 保育園緊急整備事業(※)
- ② 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ③ 小規模保育整備事業(※)
- ④ 保育園等防音壁設置事業
- ⑤ 保育園等防犯対策強化事業
- ⑥ 民有地マッチング事業(整備候補地の掘り起こし等)

### ◆改修による保育園等の設置支援

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等(※)を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ① 賃貸物件による保育園改修費等支援事業(※)
- ② 小規模保育改修費等支援事業(※)
- ③ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業(※)
- ④ 認可化移行改修費等支援事業(※)
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業(※)

### ◆賃貸方式による小規模保育等の推進

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

#### ◆保育人材確保のための総合的な対策

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育補助者の雇上げ支援における資格要件（子育て支援員研修等の受講）の見直しや定員規模に応じた補助者の加配による事業の拡充、「保育体制強化事業」の実施主体要件（待機児童解消加速化プランへの参加）の見直しや定員規模に応じた加配による事業の拡充、保育園等に勤務する保育従事者等に係る保育士資格の取得支援における支給時期の見直し、潜在保育士の就職支援等を行う保育士・保育園支援センターの体制強化、保育園等における業務のICT化の支援など、保育人材確保対策の充実を図る。また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

##### ○保育士確保対策

- ① 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
  - ② 保育士宿舎借り上げ支援事業
  - ③ 保育体制強化事業【拡充】
  - ④ 保育補助者雇上強化事業【拡充】
  - ⑤ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
  - ⑥ 保育人材就職支援事業
  - ⑦ 保育園等におけるICT化推進等事業（ICT化推進分）【新規】
- ##### ○保育士資格取得と継続雇用の支援
- ① 保育士資格取得支援事業【拡充】
  - ② 保育士試験追加実施支援事業
  - ③ 保育士試験による資格取得支援事業
  - ④ 保育園等におけるマネジメント力向上・保育士スキルアップ推進事業
  - ⑤ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
  - ⑥ 保育園等における業務集約化推進事業
- ##### ○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修
- ① 保育の質の向上のための研修事業
  - ② 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
  - ③ 保育士等キャリアアップ研修

#### ◆多様な保育の充実

自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

- ① 広域的保育園等利用事業【拡充】
- ② 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ③ 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】
- ④ 保育利用支援事業
- ⑤ サテライト型小規模保育事業
- ⑥ 保育環境改善等事業

#### ◆安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施や、事故防止に役立つ備品等の購入などを支援する。

- ① 保育園等の事故防止の取組強化事業
- ② 保育園等におけるICT化等推進事業（事故防止対策分）【新規】

## 2. 子ども・子育て支援新制度の実施《内閣府において要求》

1兆499億円十事項要求(1兆480億円)

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡大」及び「質の向上」を図る。

### ◆子どものための教育・保育給付

#### ①施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※公立分については、地方財政措置により対応。

#### ②地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

### ◆地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

#### ①利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

#### ②延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

※公立分については、地方財政措置により対応。

#### ③病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

#### ④一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

#### ⑤その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）

### ◆認可を旨とせず認可外保育施設への支援等

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

#### ①認可化移行運営費支援事業

#### ②幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

### 3. その他の保育の推進

8億円(8億円)

#### ◆子育て支援員研修

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

#### ◆子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

※ 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る経費については、平成29年度予算額と同額で要求し、増額分の取扱いは予算編成過程で検討

## 社会的養育の充実（一部社会保障の充実）

（平成29年度予算額）

1,448億円

→

（平成30年度概算要求・要望額）

1,472億円十事項要求

### ◆社会的養育の充実（一部新規）（一部推進枠）

1,472億円十事項要求（1,448億円）

- 家庭養育の推進に向けて、里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う体制構築への取組等を通じた里親制度の普及促進を図るとともに、特別養子縁組制度に関する周知広報及び民間あっせん機関向けの研修事業等を創設する。併せて、児童養護施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施する。

# 平成30年度文部科学省予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

## 幼児教育の振興

(平成29年度予算額)

359億円



(平成30年度概算要求・要望額)

529億円+事項要求

### 1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

309億円+事項要求(309億円)

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、幼児教育無償化に向けた取組を「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討する。

### 2. 幼児教育の質の向上

4億円(3億円)

#### ◆幼児教育の推進体制構築事業

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育園・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

183百万円(183百万円)

#### ◆幼稚園の人材確保支援事業

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保を支援し、有効な方法を検証・普及する。

86百万円(86百万円)

#### ◆幼児期の教育内容等の充実【拡充】

・幼児期の教育内容等深化・充実調査研究

効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

37百万円(17百万円)

#### ・幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究【新規】

幼稚園等における2歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応(幼稚園接続保育)の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取組を推進する。

#### ◆幼稚園教育要領の普及・啓発

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

30百万円(58百万円)

#### ◆ECEC ※ Network事業の参加

OECDにおいて計画されているTALIS幼児教育・保育従事者調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

8百万円(9百万円)

※ ECEC : Early Childhood Education and Care

### 3. 幼児教育の環境整備の充実

217億円(47億円)

#### ◆認定こども園等への財政支援（一部推進枠）

200億円(51億円)  
認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

#### ◆私立幼稚園の施設整備の充実

6億円(5億円)  
緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設の防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

### 【参考】

#### 幼児教育無償化について

(平成29年7月31日幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議)

- 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太の方針」という。）において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」等とされている重要課題である。
- これらを踏まえ、平成30年度においても、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に幼児教育無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。
- また、骨太の方針において、待機児童の解消（子育て安心プラン）と併せて、幼児教育・保育の早期無償化について「安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得」とされたことを受け、今後進められる議論等を踏まえつつ、上記検討を行うこととする。



## 平成29年度 保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査について

### 1. 背景・目的

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態を把握する。

「ニッポン一億総活躍プラン」（28年6月閣議決定）

適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

### 2. 調査対象等

- 調査対象： 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の計21,000件
- 調査時点： 29年3月時点（収支については、28年度実績）
- 調査時期： 7月末に調査開始、8月末回答〆切
- 調査方法： 施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

### 3. 調査内容

- ① 概要（29年3月時点） 設置主体、児童数、事業の実施状況等
- ② 収支の状況（28年度） 公定価格における年間の収支差
- ③ 職員の給与（29年3月分） 職種別の勤続年数や支給額
- ④ 職員の配置（29年3月時点） 職種別の配置状況

（※） 回答者の事務負担等を考慮して、可能な限り、調査項目の精査・簡素化を実施



平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について

1. 調査の概要

(1) 目的

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。

(2) 調査対象

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業※私立幼稚園については、子ども子育て支援新制度に移行した園のみ。

(3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(4) 回収状況

	母集団	実態調査				処遇改善調査			
		調査客体数	回収状況		調査客体数	回収状況			
			有効回答数	有効回答率		有効回答数	有効回答率		
保育所	23,668か所	9,288か所	2,698か所	29.0%	9,323か所	1,969か所	21.1%		
幼稚園	4,861か所	2,045か所	679か所	33.2%	2,034か所	474か所	23.3%		
認定こども園	3,086か所	1,290か所	406か所	31.5%	1,293か所	306か所	23.7%		
地域型 保育事業	家庭的保育事業	896か所	855か所	269か所	31.5%	854か所	119か所	13.9%	
	小規模保育事業	1,558か所	1,522か所	421か所	27.7%	1,520か所	195か所	12.8%	
	事業所内保育事業	203か所	197か所	60か所	30.5%	197か所	34か所	17.3%	
	居宅訪問型保育事業	4か所	3か所	0か所	0.0%	3か所	0か所	0.0%	

※実態調査: 保育所等の収支については27年度、職員の給与・配置の状況について平成28年3月時点で調査

※処遇改善調査: 保育所等に在籍する職員のうち、平成24年度末(幼稚園等は平成26年度末)と平成27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

(5) 調査項目

- ① 保育所等の収支の状況
- ② 保育所等の職員の給与の状況・職種別配置状況
- ③ 保育所等の職員給与の年度間比較 等

2. 結果の概要

(1) 収支状況

<保育所>

科目			私立		公立	
			金額	構成割合	金額	構成割合
収益	I サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	124,545	/	68,603	/
		2 児童福祉事業収益	292		195	
		3 その他収益	711		3,172	
	II サービス活動外増減による収益	1,263	755			
	III 特別増減による収益	4,799	1,972			
	支出	IV サービス活動増減による費用	1 人件費		88,105	
2 事業費			13,910	12.1%	12,016	11.5%
3 事務費			9,720	8.4%	6,120	5.8%
4 その他の費用			3,615	3.1%	335	0.3%
V サービス活動外増減による費用		1,068	-	311	-	
VI 特別増減による費用		7,360	-	1,660	-	
①収益計(I(3その他収益を除く))			124,837	100.0%	68,799	-
②支出計(IV)			115,350	92.4%	104,721	-
③収支差額(①-②)			9,487	7.6%	-35,922	-
④施設数			1,615 施設		229 施設	
⑤平均利用定員数			101 人		98 人	
⑥平均児童数			103 人		93 人	

※構成割合は、支出計(②)に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計(①)に対する割合。

※公立保育所については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立保育所と同様に収支を把握することは難しいことに留意が必要。

※収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業、一時預かり事業等)も含まれている。

<幼稚園>

科目		私立		公立	
		金額	構成割合	金額	構成割合
収益	1 学生生徒等納付金	千円 19,912		千円 4,051	
	2 補助金	53,678		1,443	
	(1)施設型給付費(特例施設型給付費を含む)	45,107		1,186	
	(2)その他補助金	8,571		257	
	3 事業収入	6,482		712	
	(1)補助活動収入	6,087		545	
	(1)-1預かり保育料等	1,892		195	
	(1)-2実費徴収	4,195		350	
	(2)その他の事業収入	396		167	
	4 その他収入	3,117		34	
5 基本金組入額	-4,025				
支出	1 人件費	44,698	66.3%	27,937	88.7%
	2 教育研究経費・管理経費	21,523	31.9%	3,551	11.3%
	3 その他支出	2,646	-	6	-
	(1)うち借入金等利息	194	-	5	-
	(2)うち資産処分差額	1,251	-	0	-
	(3)上記(1)(2)を除くその他支出	1,201	1.8%	1	0.0%
	①収益計(4その他収入を除く)	76,047	100.0%	6,206	-
②支出計(3(1)(2)を除く)	67,422	88.7%	31,490	-	
③収支差額(①-②)	8,625	11.3%	-25,283	-	
④施設数	82 施設		202 施設		
⑤平均利用定員	115 人		93 人		
⑥平均在籍園児数	110 人		61 人		

※構成割合は、支出計(②)に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計(①)に対する割合。  
 ※公立幼稚園については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立幼稚園と同様に収支を把握することは難しいことに留意が必要。  
 ※収益・支出には、調査対象事業以外の事業(預かり保育、子育て支援等)も含まれている。

※私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみが調査対象であり、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要(有効回答数(82か所)の属性：平均利用定員115人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

<認定こども園>

科目		私立	
		金額	構成割合
収益	I サービス活動増減による収益	千円 124,680	
	1 保育事業収益	0	
	2 児童福祉事業収益	7,939	
	3 その他収益	847	
	II サービス活動外増減による収益	2,602	
	III 特別増減による収益		
支出	IV サービス活動増減による費用	74,029	69.2%
	1 人件費	10,005	9.4%
	2 事業費	16,955	15.8%
	3 事務費	6,003	5.6%
	4 その他の費用	875	-
	V サービス活動外増減による費用	3,414	-
VI 特別増減による費用			
①収益計(I(3その他収益を除く))	124,680	100.0%	
②支出計(IV)	106,992	85.8%	
③収支差額(①-②)	17,689	14.2%	
④施設数	277 施設		
⑤平均利用定員数	139 人		
⑥平均児童数	136 人		

※構成割合は、支出計(②)に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計(①)に対する割合。  
 ※収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業、一時預かり事業等)も含まれている。

<地域型保育事業 ①家庭的保育事業>

科目			私立	
			金額	構成割合
収益	I サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 9,694	/
		2 児童福祉事業収益	0	
		3 その他収益	14	
	II サービス活動外増減による収益	6		
	III 特別増減による収益	1		
	支出	IV サービス活動増減による費用	1 人件費	
2 事業費			1,330	17.1%
3 事務費			1,480	19.0%
4 その他の費用			183	2.3%
V サービス活動外増減による費用		44	-	
VI 特別増減による費用		91	-	
①収益計( I (3その他収益を除く))			9,694	100.0%
②支出計(IV)			7,798	80.4%
③収支差額(①-②)			1,895	19.6%
④施設数			122 施設	
⑤平均利用定員数			4 人	
⑥平均児童数			4 人	

※構成割合は、支出計(②)に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計(①)に対する割合。  
 ※収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業、一時預かり事業等)も含まれている。

<地域型保育事業 ②小規模保育事業>

科目			A型 私立		B型 私立	
			金額	構成割合	金額	構成割合
収益	I サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 32,428	/	千円 28,229	/
		2 児童福祉事業収益	0		0	
		3 その他収益	419		715	
	II サービス活動外増減による収益	305	296			
	III 特別増減による収益	1,128	3			
	支出	IV サービス活動増減による費用	1 人件費		19,329	
2 事業費			2,817	10.1%	2,653	10.7%
3 事務費			4,827	17.3%	4,390	17.7%
4 その他の費用			941	3.4%	460	1.9%
V サービス活動外増減による費用		222	-	340	-	
VI 特別増減による費用		996	-	153	-	
①収益計( I (3その他収益を除く))			32,428	100.0%	28,229	100.0%
②支出計(IV)			27,913	86.1%	24,744	87.7%
③収支差額(①-②)			4,514	13.9%	3,485	12.3%
④施設数			217 施設		80 施設	
⑤平均利用定員数			16 人		15 人	
⑥平均児童数			15 人		14 人	

※構成割合は、支出計(②)に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計(①)に対する割合。  
 ※収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業、一時預かり事業等)も含まれている。

(2)職種別職員1人当たり給与月額  
 <保育所>

職種	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 施設長	1.0	531,123	23.4	0.0	282,300	7.0	1.0	531,290	30.8	0.0	229,409	2.4
2 主任保育士	1.0	397,729	20.7	0.0	161,892	18.7	1.0	457,168	23.6	0.0	175,924	12.3
3 保育士	13.2	271,687	8.9	2.7	162,349	6.9	11.2	282,339	9.6	1.7	160,809	6.4
4 保育補助者(資格を有していない者)	0.2	210,997	6.4	0.5	158,349	5.0	0.2	184,102	6.8	0.7	168,232	4.7
5 調理員	1.4	249,878	8.6	0.6	150,541	5.0	1.4	277,213	13.2	0.5	152,462	5.7
6 栄養士(5に含まれる者を除く)	0.5	292,106	7.0	0.0	155,305	3.7	0.2	317,054	11.2	0.0	196,191	4.3
7 看護師(保健師・助産師)、准看護師	0.2	312,519	10.0	0.1	216,298	6.3	0.1	322,443	8.2	0.0	205,046	17.1
8 うち、保育業務従事者	0.1	299,723	11.5	0.0	199,499	5.1	0.1	329,680	7.0	0.0	150,563	5.0
9 事務職員	0.6	309,931	9.7	0.1	170,531	5.5	0.1	354,876	8.7	0.0	146,699	1.8
10 その他	0.2	306,883	9.0	0.2	159,866	5.3	0.2	297,277	14.1	0.1	178,781	7.0
合計	18.3	293,153	10.3	4.3	163,763	6.4	15.4	310,009	12.2	3.2	163,013	6.0
施設数	508か所						211か所					

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。なお換算人員の平均が0.1人未満である場合は、「0.0人」としている。  
 ※「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

<幼稚園>

職種	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 園長	1.0	446,558	21.9	0.0	233,333	30.0	0.8	530,655	28.8	0.1	218,082	11.0
2 副園長・教頭	0.6	358,737	22.0	-	-	-	0.3	531,279	26.3	-	-	-
3 主幹教諭(指導教諭を含む)	0.4	281,581	18.7	-	-	-	0.3	495,760	19.6	-	-	-
4 教諭・助教諭・講師等	6.4	255,855	9.7	1.2	136,100	9.4	3.7	316,625	8.9	0.7	164,087	5.5
5 事務職員	0.6	254,014	14.3	0.3	137,154	7.9	0.0	186,806	4.2	0.0	111,796	1.4
6 教育補助者(幼稚園教諭免許を有しない者)	0.1	238,661	10.6	0.2	118,021	3.4	0.1	186,866	3.7	0.0	127,881	2.6
7 バス運転手	0.4	229,989	11.1	0.3	153,180	5.8	-	-	-	0.0	140,000	2.8
8 調理員	0.1	117,148	12.0	0.1	129,945	9.7	0.1	236,608	14.6	0.0	128,100	3.0
9 療育支援補助者	-	-	-	0.0	100,000	1.0	0.0	130,330	5.1	0.1	141,324	7.3
10 栄養教諭・学校栄養職員・栄養士	0.0	248,241	1.0	-	-	-	0.0	635,105	29.0	-	-	-
11 養護教諭・養護助教諭	-	-	-	-	-	-	0.1	273,931	7.2	0.0	322,438	17.5
12 その他	0.1	256,100	12.7	0.0	129,224	0.8	0.2	223,550	7.3	0.1	146,835	4.8
合計	9.7	279,499	12.4	2.2	136,129	8.0	5.6	358,959	13.1	1.1	167,037	6.1
施設数	45か所						138か所					

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。なお換算人員の平均が0.1人未満である場合は、「0.0人」としている。  
 ※「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

※私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみが調査対象であり、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要(有効回答数(45か所)の属性：平均利用定員111人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

<認定こども園>

職種	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 園長(施設長)	1.0	450,212	24.9	0.0	355,399	26.0	0.9	527,341	24.2	0.0	-	-
2 副園長・教頭	0.6	370,806	23.0	0.0	284,376	5.0	0.4	358,468	29.2	0.0	-	-
3 保育教諭・助保育教諭・講師等	11.0	249,696	9.0	2.2	160,331	6.2	13.6	264,328	12.9	1.8	164,089	2.4
4 主幹保育教諭・指導保育教諭等	1.1	314,730	16.6	0.0	162,063	10.9	0.6	476,424	23.5	0.0	-	-
5 調理員	0.5	223,351	6.8	0.5	153,243	2.6	1.0	243,987	18.7	0.4	190,396	1.9
6 栄養教諭・栄養士(5に含まれる者を除く)	0.2	245,896	5.0	0.0	167,544	9.0	0.2	213,284	6.7	0.0	175,516	7.2
7 事務職員	1.1	291,901	10.9	0.2	172,210	8.5	0.7	298,483	12.4	0.0	129,029	3.0
8 その他	0.7	251,278	7.8	0.7	158,044	7.7	1.8	191,872	6.5	0.4	144,629	4.8
合計	16.3	272,782	11.0	3.8	163,031	6.4	19.0	278,294	13.7	3.2	159,513	3.7
施設数	90か所						12か所					

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。  
 ※「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

<地域型保育事業 ①家庭的保育事業>

職種	私立					
	常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年
1 家庭的保育者	2.5	268,126	7.0	0.1	128,554	4.2
2 家庭的保育補助者	0.2	231,273	8.7	0.9	151,774	4.3
3 調理員	0.1	152,917	1.6	0.1	125,121	3.2
4 栄養士(3に含まれるものを除く)	-	-	-	-	-	-
5 事務職員	-	-	-	0.0	90,000	5.0
6 その他	-	-	-	-	-	-
合計	2.7	262,765	7.0	1.1	147,303	4.2
施設数	69か所					

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。なお換算人員の平均が0.1人未満である場合は、「0.0人」としている。  
 ※「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

<地域型保育事業 ②-1小規模保育事業(A型)>

職種	私立					
	常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり 給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり 給与月額	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年
1 管理者	0.7	340,680	10.8	0.0	219,726	21.0
2 保育士	3.7	238,724	7.0	1.4	166,492	5.0
3 保育従事者(資格を有していない者)	0.0	179,592	1.1	0.1	172,662	3.9
4 調理員	0.3	204,047	3.8	0.3	148,271	3.9
5 栄養士(4に含まれる者を除く)	0.1	215,077	1.4	0.0	173,062	4.8
6 看護師(保健師・助産師)、准看護師	0.0	310,738	42.0	0.0	179,331	2.0
7 うち、保育業務従事者	0.0	310,738	42.0	0.0	179,331	2.0
8 事務職員	0.1	238,917	12.5	0.0	166,990	0.7
9 その他	-	-	-	0.0	170,410	4.1
合計	4.9	251,366	7.5	1.9	165,714	5.0
施設数	82か所					

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。なお換算人員の平均が0.1人未満である場合は、「0.0人」としている。

※「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

(3) 職種別配置の状況  
<保育所>

職種	私立				公立			
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況			
		常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤		非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 施設長	-	1.0	0.0	-	1.0	0.0		
2 主任保育士	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0		
3 保育士	13.0	13.4	3.0	9.5	11.9	2.8		
4 保育補助者(資格を有していない者)	-	0.2	0.7	-	0.2	1.0		
5 調理員	2.0	1.4	0.7	2.0	1.6	0.7		
6 栄養士(5に含まれる者を除く)	-	0.6	0.0	-	0.2	0.0		
7 看護師(保健師・助産師)、准看護師	-	0.3	0.1	-	0.3	0.1		
8 うち、保育業務従事者	-	0.2	0.1	-	0.1	0.0		
9 事務職員	1.0	0.6	0.2	0.7	0.1	0.0		
10 その他	-	0.3	0.3	-	0.4	0.2		
合計	-	18.8	5.0	-	16.7	5.0		
施設数	1,693か所				529か所			
平均利用定員	99人				95人			
平均利用子ども数	101人				90人			

※「公定価格基準のみの配置状況」……公定価格上の職員配置状況(基本分)。保育士については、年齢別配置基準により配置される保育士数。ただし、3歳児配置改善加算及び主任保育士専任加算が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育士の数。なお、公立保育所については、回答のあった施設について上記の基準に基づき算定された必要な職員数。

※「実際の配置状況」……公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

<幼稚園>

職種	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 園長	1.0	0.8	0.1	1.0	0.8	0.1
2 副園長・教頭	—	0.6	0.0	—	0.3	0.0
3 主幹教諭(指導教諭を含む)	1.0	0.4	0.0	1.0	0.3	0.0
4 教諭・助教諭・講師等	7.2	6.4	1.1	3.6	3.9	1.0
5 事務職員	1.8	0.7	0.2	1.7	0.0	0.1
6 教員補助者(幼稚園教諭免許状を有しない者)	—	0.1	0.3	—	0.1	0.2
7 バス運転手	—	0.5	0.4	—	0.0	0.0
8 調理員	—	0.1	0.1	—	0.1	0.0
9 療育支援補助者	—	0.0	0.0	—	0.1	0.3
10 栄養教諭・学校栄養職員・栄養士	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0
11 養護教諭・養護助教諭	—	0.0	0.0	—	0.1	0.0
12 その他	—	0.3	0.1	—	0.5	0.2
合計	—	10.0	2.3	—	6.1	1.9
施設数	98か所			491か所		
平均利用定員	117人			93人		
平均利用子ども数	113人			62人		

※「公定価格基準のみの配置状況」…公定価格上の職員配置状況(基本分)。教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、主幹教諭等専任加算又はチーム保育加配加算が適用される場合は、当該加算の適用に必要な教諭等の数。  
 なお、公立幼稚園については、回答のあった施設について上記の基準に基づき算定された必要な職員数。  
 ※「実際の配置状況」……公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。  
 ※私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみが調査対象であり、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要(有効回答数(98か所)の属性:平均利用定員117人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

<認定こども園>

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 園長(施設長)	1.0	1.0	0.0
2 副園長・教頭	—	0.7	0.0
3 保育教諭・助保育教諭・講師等	11.7	11.3	2.4
4 主幹保育教諭・指導保育教諭等	2.0	1.3	0.0
5 調理員	2.5	0.6	0.8
6 栄養教諭・栄養士(5に含まれる者を除く)	—	0.4	0.0
7 事務職員	2.3	1.0	0.2
8 その他	—	0.7	1.0
合計	—	16.9	4.5
施設数	300か所		
平均利用定員	138人		
平均利用子ども数	135人		

※「公定価格基準のみの配置状況」…公定価格上の職員配置状況(基本分)。保育教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算又はチーム保育加配加算が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育教諭等の数。  
 ※「実際の配置状況」……公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。



<地域型保育事業 ①家庭的保育事業>

職種	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況 常勤換算 (常勤+非常勤)	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況 常勤換算 (常勤+非常勤)	実際の配置状況	
		常勤	非常勤		常勤	非常勤
1 家庭的保育者	1.0	1.0	0.1	1.0	1.1	0.0
2 家庭的保育補助者	1.2	0.2	1.3	0.8	0.2	1.0
3 調理員	1.0	0.1	0.3	1.0	0.0	0.4
4 栄養士(3に含まれるものを除く)	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0
5 事務職員	0.6	0.0	0.1	0.6	0.0	0.0
6 その他	—	0.0	0.1	—	0.0	0.4
合計	—	1.3	1.9	—	1.3	1.8
施設数	132か所			44か所		
平均利用定員	4人			4人		
平均利用子ども数	4人			4人		

※「公定価格基準のみの配置状況」…公定価格上の職員配置状況(基本分)。  
 なお、公立事業所については、回答のあった施設について利用子ども数に基づき算定された必要な職員数。  
 ※「実際の配置状況」……公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

<地域型保育事業 ②小規模保育事業>

職種	A型 私立			B型 私立		
	公定価格基準 のみの配置状況 常勤換算 (常勤+非常勤)	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況 常勤換算 (常勤+非常勤)	実際の配置状況	
		常勤	非常勤		常勤	非常勤
1 管理者	—	0.8	0.0	—	0.8	0.0
2 保育士	4.5	3.6	1.8	3.5	2.8	1.1
3 保育従事者 (資格を有していない者)	—	0.1	0.1	1.2	0.8	0.7
4 調理員	1.0	0.2	0.5	1.0	0.3	0.4
5 栄養士 (4に含まれる者を除く)	—	0.1	0.1	—	0.0	0.1
6 看護師(保健師・助産師)、 准看護師	—	0.0	0.1	—	0.1	0.0
7 うち、保育業務従事者	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0
8 事務職員	0.6	0.1	0.1	0.6	0.1	0.1
9 その他	—	0.0	0.0	—	0.0	0.1
合計	—	5.0	2.8	—	5.0	2.6
施設数	207か所			80か所		
平均利用定員	15人			14人		
平均利用子ども数	15人			14人		

※「公定価格基準のみの配置状況」…公定価格上の職員配置状況(基本分)。保育士については、年齢別配置基準により配置される数。  
 ※「実際の配置状況」……公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

(4)職種別職員の賃金改善状況

<保育所>

【私立保育所】

職種	集計 人数	平均 年齢	平均勤 続年数	私立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成25年 3月	平成28年 3月	改善額	改善 率	平成24年 度	平成27年 度	改善額	改善 率	平成24年 度	平成27年 度	改善額	改善 率
1 施設長	883	60.1	27.5	419,738	438,472	18,735	4.5%	1,332,757	1,504,749	171,992	12.9%	530,801	563,868	33,067	6.2%
2 保育士	9,499	36.0	12.2	209,530	228,670	19,140	9.1%	588,670	800,912	212,241	36.1%	258,586	295,412	36,827	14.2%
3 主任保育士	863	49.8	25.1	297,916	322,978	25,062	8.4%	938,528	1,171,053	232,525	24.8%	376,127	420,566	44,439	11.8%
4 保育補助者 (資格を有していない者)	56	50.5	9.5	152,537	160,054	7,517	4.9%	189,455	327,210	137,754	72.7%	168,325	187,322	18,997	11.3%
5 調理員	796	44.9	12.4	198,201	214,827	16,625	8.4%	582,554	759,129	176,575	30.3%	246,748	278,087	31,340	12.7%
6 栄養士 (4に含まれる者を除く)	335	36.5	11.3	216,021	237,263	21,242	9.8%	678,568	876,889	198,322	29.2%	272,568	310,337	37,769	13.9%
7 看護師(保健師・助産師)、 准看護師	181	46.6	14.4	257,474	273,600	16,126	6.3%	761,683	941,687	180,003	23.6%	320,948	352,074	31,127	9.7%
8 事務職員	422	49.0	13.3	240,536	260,667	20,131	8.4%	772,081	972,652	200,571	26.0%	304,877	341,722	36,845	12.1%
9 その他	137	55.5	16.2	257,248	279,582	22,333	8.7%	678,248	815,103	136,855	20.2%	313,769	347,507	33,738	10.8%
計	13,172	40.1	14.3	232,097	251,467	19,370	8.3%	676,109	882,048	205,939	30.5%	288,439	324,971	36,532	12.7%

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。  
 ※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

【参考:公立保育所】

職種	集計 人数	平均 年齢	平均勤 続年数	公立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成25年 3月	平成28年 3月	改善額	改善 率	平成24年 度	平成27年 度	改善額	改善 率	平成24年 度	平成27年 度	改善額	改善 率
1 施設長	35	57.4	28.4	373,881	405,236	31,355	8.4%	1,039,642	1,254,989	215,346	20.7%	460,518	509,819	49,301	10.7%
2 保育士	406	35.9	11.5	203,326	224,194	20,868	10.3%	421,096	578,027	156,931	37.3%	238,417	272,363	33,946	14.2%
3 主任保育士	44	44.9	20.9	285,403	308,065	22,662	7.9%	887,553	1,079,976	192,423	21.7%	359,366	398,063	38,697	10.8%
4 保育補助者 (資格を有していない者)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
5 調理員	22	42.5	11.5	180,966	196,434	15,468	8.5%	322,042	542,989	220,947	68.6%	207,803	241,683	33,881	16.3%
6 栄養士 (4に含まれる者を除く)	15	34.6	9.3	207,599	230,807	23,208	11.2%	395,534	622,695	227,161	57.4%	240,560	282,698	42,138	17.5%
7 看護師(保健師・助産師)、 准看護師	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
8 事務職員	17	47.6	15.4	282,400	298,861	16,461	5.8%	191,303	359,728	168,425	88.0%	298,342	328,838	30,496	10.2%
9 その他	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
計	539	39.2	13.8	224,593	245,623	21,030	9.4%	486,734	654,623	167,889	34.5%	265,154	300,175	35,021	13.2%

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。  
 ※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

<幼稚園>  
【私立幼稚園】

職種	私立(常勤+非常勤)														
	集計 人数	平均 年齢	平均勤 続年数	基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成27年 3月	平成28年 3月	改善額	改善 率	平成26年 度	平成27年 度	改善額	改善 率	平成26年 度	平成27年 度	改善額	改善 率
1 園長	94	60.5	32.2	334,548	348,443	13,895	4.2%	864,451	1,087,950	223,498	25.9%	406,585	439,105	32,520	8.0%
2 副園長	40	53.4	24.9	292,580	312,207	19,627	6.7%	660,370	857,422	197,052	29.8%	347,611	383,659	36,048	10.4%
3 主幹教諭	33	44.4	20.6	243,434	255,735	12,301	5.1%	612,660	820,981	208,321	34.0%	294,489	324,150	29,661	10.1%
4 指導教諭	16	37.7	12.7	244,576	255,478	10,902	4.5%	645,850	805,530	159,680	24.7%	298,396	322,605	24,209	8.1%
5 教諭	433	30.8	8.6	194,300	206,389	12,089	6.2%	469,610	638,206	168,597	35.9%	233,434	259,573	26,139	11.2%
6 事務職員	66	52.9	17.1	213,729	227,126	13,397	6.3%	417,640	588,796	171,156	41.0%	248,532	276,193	27,660	11.1%
7 幼稚園教諭免許状を 有する教育補助者	14	49.7	10.1	94,107	93,494	-613	-0.7%	11,903	27,167	15,264	128.2%	95,099	95,758	659	0.7%
8 バス運転手	40	60.9	8.2	180,913	182,696	1,782	1.0%	141,022	211,554	70,532	50.0%	192,665	200,325	7,660	4.0%
計	780	41.4	13.8	214,767	226,450	11,683	5.4%	489,797	653,957	164,159	33.5%	255,583	280,946	25,363	9.9%

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。  
 ※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみが調査対象であり、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要(有効回答数(109か所)の属性：平均利用定員105人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

【参考:公立幼稚園】

職種	公立(常勤+非常勤)														
	集計 人数	平均 年齢	平均勤 続年数	基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成27年 3月	平成28年 3月	改善額	改善 率	平成26年 度	平成27年 度	改善額	改善 率	平成26年 度	平成27年 度	改善額	改善 率
1 園長	188	57.7	30.6	385,161	386,699	1,538	0.4%	1,374,664	1,388,182	13,519	1.0%	499,716	502,381	2,665	0.5%
2 副園長	20	49.3	28.9	416,973	416,650	-323	-0.1%	1,479,366	1,512,613	33,248	2.2%	540,253	542,701	2,448	0.5%
3 主幹教諭	52	48.0	25.0	377,842	387,270	9,428	2.5%	1,376,598	1,452,431	75,833	5.5%	492,559	508,305	15,747	3.2%
4 指導教諭	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
5 教諭	613	38.7	15.0	309,085	315,357	6,272	2.0%	1,065,471	1,154,789	89,318	8.4%	397,874	411,590	13,715	3.4%
6 事務職員	12	43.5	12.0	162,665	166,225	3,560	2.2%	59,107	79,380	20,272	34.3%	167,591	172,840	5,250	3.1%
7 幼稚園教諭免許状を 有する教育補助者	11	40.9	6.8	150,979	153,843	2,864	1.9%	15,181	15,379	199	1.3%	152,244	155,125	2,881	1.9%
8 バス運転手	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
計	1,157	44.6	18.2	303,431	308,078	4,647	1.5%	1,007,747	1,074,694	66,947	6.6%	387,410	397,636	10,226	2.6%

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。  
 ※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

<認定こども園>  
【私立認定こども園】

職種	私立(常勤+非常勤)															
	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」				
				平成27年3月又は平成25年3月	平成28年3月	改善額	改善率	平成27年度又は平成24年度	平成27年度	改善額	改善率	平成27年度又は平成24年度	平成27年度	改善額	改善率	
1 園長(施設長)	213	60.1	27.1	359,512	379,551	20,039	5.6%	1,030,677	1,223,340	192,663	18.7%	445,401	481,496	36,094	8.1%	
2 副園長	120	55.6	28.9	296,013	309,068	13,055	4.4%	902,277	1,115,124	212,847	23.6%	371,202	401,995	30,792	8.3%	
3 教頭	36	45.4	19.9	225,624	247,521	21,897	9.7%	810,164	1,026,919	216,756	26.8%	293,137	333,097	39,960	13.6%	
4 主幹保育教諭	116	47.5	20.6	233,957	256,185	22,228	9.5%	623,715	834,294	210,580	33.8%	285,933	325,709	39,776	13.9%	
5 指導保育教諭	26	30.4	8.4	222,900	230,293	7,393	3.3%	562,735	788,974	226,239	40.2%	269,795	296,041	26,246	9.7%	
6 主幹教諭	36	45.7	21.5	239,331	259,869	20,539	8.6%	629,573	803,581	174,008	27.6%	291,795	326,834	35,039	12.0%	
7 主任保育士	20	49.4	23.4	251,916	270,041	18,126	7.2%	639,297	732,138	92,841	14.5%	305,190	331,053	25,862	8.5%	
8 保育教諭	1,241	32.5	9.0	189,439	204,543	15,104	8.0%	505,139	632,793	127,654	25.3%	231,534	257,276	25,742	11.1%	
9 教諭	398	31.9	9.0	211,826	225,478	13,652	6.4%	580,891	756,328	175,437	30.2%	260,234	288,506	28,272	10.9%	
10 保育士	165	34.7	10.4	193,150	215,088	21,938	11.4%	423,243	517,944	94,701	22.4%	228,420	258,250	29,829	13.1%	
11 教育補助者	20	41.1	9.7	178,071	190,715	12,644	7.1%	321,837	353,347	31,510	9.8%	204,891	220,161	15,270	7.5%	
12 バス運転手	110	60.1	9.9	181,295	194,427	13,131	7.2%	401,615	494,529	92,914	23.1%	214,763	235,637	20,874	9.7%	
13 調理員	142	45.4	9.9	162,221	169,921	7,700	4.7%	402,840	511,154	108,314	26.9%	195,791	212,518	16,726	8.5%	
14 栄養士(主に栄養の指導等に従事する者)	44	34.9	7.3	194,650	200,612	5,962	3.1%	494,125	679,669	185,544	37.6%	235,827	257,251	21,424	9.1%	
15 看護師(保健師、助産師)、準看護師	25	44.4	10.5	194,349	203,594	9,245	4.8%	342,141	514,898	172,757	50.5%	222,860	246,502	23,642	10.6%	
16 事務職員	192	48.3	12.9	215,418	230,462	15,044	7.0%	596,233	748,353	152,120	25.5%	265,105	292,825	27,720	10.5%	
17 その他	32	56.7	12.2	140,935	145,070	4,135	2.9%	212,927	293,299	80,372	37.7%	158,679	169,512	10,833	6.8%	
計	2,996	40.0	12.6	215,147	230,162	15,015	7.0%	576,008	725,937	149,929	26.0%	263,147	290,657	27,509	10.5%	

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成27年3月末日(保育所型認定こども園は平成25年3月末日)及び平成28年3月末日のとも勤務している職員のみ給与の増減を計上。  
 ※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

【参考:公立認定こども園】

職種	公立(常勤+非常勤)															
	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」				
				平成27年3月又は平成25年3月	平成28年3月	改善額	改善率	平成27年度又は平成24年度	平成27年度	改善額	改善率	平成27年度又は平成24年度	平成27年度	改善額	改善率	
1 園長(施設長)	14	58.2	32.8	406,631	409,160	2,529	0.6%	1,623,337	1,676,068	52,731	3.2%	541,909	548,832	6,923	1.3%	
2 副園長	37	47.0	21.9	322,817	325,178	2,360	0.7%	1,092,525	1,161,804	69,279	6.3%	413,861	421,995	8,134	2.0%	
3 教頭	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
4 主幹保育教諭	12	50.8	29.5	345,485	345,486	2	0.0%	1,441,337	1,462,892	21,555	1.5%	465,596	467,394	1,798	0.4%	
5 指導保育教諭	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
6 主幹教諭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
7 主任保育士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
8 保育教諭	55	37.6	8.8	203,358	208,044	4,686	2.3%	348,758	403,542	54,783	15.7%	232,421	241,673	9,251	4.0%	
9 教諭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
10 保育士	22	40.2	12.8	219,837	222,383	2,546	1.2%	288,883	290,502	1,620	0.6%	243,911	246,592	2,681	1.1%	
11 教育補助者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
12 バス運転手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
13 調理員	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
14 栄養士(主に栄養の指導等に従事する者)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
15 看護師(保健師、助産師)、準看護師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
16 事務職員	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
17 その他	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
計	159	42.9	16.1	257,584	260,011	2,428	0.9%	658,051	700,352	42,301	6.4%	312,421	318,374	5,953	1.9%	

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成27年3月末日(保育所型認定こども園は平成25年3月末日)及び平成28年3月末日のとも勤務している職員のみ給与の増減を計上。  
 ※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

<地域型保育事業 家庭的保育事業・小規模保育事業> (私立事業所)

職種	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立(常勤+非常勤)														
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」						
				平成27年3月	平成28年3月	改善額	改善率	平成26年度	平成27年度	改善額	改善率	平成26年度	平成27年度	改善額	改善率			
家庭的保育																		
1 家庭的保育者	55	53.5	15.8	219,819	315,322	95,503	43.4%	122,160	281,659	159,499	130.6%	229,999	338,793	108,794	47.3%			
2 家庭的保育補助者	21	51.3	9.4	70,942	86,016	15,074	21.2%	28,571	145,087	116,515	407.8%	73,323	98,107	24,784	33.8%			
上記職種を含む計	86	54.2	14.6	175,498	247,026	71,529	40.8%	102,149	266,687	164,538	161.1%	184,010	269,250	85,240	46.3%			
小規模A型																		
1 管理者	34	50.9	13.1	236,372	277,198	40,826	17.3%	294,124	528,595	234,471	79.7%	260,882	321,248	60,365	23.1%			
2 保育士	109	36.6	7.6	178,885	199,521	20,636	11.5%	241,849	436,613	194,764	80.5%	199,039	235,906	36,866	18.5%			
3 保育従事者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
上記職種を含む計	183	40.9	8.8	187,272	211,865	24,593	13.1%	242,732	440,667	197,935	81.5%	207,500	248,588	41,088	19.8%			
小規模B型																		
1 管理者	26	51.5	15.6	239,772	280,712	40,940	17.1%	324,315	539,676	215,361	66.4%	266,798	325,685	58,887	22.1%			
2 保育士	76	41.0	10.4	182,456	199,881	17,425	9.6%	188,099	393,092	204,993	109.0%	198,131	232,639	34,508	17.4%			
3 保育従事者	12	39.9	5.1	132,303	147,125	14,822	11.2%	116,979	273,872	156,892	134.1%	142,052	169,947	27,896	19.6%			
上記職種を含む計	135	43.9	11.7	190,414	212,202	21,789	11.4%	206,633	416,783	210,150	101.7%	207,633	246,934	39,301	18.9%			
小規模C型																		
1 管理者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
2 家庭的保育者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
3 家庭的保育補助者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記職種を含む計	13	50.4	13.0	247,609	238,774	-8,835	-3.6%	179,834	637,117	457,284	254.3%	262,595	291,867	29,272	11.1%			

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。  
 ※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

<地域型保育事業 事業所内保育事業> (私立事業所)

職種	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立(常勤+非常勤)														
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」						
				平成27年3月	平成28年3月	改善額	改善率	平成26年度	平成27年度	改善額	改善率	平成26年度	平成27年度	改善額	改善率			
事業所A型適用																		
1 管理者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
2 保育士	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
3 保育従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記職種を含む計	11	39.7	9.3	199,868	223,549	23,681	11.8%	343,026	446,120	103,094	30.1%	228,453	260,726	32,272	14.1%			
事業所B型適用																		
1 管理者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
2 保育士	12	41.7	10.1	234,945	241,235	6,290	2.7%	137,988	183,958	45,971	33.3%	246,444	256,565	10,121	4.1%			
3 保育従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記職種を含む計	17	43.4	8.3	230,178	248,435	18,257	7.9%	142,488	195,077	52,589	36.9%	242,052	264,692	22,639	9.4%			
事業所20人以上																		
1 管理者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
2 保育士	54	38.2	10.8	197,507	204,104	6,598	3.3%	455,265	513,504	58,239	12.8%	235,446	246,896	11,451	4.9%			
3 保育従事者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
上記職種を含む計	73	41.5	12.0	214,695	222,012	7,317	3.4%	504,268	562,266	57,998	11.5%	256,717	268,867	12,150	4.7%			

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。  
 ※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。  
 ※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。  
 ※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

## 平成28年度 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る実態調査の集計結果概要について

## 1. 調査の概要

## (1) 目的

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等の記載を踏まえ、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証や放課後児童クラブの給与実態等を把握するため、調査を実施。

## (2) 調査対象

放課後児童クラブ

## (3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

※放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施クラブは、全クラブを対象

## (4) 回収状況

	調査票配布数	回収数	回収率
公立公営	1,806	572	31.7%
公立民営	2,676	983	36.7%
民立民営	2,308	966	41.9%
総数	6,790	2,521	37.1%

※放課後児童クラブの職員の給与等の状況は、平成28年3月時点で調査

職員給与の年度間比較は、平成25年度末と平成27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

## (5) 調査項目

①放課後児童クラブの収支の状況

②放課後児童クラブの職員の給与の状況・職員配置状況

③放課後児童クラブ(処遇改善事業の実施クラブ)の職員給与の年度間比較 等

1

## 2. 結果の概要

## (1) 収支状況等

○公立民営では、支出のうち人件費が占める割合が7割以上、民立民営では、支出のうち人件費が占める割合が6割以上となっている。

○公立民営では収支差額が6.1%、民立民営では収支差額が4%となっている。

\* 収益額の中には、利用料等も含まれる

\* 収益額全体に占める利用料等の割合：公立民営 31.6% 民立民営 40.4%

## &lt;放課後児童クラブ&gt;

科目	公立公営		公立民営		民立民営		
	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合	
I サービス活動増減による収益	1 放課後児童健全育成事業にかかる収益	千円	%	千円	%	千円	%
	(1)補助金もしくは委託料	6,736	—	13,068	—	12,937	—
	(2)利用者による利用料等	3,608	—	8,607	—	7,186	—
	ア うち、利用料に係る分(月謝・年会費・入会金等)	2,985	—	4,183	—	5,368	—
	イ その他の利用料(おやつ代、保険料、行事代等)	2,608	—	3,738	—	4,687	—
	(3)その他の事業収益	377	—	445	—	681	—
	143	—	278	—	382	—	
	2 寄付金	0	—	15	—	28	—
	3 その他収益	223	—	166	—	320	—
	II サービス活動外増減による収益	0	—	2	—	3	—
III 特別増減による収益	0	—	7	—	26	—	
IV サービス活動増減による費用	1 人件費	6,541	94.0%	9,446	71.3%	8,831	66.5%
	2 事業費・事務費	1,232	17.7%	2,630	19.9%	3,403	25.6%
	3 減価償却費	11	0.2%	8	0.1%	58	0.4%
	4 その他の費用	52	0.8%	359	2.7%	458	3.4%
	V サービス活動外増減による費用	0	—	7	—	4	—
	VI 特別増減による費用	0	—	48	—	135	—
①収益計(I)	6,959	—	13,249	100.0%	13,285	100.0%	
②支出計(IV)	7,837	—	12,444	93.9%	12,750	96.0%	
③収支差額(①-②)	-877	—	805	6.1%	535	4.0%	
④事業所数	158 箇所		499 箇所		638 箇所		
⑤平均登録児童数	45.8 人		49.6 人		41.7 人		

※構成割合は、収益計(①)に対する割合。

※公立公営については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、収支を把握することは難しいことに留意が必要。

2

(2) 職種別職員1人当たり給与額

【月給で支払われる者】

○ 全体では、放課後児童クラブに従事する職員の1人当たり給与(手当・一時金込)は、年額で270.3万円(平均勤続年数8.3年)となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					民立民営					
	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	
	人	歳	年	か月	千円	人	歳	年	か月	千円	人	歳	年	か月	千円	人	歳	年	か月	千円	
全体	1,834	42.8	8.3	12	2,703	408	47.8	8.3	12	2,315	672	41.6	7.8	12	2,759	754	41.1	8.8	12	2,862	
常勤	1 放課後児童支援員	1,504	41.9	8.4	12	2,817	241	46.9	7.7	12	2,441	607	41.6	8.1	12	2,825	656	40.4	9.0	12	2,947
	2 補助員	94	38.8	4.4	12	2,389	16	43.4	6.4	12	2,317	39	34.7	2.7	12	2,367	39	40.9	5.2	12	2,440
	3 その他	30	51.3	10.1	12	3,545	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	49.0	10.1	12	3,447	
非常勤	1 放課後児童支援員	170	49.5	9.6	12	2,041	141	49.7	9.8	12	2,124	12	48.8	8.0	12	1,660	17	48.9	8.8	12	1,621
	2 補助員	23	44.8	4.4	12	1,453	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	44.1	5.5	12	1,496	
	3 その他	13	58.8	7.8	12	688	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。  
 ※「年間支給額」は、平成28年3月分の月額給与及び手当の12倍と、平成27年度分の一時金を加えた金額。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※「平均勤続年数」は、現に勤務している放課後児童クラブだけでなく、過去に勤務していた放課後児童クラブにおける勤続年数も含めて算定。  
 ※「集計人数」は、内訳の集計に必要なデータが揃っているものの集計であるため、合計と一致しない。

【時給で支払われる者】

○ 全体では、放課後児童クラブに従事する職員の1人当たり給与(手当・一時金込)は、年額で76.2万円(平均勤続年数4.6年)となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					民立民営					
	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	
	人	歳	年	時間	千円	人	歳	年	時間	千円	人	歳	年	時間	千円	人	歳	年	時間	千円	
全体	3,544	48.0	4.6	744	762	1,094	48.8	4.9	737	764	1,554	49.6	4.8	788	809	896	44.2	3.8	676	681	
常勤	1 放課後児童支援員	355	48.8	6.1	1,175	1,259	79	51.5	7.5	1,225	1,315	181	48.3	6.0	1,236	1,337	95	47.5	5.3	1,017	1,067
	2 補助員	175	47.3	3.5	934	920	26	44.1	5.7	1,065	1,100	85	50.3	3.4	1,003	996	64	44.6	2.8	789	752
	3 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常勤	1 放課後児童支援員	1,106	51.5	5.6	882	941	363	52.7	5.7	948	1,003	548	52.5	5.4	832	899	195	46.6	5.8	898	953
	2 補助員	1,826	45.8	3.8	570	560	621	46.3	4.0	541	549	712	48.0	4.2	623	597	493	42.2	3.1	528	516
	3 その他	74	44.1	2.3	467	478	-	-	-	-	28	39.7	2.2	585	585	43	46.6	2.3	407	419	

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。  
 ※「年間支給額」は、平成28年3月分の時給額に属性別の年間勤務量を乗じた金額と、手当の12倍及び平成27年度分の一時金を加えた金額。  
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。  
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。  
 ※「平均勤続年数」は、現に勤務している放課後児童クラブだけでなく、過去に勤務していた放課後児童クラブにおける勤続年数も含めて算定。  
 ※「集計人数」は、内訳の集計に必要なデータが揃っているものの集計であるため、合計と一致しない。



(3) 職員別配置の状況

○全体では、1支援単位あたり放課後児童支援員2.2人、補助員0.9人(全体で3.2人)の配置となっている。

<放課後児童クラブ>

職種	全体					公立公営					公立民営					民立民営				
	集計 単位数	人数計	うち非常勤			集計 単位数	人数計	うち非常勤			集計 単位数	人数計	うち非常勤			集計 単位数	人数計	うち非常勤		
			実人数	常勤 換算数	うち 常勤			実人数	常勤 換算数	うち 常勤			実人数	常勤 換算数	うち 常勤			実人数	常勤 換算数	うち 常勤
1 放課後児童支援員	2,694	2.2	1.6	1.1	0.6	656	2.2	1.4	1.4	0.9	1,040	2.2	1.6	1.0	0.6	998	2.2	1.7	0.9	0.5
2 補助員	2,694	0.9	0.3	1.3	0.6	656	0.9	0.4	1.2	0.6	1,040	0.9	0.2	1.4	0.7	998	0.9	0.3	1.3	0.6
3 その他	2,694	0.1	0.0	0.1	0.0	656	0.0	0.0	0.0	0.0	1,040	0.1	0.0	0.1	0.0	998	0.1	0.0	0.2	0.1
合計	2,694	3.2	1.9	2.5	1.3	656	3.2	1.7	2.6	1.5	1,040	3.1	1.8	2.6	1.3	998	3.2	2.0	2.5	1.1

(4) 処遇改善事業の実施クラブにおける職種別職員の平成25年度と平成27年度の給与比較【月給で支払われる者】

○全体では、年間支給額の改善率は、18.1%となっている。

\*常勤の放課後児童支援員以外は集計人数が10人未満となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					民立民営					
	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	
全体	359	2,710	3,200	489	18.1%	21	2,370	2,507	138	5.8%	152	2,554	3,143	589	23.1%	186	2,877	3,325	448	15.6%	
常勤	1 放課後児童支援員	339	2,737	3,243	506	18.5%	20	2,426	2,554	128	5.3%	147	2,583	3,185	601	23.3%	172	2,905	3,374	469	16.1%
	2 補助員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 その他	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常勤	1 放課後児童支援員	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 補助員	0	-	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
	3 その他	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。

※平成27年度に放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施している放課後児童クラブが対象。

※平成26年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。

※金額は、平成26(28)年3月分の月額給与及び手当の12倍と、平成25(27)年度分の一時金を加えた年間支給額。

【時給で支払われる者】

○全体では、年間支給額の改善率は、11.1%となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					私立民営					
	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	
	人	千円	千円	千円	%	人	千円	千円	千円	%	人	千円	千円	千円	%	人	千円	千円	千円	%	
全体	454	863	958	96	11.1%	18	1,126	1,189	63	5.6%	317	882	973	91	10.3%	119	775	889	114	14.7%	
常勤	1 放課後児童支援員	69	1,185	1,312	127	10.8%	15	1,216	1,283	67	5.5%	31	1,295	1,476	181	14.0%	23	1,019	1,113	95	9.3%
	2 補助員	18	1,034	1,195	161	15.6%	0	-	-	-	-	14	1,073	1,265	192	17.9%	-	-	-	-	-
	3 その他	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
非常勤	1 放課後児童支援員	225	920	1,023	103	11.2%	-	-	-	-	-	180	927	1,016	89	9.6%	43	881	1,045	164	18.6%
	2 補助員	140	608	670	62	10.1%	-	-	-	-	-	91	628	676	48	7.6%	48	579	667	89	15.3%
	3 その他	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。

※平成27年度に放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施している放課後児童クラブが対象。

※平成26年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。

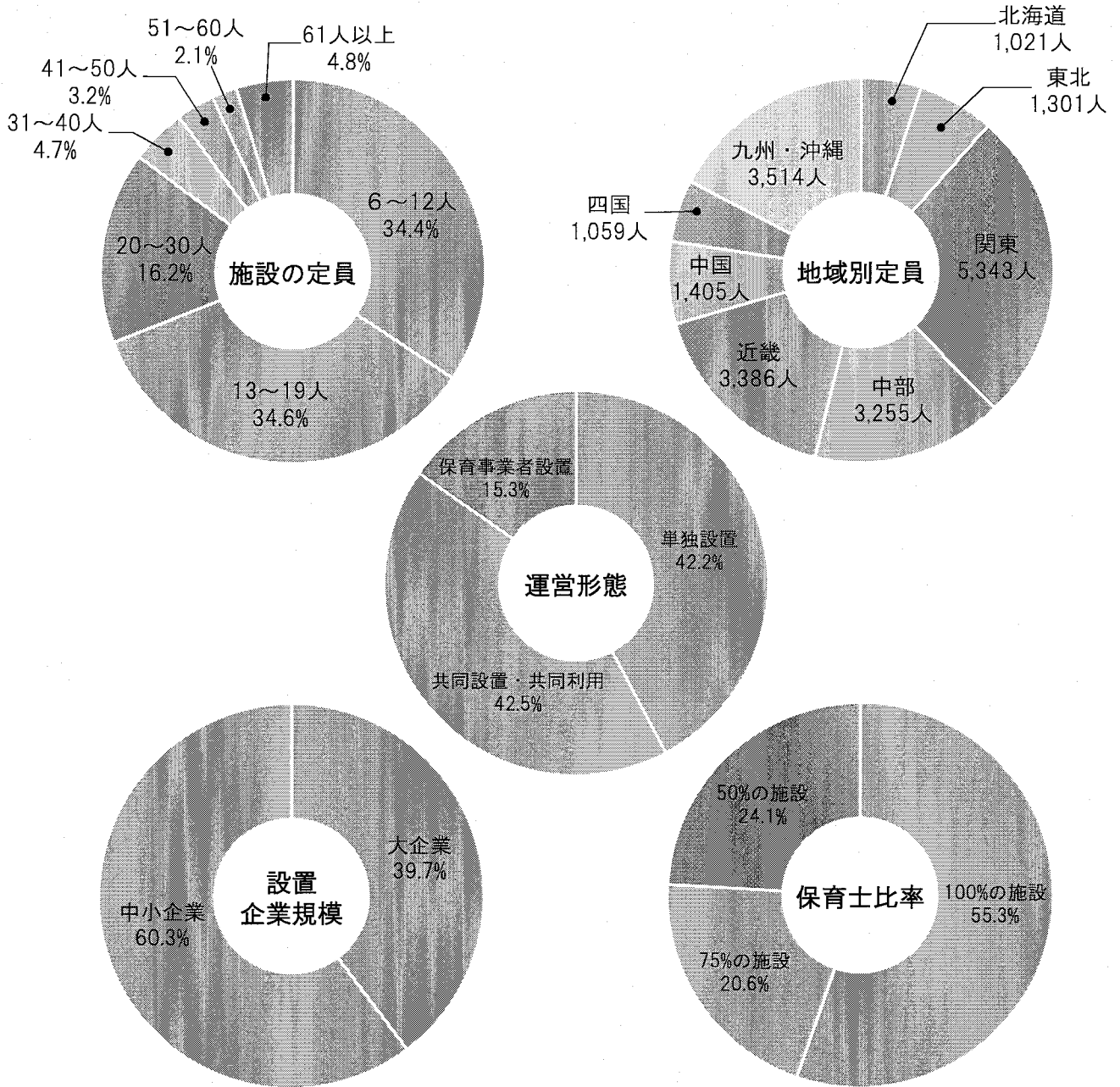
※金額は、平成26(28)年3月分の時給額に属性別の年間勤務量(平成27年度)を乗じた金額と、手当の12倍及び平成25(27)年度分の一時金を加えた年間支給額。

# 企業主導型保育事業の実施状況

資料10

平成28年度助成決定 **871** 施設 **20,284** 人（定員）

「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成28、29年度で計5万人分の受け皿確保に取り組んできたところ。加えて平成29年度に+2万人分の受け皿確保に取り組むこととし、「子育て安心プラン」の前倒し実施を図る。



※今後開所予定の施設含む。

## 早朝・夜間・日曜開所の実績

早朝開所施設※1		夜間開所施設※2		日曜開所施設	
58施設	22.7%	27施設	10.6%	75施設	29.4%

総数：255施設（平成29年3月30日時点、運営費助成決定施設）

※1 早朝開所：7時以前に開所している施設（延長含む。）

※2 夜間開所：22時以降に開所している施設（延長含む。）

# 待機児童の解消に向けた取組の状況について

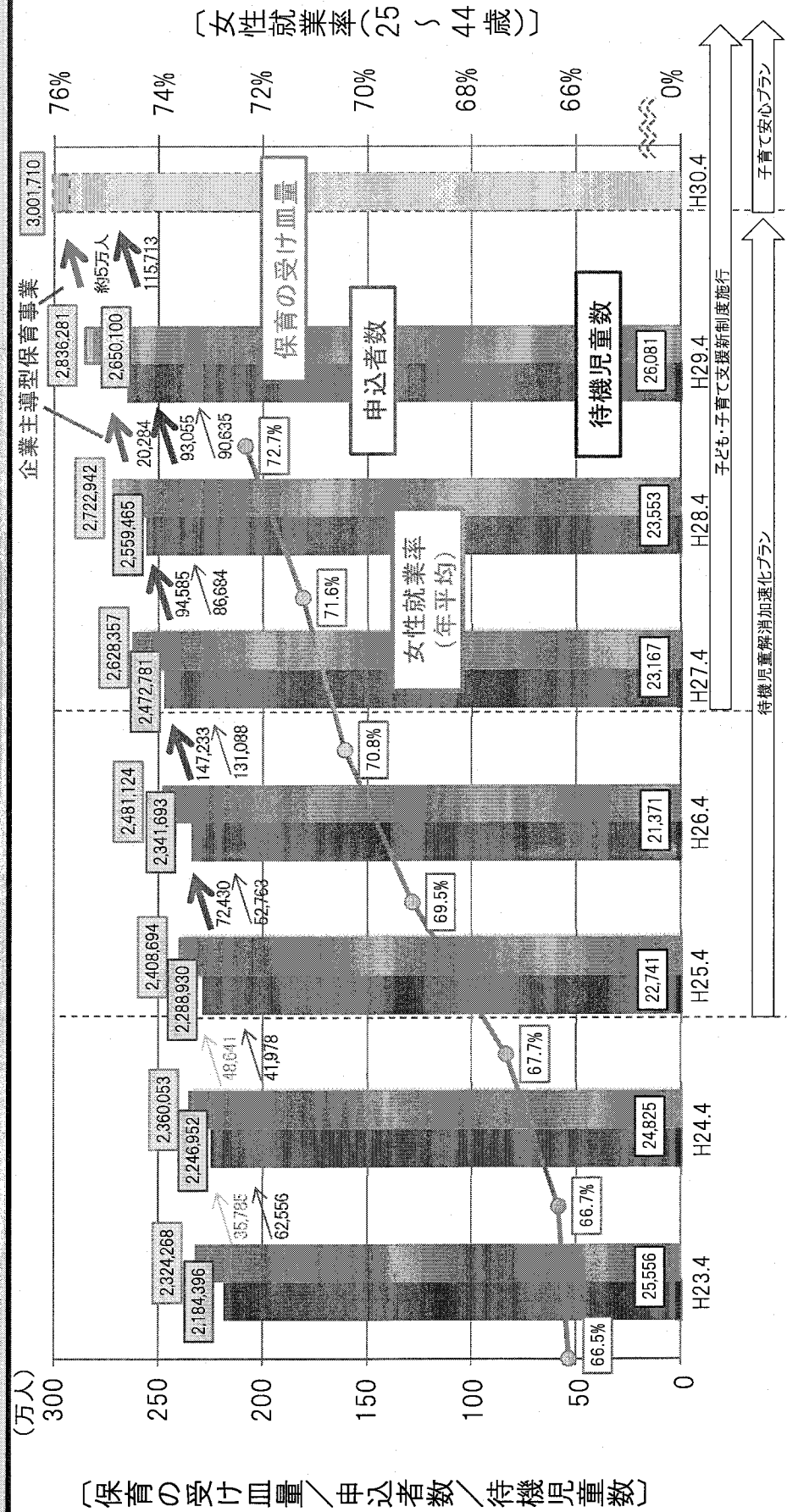
資料11

## 【保育の受け皿拡大の状況】

- 各自自治体の保育拡大の見直しにより、平成25年度から29年度末までの5年間では、約52.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約48.3万人分）を約4万人分上回る見込み。
- さらに、企業主導型保育事業（平成28年度から実施）の受け皿拡大を約5万人分から約7万人分の上積みした結果を合わせると、平成25年度から29年度末までの5年間で約59.3万人分が拡大できる見込み。

## 【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 平成28年度における保育の受け皿拡大量は約11.3万人（企業主導型保育事業を含む。）
- 一方、女性就業率（25歳～44歳）は年々上昇し、それに伴い申込者数も年々増加。平成29年4月時点の申込者数は、約265万人で、昨年度と比較して増加（約9.1万人増）。
- 平成29年4月時点の待機児童数は、26,081人。



〔女性就業率(25～44歳)〕

# 待機児童の解消に向けた取組状況

## ◆ 保育拡大量の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
市町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	115,713人	523,016人
企業主導型 保育拡大量	—	—	—	20,284人	約50,000人	約70,000人
	(計 219,663人)		(計 303,353人)		(計 303,353人 + 約7万人)	約59.3万人

〔 H25～28年度4か年計 427,587人  
うち、市町村拡大分 407,303人 〕

\* 平成29年度の保育拡大量は、平成29年4月28日時点で把握した各市区町村及び企業主導型保育事業における実績見込み。

## ◆ 平成28年度の保育拡大量

認可保育所 ▲ 10,376	単位 (人)											
	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
	85,969	5,420	13	15,673	▲ 148	2,464	130	▲ 2,925	▲ 3,165	93,055	20,284	113,339

\* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

\* 「企業主導型保育事業」については、平成29年3月30日時点における平成28年度の保育拡大量見込み。

## ◆ 平成29年4月1日の保育の受け入れ枠

認可保育所 2,238,340	単位 (人)											
	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
	359,423	31,936	3,210	57,293	4,256	8,734	163	42,137	70,505	2,815,997	20,284	2,836,281

\* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

\* 「企業主導型保育事業」については、平成29年3月30日時点における平成29年4月1日の保育の受け入れ枠見込み。



# 待機児童の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,321）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（\*）に多く見られる状況にあり、全体の72.1%（待機児童数18,799人）を占めている。  
（\*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市）
- 待機児童数が100人以上増減した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組状況が待機児童の改善に表れている。

## ●待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

### 1. 待機児童数が100人以上増減した市区

都道府県	市区町村	待機児童数		利用定員 増加数 (H28.4.1⇒ H29.4.1)	申込者 増加数 (H28.4.1⇒ H29.4.1)	利用定員増 加数－申込 者増加数
		H29.4.1	H28.4.1			
1 沖縄県	那覇市	200人	559人	▲ 359人	901人	772人
2 東京都	世田谷区	861人	1,198人	▲ 337人	1,033人	943人
3 東京都	北区	82人	232人	▲ 150人	512人	304人
4 東京都	板橋区	231人	376人	▲ 145人	964人	426人
5 千葉県	船橋市	81人	203人	▲ 122人	632人	486人
6 東京都	練馬区	48人	166人	▲ 118人	846人	100人
7 沖縄県	石垣市	31人	147人	▲ 116人	58人	193人
8 東京都	杉並区	29人	136人	▲ 107人	999人	1,085人
9 大阪府	吹田市	124人	230人	▲ 106人	391人	114人
10 東京都	豊島区	0人	105人	▲ 105人	489人	216人

### 2. 待機児童数が100人以上増加した市区

都道府県	市区町村	待機児童数		利用定員 増加数 (H28.4.1⇒ H29.4.1)	申込者 増加数 (H28.4.1⇒ H29.4.1)	利用定員増 加数－申込 者増加数
		H29.4.1	H28.4.1			
1 東京都	大田区	572人	229人	343人	880人	▲ 163人
2 東京都	目黒区	617人	299人	318人	573人	▲ 132人
3 千葉県	習志野市	338人	70人	268人	344人	▲ 286人
4 兵庫県	明石市	547人	295人	252人	957人	▲ 171人
5 沖縄県	うるま市	333人	131人	202人	375人	94人
6 京都府	京田辺市	140人	0人	140人	88人	▲ 88人
7 兵庫県	西宮市	323人	183人	140人	300人	▲ 154人
8 福岡県	大野城市	227人	91人	136人	155人	▲ 155人
9 岡山県	岡山市	849人	729人	120人	779人	34人
10 東京都	中野区	375人	257人	118人	691人	▲ 416人
11 大分県	大分市	463人	350人	113人	477人	▲ 37人
12 鹿児島県	鹿児島市	252人	151人	101人	324人	186人
13 東京都	港区	164人	64人	100人	1,895人	▲ 1,643人

## ●待機児童数が200人以上の地方自治体

都道府県	市区町村	平成29年4月 待機児童数
1 東京都	世田谷区	861人
2 岡山県	岡山市	849人
3 東京都	目黒区	617人
4 千葉県	市川市	576人
5 東京都	大田区	572人
6 兵庫県	明石市	547人
7 大分県	大分市	463人
8 沖縄県	沖縄市	440人
9 東京都	江戸川区	420人
10 東京都	府中市	383人
11 東京都	中野区	375人
12 東京都	足立区	374人
13 千葉県	習志野市	338人
14 沖縄県	うるま市	333人
15 大阪府	大阪市	325人
16 東京都	中央区	324人
17 兵庫県	西宮市	323人
18 東京都	江東区	322人
19 東京都	調布市	312人
20 東京都	三鷹市	270人
21 東京都	渋谷区	266人
22 鹿児島県	鹿児島市	252人
23 東京都	日野市	252人
24 沖縄県	浦添市	236人
25 宮城県	仙台市	232人
26 東京都	板橋区	231人
27 東京都	町田市	229人
28 福岡県	大野城市	227人
29 東京都	台東区	227人
30 香川県	高松市	224人
31 福島県	福島市	223人
32 東京都	品川区	219人
33 沖縄県	那覇市	200人



# 待機児童数が増加した主な要因（100人以上増加した自治体）

都道府県		市区町村		主な要因		都道府県		市区町村		主な要因	
1	東京都	大田区	大田区	・マンション建設等に伴う就学前人口の増加及び保育ニーズの増加による申込増 ・待機児童の取扱いの見直し（育児休業中の者）	8	福岡県	大野城市	・共働き世帯の増加による申込増			
2	東京都	目黒区	目黒区	・就学前人口の増加及び保育ニーズの増加による申込増 ・待機児童の取扱いの見直し（育児休業中の者、特定の保育園等のみ希望する者）	9	岡山県	岡山市	・施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしや、保育料軽減の拡充など子育て施策の推進に伴う申込増			
3	千葉県	習志野市	習志野市	・再開発地域を中心とした就学前人口の増加に伴う申込増 ・保育士の補充が間に合わなかったことによる受入減 ・建設工程の変更に伴う工期変更による開園延期	10	東京都	中野区	・就学前人口の増加による申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ ・待機児童の取扱いの見直し（育児休業中の者）			
4	兵庫県	明石市	明石市	・保育料軽減の拡充など子育て施策の推進に伴う子育て世帯の転入増や出生数の回復が予想を大幅に上回ったことによる受け皿拡大量（過去最大）以上の申込増	11	大分県	大分市	・共働き世帯の増加や施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしによる申込増			
5	沖縄県	うるま市	うるま市	・施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしなどによる申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ ・待機児童の取扱いの見直し（特定の保育園等のみ希望する者）	12	鹿児島県	鹿児島市	・共働き世帯の増加などによる申込増 ・保育士の補充が間に合わなかったことによる受入減			
6	京都府	京田辺市	京田辺市	・保育士の契約更新が予定どおりに進まず、新規雇用も必要数に届かなかったことによる受入減	13	東京都	港区	・大規模開発等に伴う局地的な就学前人口の増加による申込増			
7	兵庫県	西宮市	西宮市	・共働き世帯の増加などに伴う申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ							

(参考)平成29年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



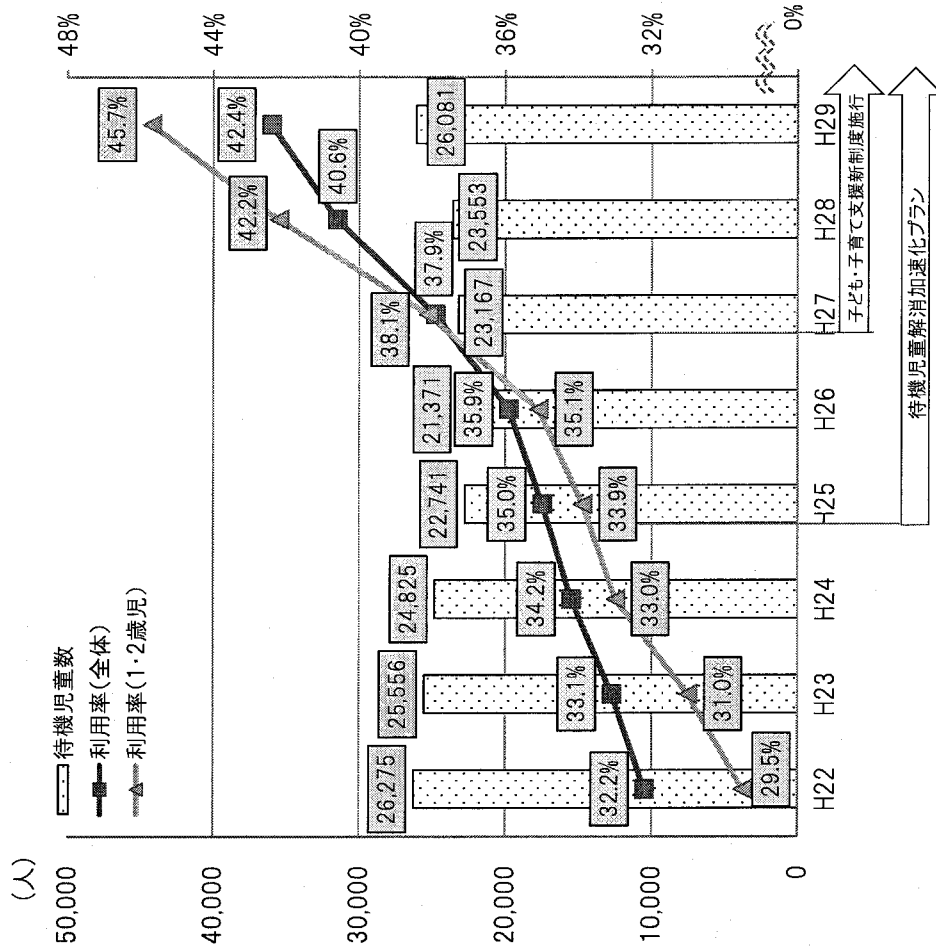
都道府県	待機児童数 人
北海道	65
青森県	0
岩手県	178
宮城県	790
秋田県	41
山形県	67
福島県	616
茨城県	516
栃木県	131
群馬県	2
埼玉県	1,258
千葉県	1,787
東京都	8,586
神奈川県	756
新潟県	2
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	2
静岡県	456
愛知県	185
三重県	100
滋賀県	356
京都府	227
大阪府	1,190
兵庫県	1,572
奈良県	287
和歌山県	29
鳥取県	0
島根県	119
岡山県	1,048
広島県	186
山口県	100
徳島県	94
香川県	227
愛媛県	97
高知県	73
福岡県	1,297
佐賀県	34
長崎県	190
熊本県	275
大分県	505
宮崎県	36
鹿児島県	354
沖縄県	2,247
計	26,081

注:各都道府県には指定都市・中核市を含む。

## 待機児童の状況（年齢別）

- 保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇しており、特に1・2歳児の利用率は42.2%からこの1年間で3.5ポイント上昇し、平成29年4月1日時点の保育利用率は45.7%となっている。
- 一方で、待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.7%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

### ●待機児童数及び保育利用率の推移



### ●年齢別待機児童数、利用児童数

	29年待機児童	29年利用児童	就学前児童数
低年齢児(0~2歳)	23,114人 (88.6%)	1,031,486人 (40.5%)	2,936,000人
うち0歳児	4,402人 (16.9%)	146,972人 (5.8%)	1,002,000人
うち1・2歳児	18,712人 (71.7%)	884,514人 (34.7%)	1,934,000人
3歳以上児	2,967人 (11.4%)	1,515,183人 (59.5%)	3,073,000人
全年齢児計	26,081人 (100.0%)	2,546,669人 (100.0%)	6,009,000人

## 認定こども園に関する状況について(平成29年4月1日現在)

(括弧内は平成28年4月1日時点の数)

## 1. 園数

## (1) 公立・私立別園数

(園)

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	551 (451)	48 (35)	251 (215)	2 (2)	852 (703)
私立	3,067 (2,334)	759 (647)	341 (259)	62 (58)	4,229 (3,298)
合計	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)	5,081 (4,001)

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園377か所、認可保育所715か所、その他の保育施設35か所、認定こども園として新規開園したものが60か所となっている。複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが4か所ある。

※都道府県別の内訳は別紙参照

## (2) 設置者別園数

(園)

設置主体		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立		551 (451)	48 (35)	251 (212)	2 (2)	852 (700)
私立	社会福祉法人	1,897 (1,363)	0 (0)	276 (216)	1 (1)	2,174 (1,580)
	学校法人	1,167 (969)	741 (630)	12 (10)	0 (0)	1,920 (1,609)
	宗教法人	2 (1)	8 (7)	11 (9)	2 (1)	23 (18)
	営利法人	0 (0)	0 (0)	26 (19)	37 (31)	63 (50)
	その他法人	0 (0)	0 (0)	12 (6)	16 (17)	28 (23)
	個人	1 (1)	10 (10)	4 (2)	6 (8)	21 (21)
	(私立計)	3,067 (2,334)	759 (647)	341 (262)	62 (58)	4,229 (3,301)
合計		3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)	5,081 (4,001)

※その他法人はNPO法人、公益法人、協同組合等

＜参考＞認定こども園数の推移(各年4月1日時点)

(園)

年度	認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成23年	762	149	613	406	225	100	31
平成24年	909	181	728	486	272	121	30
平成25年	1,099	220	879	595	316	155	33
平成26年	1,360	252	1,108	720	411	189	40
平成27年	2,836	554	2,282	1,930	525	328	53
平成28年	4,001	703	3,298	2,785	682	474	60
平成29年	5,081	852	4,229	3,618	807	592	64

2. 支給認定別・年齢別在籍園児数

(1) 支給認定別在籍園児数

(人)

類型	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	合計
幼保連携型	160,310 (137,936)	215,977 (155,337)	135,266 (102,398)	511,553 (395,671)
幼稚園型	87,633 (76,662)	19,914 (15,607)	7,984 (5,990)	115,531 (98,259)
保育所型	6,630 (5,364)	32,407 (25,595)	19,638 (15,318)	58,675 (46,277)
地方裁量型	986 (868)	1,754 (1,725)	1,282 (1,247)	4,022 (3,840)
合計	255,559 (220,830)	270,052 (198,264)	164,170 (124,953)	689,781 (544,047)

(2) 年齢別在籍園児数

(人)

類型	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼保連携型	18,630 (13,112)	52,490 (40,089)	64,146 (49,197)	118,994 (94,668)	123,216 (99,362)	134,077 (99,243)	511,553 (395,671)
幼稚園型	1,048 (338)	2,565 (2,123)	4,371 (3,529)	33,511 (28,773)	36,475 (31,439)	37,561 (32,057)	115,531 (98,259)
保育所型	2,442 (1,990)	7,694 (5,987)	9,502 (7,341)	12,760 (10,079)	12,941 (10,528)	13,336 (10,352)	58,675 (46,277)
地方裁量型	189 (184)	497 (485)	596 (578)	935 (930)	932 (879)	873 (784)	4,022 (3,840)
合計	22,309 (15,624)	63,246 (48,684)	78,615 (60,645)	166,200 (134,450)	173,564 (142,208)	185,847 (142,436)	689,781 (544,047)

(別紙)都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	総計	
北海道	15	140	155	3	47	50	25	48	73	0	6	6	43	241	284	206
青森県	3	177	180	0	27	27	1	29	30	0	0	0	4	233	237	208
岩手県	8	41	49	0	7	7	6	1	7	0	0	0	14	49	63	54
宮城県	5	16	21	0	5	5	0	2	2	1	1	2	6	24	30	26
秋田県	9	48	57	0	14	14	5	5	10	0	0	0	14	67	81	69
山形県	2	37	39	0	15	15	1	5	6	0	0	0	3	57	60	44
福島県	21	42	63	0	11	11	2	0	2	0	0	0	23	53	76	67
茨城県	12	100	112	2	60	62	4	7	11	0	0	0	18	167	185	181
栃木県	4	77	81	0	15	15	2	2	4	0	1	1	6	95	101	81
群馬県	2	111	113	1	36	37	1	2	3	0	6	6	4	155	159	113
埼玉県	0	60	60	0	7	7	0	2	2	0	1	1	0	70	70	54
千葉県	17	38	55	8	26	34	5	7	12	0	2	2	30	73	103	67
東京都	9	18	27	3	39	42	18	25	43	0	8	8	30	90	120	109
神奈川県	11	50	61	0	36	36	0	2	2	0	1	1	11	89	100	78
新潟県	7	82	89	0	16	16	2	9	11	0	0	0	9	107	116	82
富山県	4	75	79	1	2	3	1	5	6	0	0	0	6	82	88	68
石川県	1	86	87	0	11	11	32	15	47	0	0	0	33	112	145	118
福井県	16	69	85	0	2	2	0	1	1	0	0	0	16	72	88	74
山梨県	0	32	32	0	11	11	5	1	6	0	1	1	5	45	50	40
長野県	2	29	31	0	3	3	23	1	24	0	1	1	25	34	59	36
岐阜県	27	27	54	0	7	7	14	12	26	0	0	0	41	46	87	59
静岡県	73	102	175	4	7	11	1	6	7	0	1	1	78	116	194	147
愛知県	5	88	93	1	3	4	6	19	25	0	1	1	12	111	123	81
三重県	5	16	21	0	1	1	4	1	5	0	0	0	9	18	27	17
滋賀県	30	33	63	1	3	4	4	0	4	0	0	0	35	36	71	58
京都府	2	44	46	0	0	0	0	3	3	0	0	0	2	47	49	38
大阪府	61	373	434	10	54	64	1	6	7	0	0	0	72	433	505	376
兵庫県	58	265	323	2	45	47	0	25	25	1	4	5	61	339	400	322
奈良県	23	21	44	2	0	2	0	1	1	0	0	0	25	22	47	31
和歌山県	3	26	29	0	1	1	11	1	12	0	0	0	14	28	42	31
鳥取県	10	16	26	0	0	0	7	1	8	0	0	0	17	17	34	32
島根県	3	10	13	4	2	6	10	11	21	0	1	1	17	24	41	29
岡山県	32	14	46	0	2	2	11	3	14	0	0	0	43	19	62	49
広島県	3	84	87	0	2	2	11	9	20	0	2	2	14	97	111	80
山口県	7	9	16	1	29	30	0	0	0	0	0	0	8	38	46	39
徳島県	11	19	30	0	0	0	15	1	16	0	0	0	26	20	46	39
香川県	16	8	24	2	5	7	1	0	1	0	1	1	19	14	33	23
愛媛県	7	24	31	0	9	9	3	8	11	0	9	9	10	50	60	46
高知県	6	7	13	0	13	13	0	6	6	0	2	2	6	28	34	32
福岡県	5	23	28	0	41	41	1	11	12	0	12	12	6	87	93	77
佐賀県	0	52	52	0	11	11	0	3	3	0	0	0	0	66	66	53
長崎県	4	67	71	1	32	33	1	14	15	0	0	0	6	113	119	104
熊本県	0	82	82	0	25	25	0	3	3	0	0	0	0	110	110	88
大分県	4	67	71	0	23	23	10	9	19	0	0	0	14	99	113	102
宮崎県	0	114	114	0	34	34	1	10	11	0	1	1	1	159	160	127
鹿児島県	3	122	125	0	18	18	6	7	13	0	0	0	9	147	156	126
沖縄県	5	26	31	2	2	4	0	2	2	0	0	0	7	30	37	20
合計	551	3,067	3,618	48	759	807	251	341	592	2	62	64	852	4,229	5,081	4,001

# 平成29年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果

平成29年8月17日

## 1. 調査の趣旨

私立幼稚園の新制度への円滑な移行等に資するよう、新制度への移行状況や各市区町村における1号認定子どもに係る施設型給付、一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況等を把握する。

## 2. 主な調査項目

- (1) 新制度への移行状況について
- (2) 1号認定子どもに係る施設型給付について
  - ・市区町村による給付額の国基準との異同
  - ・都道府県補助の割合（1/2が標準）等
- (3) 新制度移行園に対する都道府県の独自補助について
- (4) 一時預かり事業（幼稚園型）について

## 3. 調査方法

- ・市区町村の取組状況を都道府県がとりまとめ、都道府県の取組状況とあわせて国に提出。
- ・調査対象 47都道府県及び全ての市区町村（1,732市区町村）※東京都の離島等9市区町村を除く
- ・調査時点 平成29年4月1日

## 4. 調査スケジュール

- ・平成29年4月19日 都道府県担当部局宛に調査依頼を発出
- ・平成29年5月19日 都道府県から国への提出締切



(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況（実績）

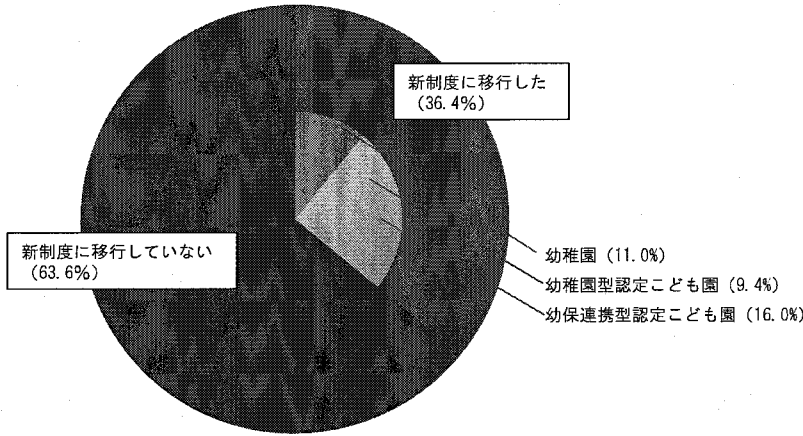
<母数：8,058園（廃園を除く全私立幼稚園）>

	平成27年4月1日現在		平成28年4月1日現在		平成29年4月1日現在	
新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 (前年+503園)	29.2% (前年+6%)	2,931園 (前年+544園)	36.4% (前年+7.2%)
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%

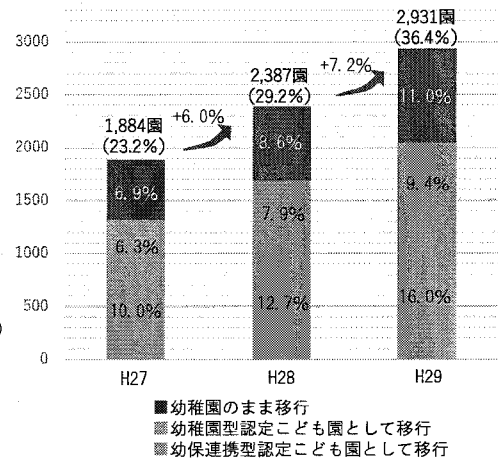
(注1) 上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含み、廃園した園を除く。

(注2) 今後の移行予定については、別途「平成30年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」にて調査（現在集計中）。

〈平成29年度の移行状況（累積）〉



〈移行状況の推移〉



(2) 1号認定子どもに係る施設型給付について

①市区町村の定める施設型給付（地方単独費用部分）の額

<母数：1,732市区町村>

国の定める基準と同額	890市区町村	51.4%
国の定める基準より高額	15市区町村	0.9%
国の定める基準より低額	20市区町村	1.1%
未設定	807市区町村	46.6%
1号認定子どもが存在しないため	133市区町村	7.7%
新制度に移行した幼稚園等が存在しないため	311市区町村	17.9%
国の定める額にしたがって運用しているため	317市区町村	18.3%
その他	46市区町村	2.7%

(注) 1号認定子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る従前の国・地方の費用負担状況等を踏まえ、当分の間、全国統一費用部分（国：都道府県：市区町村＝2：1：1（義務的経費））と地方単独費用部分（都道府県：市区町村＝1：1（裁量的経費））を組み合わせ一体的に支給。地方単独費用部分は、地域の実情等を踏まえて各市区町村が給付額を定めるものだが、国の定める基準に基づき設定いただくのが基本（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」（平成26年4月10日付け事務連絡））。

(参考) 施設型給付の公表状況

<母数：925市区町村（施設型給付の額を定めている市区町村）>

公表している	287市区町村	31.0%
公表していない	638市区町村	69.0%

(注) 地方単独費用部分の額は、施設からの施設型給付の請求や利用者負担額の給付単価限度額の設定の基礎となるものであり、私立幼稚園の新制度への移行の検討・判断に当たっても重要であることから、広く一般への公表をお願いしている（「平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について」（平成28年8月5日付け事務連絡））。

②地方単独費用部分に対する都道府県の交付要綱等で定める補助割合

<母数：47都道府県>

1/2	29都道府県	61.7%
1/2以内	18都道府県	38.3%

(参考) 補助割合を1/2以内としている理由(複数回答可)

- 法令(子ども・子育て支援法施行令)の記載に合わせたため(13都道府県)
- 予算の範囲内での支給であるため(10都道府県)
- 国の定める基準を超えない部分にのみ、1/2の割合で補助するため(2都道府県)

③地方単独費用部分に対する都道府県の補助実績

<母数：47都道府県>

1/2	41都道府県	87.2%
1/2未満	6都道府県	12.8%

(参考) 補助実績が1/2未満である理由

- 市区町村からの交付申請額が過少であったため(5都道府県)
- 市区町村の定める額が国の定める基準を超えたため(1都道府県)

④地方単独費用部分に対する都道府県の補助方法

<母数：47都道府県>

補助金(裁量的経費)	38都道府県	80.9%
負担金(義務的経費)	9都道府県	19.1%

(参考) 負担金(義務的経費)としている主な理由

- 給付額に不足が生じないように、単年度精算である補助金ではなく、負担金としている。
- 全国统一費用部分(義務的経費)と一体として取り扱っているため。

4

(3) 新制度移行園に対する都道府県の独自補助について

<母数：47都道府県>

独自補助を実施している	5都道府県	10.6%
独自補助を実施していない	42都道府県	89.4%

(独自補助の具体例)

- ・ 従来から実施していた私学助成の上乗せ部分について、新制度に移行した幼稚園等にも引き続き補助(2都道府県)
- ・ 教育環境の整備充実の取組を推進するため、1号認定子ども1人当たり一定額を補助
- ・ 教育水準の維持向上を図るため、私立幼稚園を母体とする認定こども園を設置する学校法人に対して、運営する園の教職員加配に必要な経費について、私学助成水準の範囲内で補助
- ・ 運営全般に係る経費について、一定割合を上乗せして補助

(注) ここでの独自補助は、従前の私学助成の水準等を踏まえた円滑移行のための独自の補助(減収の補填や職員の加配等)を指す。国として、従前の私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により保障している水準よりも高い都道府県においては、新制度に移行する私立幼稚園に対しても、引き続き、地方自治体独自の助成を継続して実施するか否か等を検討いただくようお願いしている(「子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園(認定こども園含む)に対する財政支援について」(平成26年10月1日付け事務連絡))。

5

(4) 一時預かり事業等について

①一時預かり事業（幼稚園型）の実施市区町村

<母数：1,732市区町村>

実施している		849市区町村	49.0%
実施していない		883市区町村	51.0%
	1号認定こどもが存在しないため	237市区町村	13.7%
	事業者からの実施希望がなかったため	430市区町村	24.8%
	事業者からの実施希望はあったが、 配置基準等の要件を満たせなかったため	48市区町村	2.8%
	その他（該当施設が存在しない等）	168市区町村	9.7%

②一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育の実施園数

<母数：公立4,201園、私立（新制度移行園）2,932園、私立（未移行園）5,127園>

公立		一時預かり事業（幼稚園型）	1,873園（/4,201園）	44.6%
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,968園（/2,932園）	67.1%
		私学助成による預かり保育	737園（/2,932園）	25.1%
	未移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	216園（/5,127園）	4.2%
		私学助成による預かり保育	3,464園（/5,127園）	67.6%

(注) 新制度移行園においては、原則として「一時預かり事業（幼稚園型）」に移行することとなっているが、経過措置として、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園については、引き続き、私学助成による預かり保育補助を受けることも可能としている。

6

(参考) 新制度に移行した幼稚園等で私学助成による預かり保育を実施している理由（複数回答可）

<母数：33都道府県（新制度に移行した幼稚園等で私学助成の預かり保育を実施している都道府県）>

一時預かり事業（幼稚園型）の実施要件である専任職員の配置が困難なため	24都道府県	72.7%
事務負担が増大するため	6都道府県	18.2%
園の事情によって、私学助成による預かり保育の方が収入が多くなる場合があるため	11都道府県	33.3%
市区町村が一時預かり事業を実施していないため	13都道府県	39.4%

(参考) 一時預かり事業（幼稚園型）の対象を新制度移行園に限定している市区町村

<母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

限定している	264市区町村	31.1%
限定していない	585市区町村	68.9%

7

### ③一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額

＜母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

国の示した額と同額	726市区町村	85.5%
国の示した額より高額	33市区町村	3.9%
国の示した額より低額	13市区町村	1.5%
国の示した方法とは異なる方法で定めている	77市区町村	9.1%

（注）国の示した補助単価額（平日基本分）：園児1人当たり日額400円

### ④一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定主体

＜母数：747市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施しており、管内に私立幼稚園等が存在する市区町村）＞

市区町村が設定	96市区町村	12.9%
市区町村の定めた一定のルールに従い、園が設定	45市区町村	6.0%
園が設定	606市区町村	81.1%

（注）一時預かり事業（幼稚園型）の利用料については、これまで預かり保育の利用料を各園が設定していたこと等を踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市区町村において検討していただくよう要請している（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について」（平成28年8月5日付け事務連絡））。

8

### ⑤一時預かり事業（幼稚園型）における担当職員の資格要件の緩和の実施・検討状況

#### （i）有資格者の割合の引下げ及び小学校教諭等の活用【平成28年度～】

＜母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

既に実施している	252市区町村	29.7%
今年度中に実施予定	29市区町村	3.4%
実施について検討中	387市区町村	45.6%
実施する予定なし	181市区町村	21.3%

#### （ii）免許状更新講習を受講せず免許状が失効した者の活用【平成29年度～】

＜母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

既に実施している	114市区町村	13.4%
今年度中に実施予定	74市区町村	8.7%
実施について検討中	453市区町村	53.4%
実施する予定なし	208市区町村	24.5%

（注）一時預かり事業（幼稚園型）については、従前、配置職員は有資格者（幼稚園普通免許状所有者・保育士）又は市区町村等が行う研修を修了した者（子育て支援員等）とし、そのうち有資格者割合を1/2以上とすることが定められていたが、人材確保が困難であることを踏まえ、「当分の間」の措置として、以下の要件緩和を行っている。

#### 【平成28年度】

- ・有資格者（幼稚園教諭免許状保有者・保育士）の割合の引下げ（1/2以上→1/3以上）
- ・有資格者以外の職員として、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有している者及び養成課程を履修中の学生の配置を可能化

#### 【平成29年度】

- ・有資格者以外の職員として、免許状更新講習を受講せず免許状が失効した者の配置を可能化

9

⑥長時間・長期休業中の預かりに対する補助の充実の実施・検討状況

(i) 長時間の預かりに対する補助の充実【平成28年度（一部自治体）又は平成29年度】

<母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

既に実施している	277市区町村	32.6%
今年度中に実施予定	92市区町村	10.8%
実施について検討中	340市区町村	40.1%
実施する予定なし	140市区町村	16.5%

(ii) 長期休業中の預かりに対する補助の充実【平成29年度～】

<母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

既に実施している	289市区町村	34.0%
今年度中に実施予定	116市区町村	13.7%
実施について検討中	332市区町村	39.1%
実施する予定なし	112市区町村	13.2%

(注) 一時預かり事業（幼稚園型）の補助については、国として、平成28年度から、待機児童の多い一部の自治体において長時間の預かりに対する単価の充実（一律100円⇒時間に応じた100円～300円）を行い、平成29年度からこれを全国適用するとともに、長期休業中の預かりに対する単価の充実（一律400円⇒8時間預かる場合は800円）を行っている。

⑦一時預かり事業を活用した非在籍園児の受入れ

<母数：公立4,201園、私立8,059園>

	私立	公立	合計
一時預かり事業（一般型）を実施している幼稚園等	769園	244園	1,013園
一時預かり事業（幼稚園型）において非在籍園児を受け入れている幼稚園等	347園	57園	404園
合計	1,116園 (/8,059園)	301園 (/4,201園)	1,417園 (/12,260園)
全体に占める割合	13.8%	7.2%	11.6%

(注1) 一時預かり事業（一般型）は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児について、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に一時的に預かる事業。

(注2) 幼稚園等における非在籍園児の預かりは、一時預かり事業（一般型）による対応が基本となるが、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かる中で非在籍園児を少数預かる場合には、一時預かり事業（幼稚園型）による対応も可能としている。

⑧小規模保育事業等を私立幼稚園に併設して実施している園数 : 158園

(注) 小規模保育事業等には、家庭的保育事業を含む。

## (参考1) 新制度への円滑な移行に向けたこれまでの主な取組

文部科学省においては、内閣府等と連携しつつ、移行を希望する園が円滑に移行できるよう環境整備を行うこととしており、園が有する懸案事項を踏まえ、これまで、以下の対応等を実施。

### 【平成28年度～】

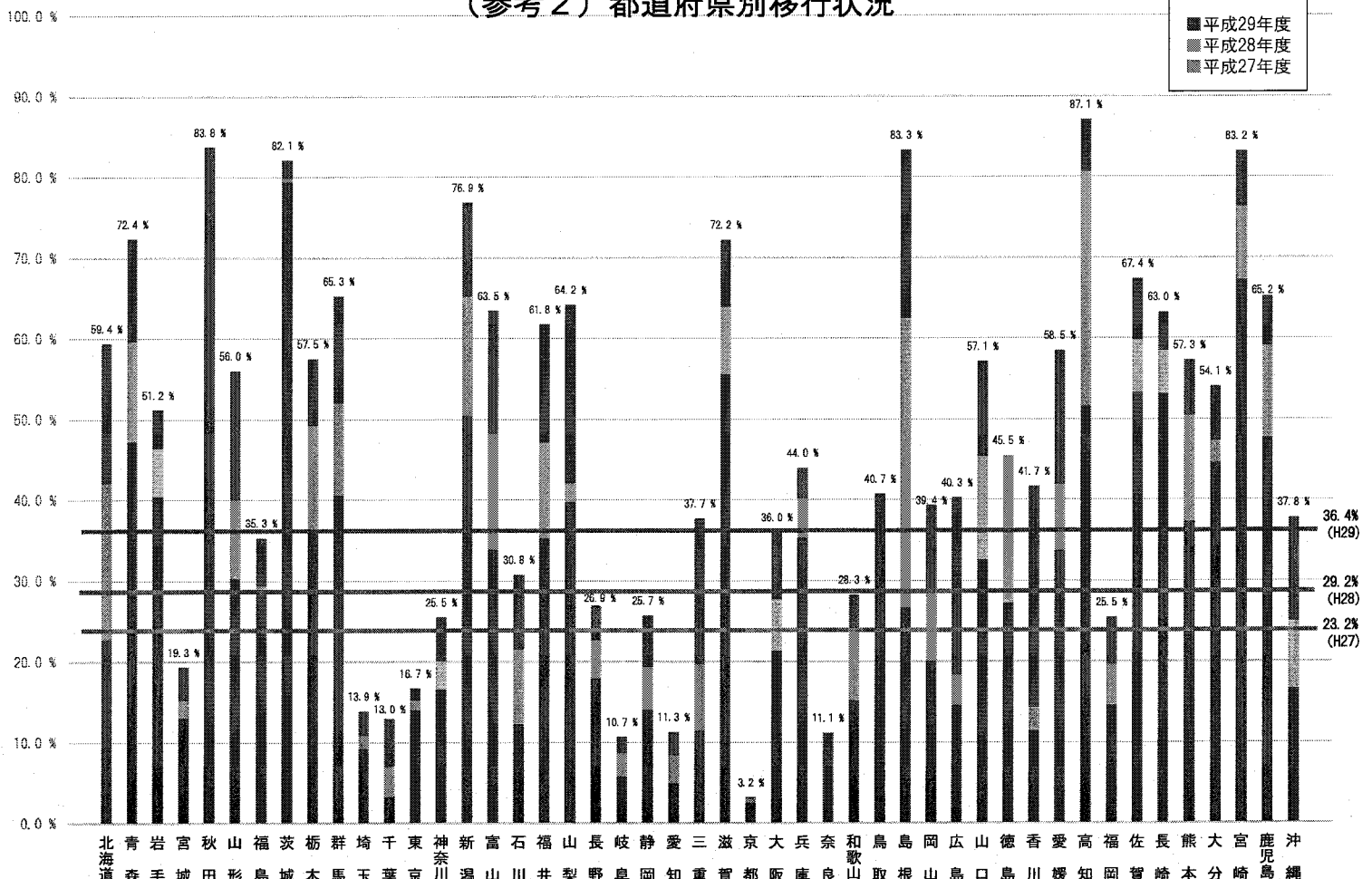
- ・大規模園における加算の充実（チーム保育加配加算の上限緩和等）
- ・国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（幼稚園教諭：+1.9%）
- ・移行準備に係る事務経費の補助の創設
- ・一時預かり事業（幼稚園型）の改善（長時間預かりの補助増、職員配置要件の緩和）
- ・公定価格の各種加算に係る統一申請様式の作成
- ・公定価格試算ソフトの改善（簡素化）

### 【平成29年度～】

- ・全職員に対する2%の処遇改善
- ・技能・経験を積んだ職員に対する追加的な処遇改善（月4万円・月5千円）
- ・国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（幼稚園教諭：+1.3%）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）の改善（長期休業中の預かりの補助増、職員配置要件の緩和）

12

## (参考2) 都道府県別移行状況



13

(参考3) 都道府県別移行状況 (バックデータ)

都道府県名	私立 幼稚園数 (H29)	H27.4.1現在		H28.4.1現在		H29.4.1現在		
		移行園 (園数)	移行率 (%)	移行園 (園数)	移行率 (%)	移行園 (園数)	移行率 (%)	
00	全国	8,058	1,884	23.2	2,387	29.2	2,931	36.4
01	北海道	461	103	22.3	195	42.7	274	59.4
02	青森	105	52	47.3	65	61.3	76	72.4
03	岩手	84	34	40.5	39	47.0	43	51.2
04	宮城	181	24	13.0	28	15.3	35	19.3
05	秋田	74	57	78.1	58	79.5	62	83.8
06	山形	91	27	30.3	36	40.0	51	56.0
07	福島	150	43	28.7	44	29.3	53	35.3
08	茨城	207	154	79.4	159	80.3	170	82.1
09	栃木	186	68	36.0	93	50.0	107	57.5
10	群馬	121	50	40.7	64	52.5	79	65.3
11	埼玉	547	52	9.2	61	10.9	76	13.9
12	千葉	432	14	3.3	30	7.0	56	13.0
13	東京	839	118	14.0	129	15.3	140	16.7
14	神奈川	663	110	16.5	134	20.2	169	25.5
15	新潟	108	56	50.5	73	66.4	83	76.9
16	富山	52	19	33.9	27	49.1	33	63.5
17	石川	65	8	12.3	14	21.5	20	30.8
18	福井	34	12	35.3	16	47.1	21	61.8
19	山梨	81	27	39.7	29	42.0	52	64.2
20	長野	104	19	17.9	24	22.6	28	26.9
21	岐阜	103	6	5.8	9	8.7	11	10.7
22	静岡	241	34	14.0	47	19.4	62	25.7
23	愛知	425	21	4.9	36	8.4	48	11.3
24	三重	61	7	11.5	12	19.7	23	37.7
25	滋賀	36	20	55.6	23	63.9	26	72.2
26	京都	158	4	2.5	5	3.2	5	3.2
27	大阪	425	92	21.3	120	27.8	153	36.0
28	兵庫	248	88	35.3	100	40.2	109	44.0
29	奈良	45	1	2.3	1	2.3	5	11.1
30	和歌山	46	5	10.9	11	23.9	13	28.3
31	鳥取	27	11	40.7	11	40.7	11	40.7
32	島根	12	4	26.7	10	62.5	10	83.3
33	岡山	33	7	20.0	10	29.4	13	39.4
34	広島	149	28	13.6	38	18.3	60	40.3
35	山口	140	46	32.6	64	45.7	80	57.1
36	徳島	11	3	27.3	8	57.1	5	45.5
37	香川	36	4	11.4	5	14.3	15	41.7
38	愛媛	106	33	33.7	44	41.9	62	58.5
39	高知	31	16	51.6	25	80.6	27	87.1
40	福岡	424	62	14.5	84	19.7	108	25.5
41	佐賀	92	49	53.3	55	60.4	62	67.4
42	長崎	127	69	53.1	76	59.8	80	63.0
43	熊本	110	41	37.3	55	50.5	63	57.3
44	大分	74	33	44.6	35	47.3	40	54.1
45	宮崎	113	76	67.3	87	77.0	94	83.2
46	鹿児島	155	71	47.7	88	59.1	101	65.2
47	沖縄	45	6	16.7	10	25.0	17	37.8

※新設や廃園に伴い母数となる各年度の私立幼稚園数が変動するため、移行園数の増減なく移行率が増減している場合等がある。





平成29年5月12日  
内閣府子ども・子育て本部

### 「平成28年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について

教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の期間内に報告のあった事故について、取りまとめましたので公表します。

また、教育・保育施設等に係る国、地方自治体及び事業者についての事故防止対策については、以下のような取組を行っているところです。

#### 1. 事故報告集計について

- 報告件数は875件あった。
- 負傷等の報告は862件あり、そのうち717件(83%)が骨折によるものであった。
- 死亡の報告は13件あり、うち約半数の7件は0歳児であった。
- 事故の発生場所は施設内が776件(89%)であり、そのうち444件(57%)は施設内の室外で起きていた。

#### 2. 事故防止対策について

- 国においては、子ども・子育て新制度の施行に先立ち、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を平成26年9月に開催し、事故の発生やその再発を防止するための措置について検討を行った。
- 平成26年11月の検討会中間取りまとめを受けて、事故報告制度の全般的な見直しを行った(新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付けされた。)

##### 【改正内容】

- ① 重大報告の対象となる施設・事業について拡大
  - ② 重大事故の範囲の明確化
  - ③ 報告様式、報告方法の改正と明示
- 平成27年12月の検討会最終報告を受けて、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」及び地方自治体に対して、重大事故の再発防止のために、死亡事故等の重大事故については、事後的な検証を実施するよう「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を、平成28年3月に地方自治体宛てに通知し、施設・事業者にも周知した。

○ また、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に午睡中の死亡事故が多いことから、平成 28 年 10 月に、ガイドラインの取組の周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等を地方自治体宛てに通知し、周知している。あわせて、全国担当課長会議、地方自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の取組の周知徹底を行っている。

### 3. 国における有識者会議の設置

○ 国においては、各地方自治体より、検証結果の報告を受け、再発防止策を検討することとしており、検討に当たっては、平成 28 年 4 月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策について検討を行っている。

※この他、教育・保育施設等で発生した事故情報について、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において、平成 27 年 6 月より、内閣府ホームページで公表をしている。

#### 【問合せ】

内閣府子ども・子育て本部

参事官補佐 時末 大揮

参事官補佐 本間 浩

TEL 03-6257 - 1466

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

課長補佐 小倉 基靖

係長 鈴木 賢

TEL 03-6734 - 3136

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

課長補佐 川島 均

係長 増田 大樹

TEL 03-5253 - 1111(7947)

## 1. 事故報告概要

教育・保育施設等（\*）において発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の期間内に事故報告（第1報）のあったものを集計した。

- \* 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。
- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
  - ・ 幼稚園
    - ・ 認可保育所
  - ・ 小規模保育事業
    - ・ 家庭的保育事業
  - ・ 居宅訪問型保育事業
    - ・ 事業所内保育事業（認可）
  - ・ 一時預かり事業
    - ・ 病児保育事業
  - ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
  - ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
  - ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
  - ・ 認可外保育施設
    - （企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
  - ・ 認可外の居宅訪問型保育事業

	認定こども園・幼稚園・保育所等	放課後児童クラブ	合計	割合
<b>負傷等</b>	<b>574</b>	<b>288</b>	<b>862</b>	<b>98.5%</b>
（うち意識不明）	（7）	（0）	（7）	（負傷等の0.8%）
（うち骨折）	（458）	（259）	（717）	（負傷等の83.2%）
（うち火傷）	（1）	（1）	（2）	（負傷等の0.2%）
（うちその他）	（108）	（28）	（136）	（負傷等の15.8%）
<b>死亡</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>13</b>	<b>1.5%</b>
<b>事故報告件数</b>	<b>587</b>	<b>288</b>	<b>875</b>	<b>100%</b>

※認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等					死亡	計	(参考) 施設・事業者数(時点)
	意識不明	骨折	火傷	その他				
幼保連携型認定こども園	51	1	45	0	5	0	51	2,785 か所(H28.4.1)
幼稚園型認定こども園	8	0	6	0	2	0	8	682 か所(H28.4.1)
保育所型認定こども園	11	0	10	0	1	0	11	474 か所(H28.4.1)
地方裁量型認定こども園	1	0	1	0	0	0	1	60 か所(H28.4.1)
幼稚園	20	0	17	0	3	0	20	6,514 か所(H28.4.1)
認可保育所	469	5	368	1	95	5	474	23,447 か所 (H28.4.1)
小規模保育事業	1	0	1	0	0	0	1	2,429 か所(H28.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	1	1	958 か所(H28.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	9 か所(H28.4.1)
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0	0	0	323 か所(H28.4.1)
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	9,718 か所 (H27 交付決定)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	2,226 か所 (H27 交付決定)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センタ ー事業)	2	0	2	0	0	0	2	809 か所(市区町村) (H27 実績)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライト ステイ)	0	0	0	0	0	0	0	ショートステイ 740 か所 トワイライトステイ 375 か所 (H27 交付決定)
放課後児童クラブ	288	0	259	1	28	0	288	23,619 か所 (H28.5.1)
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	企業主導型保育施設 119 か所(H28.12.31)
地方単独保育施設	3	1	2	0	0	0	3	認可外保育施設 6,923 か所
その他の 認可外保育施設	8	0	6	0	2	7	15	事業所内保育施設 4,561 か所 (H28.3.31)
認可外の居宅訪問型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	80 か所(H28.3.31)
<b>計</b>	<b>862</b>	<b>7</b>	<b>717</b>	<b>2</b>	<b>136</b>	<b>13</b>	<b>875</b>	

※ 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※ 「意識不明」は、事故に遭った際に意識不明になったもの（平成 27 年は、その後、意識不明の状態が回復したのものも含む。）

※ 「骨折」には、切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものが含まれる。

※ 「その他」には、指の切断、唇、歯の裂傷等が含まれる。

参考：認可保育所 2,136,443 人(平成 28 年 4 月 1 日現在)

認可外保育施設 177,877 人、事業所内保育施設 73,660 人(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(データ出典) 施設・事業者数

- 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
  - ・・・認定こども園の数について (内閣府子ども・子育て本部調べ (平成 28 年 4 月 1 日現在))
- 幼稚園
  - ・・・文部科学省調べ (平成 28 年 4 月 1 日現在)
- 認可保育所
  - ・・・保育所等関連状況取りまとめ (厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ (平成 28 年 4 月 1 日現在))
- 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 (認可)
  - ・・・地域型保育事業の件数について (厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ (平成 28 年 4 月 1 日現在))
- 一時預かり事業、病児保育事業
  - ・・・内閣府子ども・子育て本部調べ (平成 27 年度交付決定か所数)
- 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
  - ・・・内閣府子ども・子育て本部調べ (平成 27 年度実施箇所数)
- 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)
  - ・・・子育て短期支援事業の実施箇所数について (厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ (平成 27 年度実施箇所数))
- 放課後児童クラブ
  - ・・・放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ (平成 28 年 5 月 1 日現在))
- 認可外保育施設 (地方単独保育施設、その他の認可外保育施設)
  - ・・・認可外保育施設の現況取りまとめ (厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ (平成 28 年 3 月 31 日現在))
- 企業主導型保育施設
  - ・・・内閣府子ども・子育て本部調べ (平成 28 年 12 月 31 日現在)

② 年齢別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童 クラブ等	計
幼保連携型認定こども園	1	0	7	4	10	22	7	—	51
幼稚園型認定こども園	—	—	—	1	2	4	1	—	8
保育所型認定こども園	0	0	0	1	4	3	3	—	11
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	1	0	0	—	1
幼稚園	—	—	—	1	4	10	5	—	20
認可保育所	3 (1)	20 (2)	39 (0)	74 (0)	120 (0)	155 (0)	63 (2)	—	474 (5)
小規模保育事業	0	1	0	0	0	0	0	—	1
家庭的保育事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	1 (1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	1	0	1	2
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—	—	288	288
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	—	0
地方単独保育施設	1	1	0	1	0	0	0	—	3
その他の認可外保育施設	5 (5)	3 (2)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	—	15 (7)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
<b>計</b>	<b>11 (7)</b>	<b>25 (4)</b>	<b>48 (0)</b>	<b>85 (0)</b>	<b>141 (0)</b>	<b>196 (0)</b>	<b>80 (2)</b>	<b>289 (0)</b>	<b>875 (13)</b>

※ ( )内の数字は死亡事故の件数で内数

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	19	28	4	0	51
幼稚園型認定こども園	5	2	1	0	8
保育所型認定こども園	3	5	3	0	11
地方裁量型認定こども園	0	1	0	0	1
幼稚園	7	10	3	0	20
認可保育所	203 (3)	215 (1)	56 (1)	0 (0)	474 (5)
小規模保育事業	1	0	0	0	1
家庭的保育事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1	0	1	0	2
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	78	182	28	0	288
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
地方単独保育施設	2	0	0	1	3
その他の認可外保育施設	12 (7)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	15 (7)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
<b>計</b>	<b>332</b> <b>(11)</b>	<b>444</b> <b>(1)</b>	<b>98</b> <b>(1)</b>	<b>1</b> <b>(0)</b>	<b>875</b> <b>(13)</b>

※ ( )内の数字は死亡事故の件数で内数



④ 死亡事故における主な死因

\*平成 28 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	家庭的 保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
SIDS	0	0	0	0
窒息	0	0	0	0
病死	2	1	1	4
溺死	0	0	0	0
その他	3	0	6	9
<b>合計</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>13</b>

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

⑤ 死亡事故発生時の状況

\*平成 28 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	家庭的 保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
睡眠中	3	0	7	10
プール活動・ 水遊び	0	0	0	0
食事中	0	0	0	0
その他	2	1	0	3
<b>合計</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>13</b>

(参考：これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

[注意事項：各年区分について]

※集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成16年から20年：4月から3月まで
- ・平成21年：4月から12月まで（平成21年1～3月発生分は平成20年分として集計）
- ・平成22年から26年：1月から12月まで
- ・平成27年：認可保育所、認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）は1月から12月まで  
 幼保連携型認定こども園、小規模保育事業は4月から12月まで  
 ※認定こども園としては、平成27年度から調査を実施
- ・平成28年：1月から12月まで

○ 死亡事故の報告件数

	幼保連携型 認定こども園	認可保育所	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	認可外 保育施設	合計
H16	－	7件	－	－	7件	14件
H17	－	3件	－	－	11件	14件
H18	－	5件	－	－	8件	13件
H19	－	3件	－	－	12件	15件
H20	－	4件	－	－	7件	11件
H21	－	6件	－	－	6件	12件
H22	－	5件	－	－	8件	13件
H23	－	2件	－	－	12件	14件
H24	－	6件	－	－	12件	18件
H25	－	4件	－	－	15件	19件
H26	－	5件	－	－	12件	17件
H27	1件	2件	1件	0件	10件	14件
H28	0件	5件	0件	1件	7件	13件
合計	1件	57件	1件	1件	127件	187件

※ 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。

※ 平成27年の地方単独保育施設における死亡事故は1件（認可外保育施設の死亡事故10件の内数）。平成28年は0件。

## 2. 教育・保育施設等における事故防止の取組み

### ガイドラインによる事故防止の取組み

死亡や重篤な事故の防止のため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）において、施設・事業者には、以下の周知を行っている。

ガイドライン掲載 URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（抜粋）

#### ○重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

##### (1) 睡眠中

乳児の窒息リスクを除去するため、以下の点を含むリスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

#### 【注意事項】

窒息リスクを除去する方法として、

- \* 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、1人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- \* 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする 等

(参考)

睡眠中の死亡事故のうち、「うつぶせ寝」の数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
平成24年	2名	3名	5名
平成25年	2名	7名	9名
平成26年	0名	4名	4名
平成27年	0名	6名	6名
平成28年	2名	2名	4名

※ 平成26年までは地方単独保育施設、その他の認可外保育施設と分類して把握していない。

※ 平成27,28年の地方単独保育施設における「うつぶせ寝」は0名

##### (2) プール活動・水遊び

#### 【注意事項】

- \* プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。

- \* 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

※注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する、監視エリア全域をくまなく監視する
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中心の選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う 等

(3) 食事中

【注意事項】

- \* 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- \* 子どもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- \* 食事の介助をする際、注意すべきポイントとして、
  - ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える
  - ・ 子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）
  - ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
  - ・ 汁物などの水分を適切に与える
  - ・ 食事の提供中に驚かせない
  - ・ 食事中に眠くなっていないか注意する
  - ・ 正しく座っているか注意する
- \* 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者に応じた方法で、子供（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

**ガイドラインの周知徹底（周知啓発資料等による事故防止の取組の推進）**

平成 27 年の「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」の死亡事故においても、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に 0～1 歳児の午睡中の死亡事故が多いことから、昨年 10 月に、ガイドラインの取組の周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等により、事故防止の取組を推進している。あわせて、全国担当課長会議、地方自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の取組の周知徹底を行っている。

## 自治体による検証の実施と有識者会議による再発防止策の検討

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における取りまとめを踏まえ、平成27年4月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成28年4月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

また、国において、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し（平成28年4月）、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行っており、第1回有識者会議を4月に開催し、これまでの検討会での取りまとめを踏まえ、有識者会議が継続して取り組んでいく内容について議論を行い、同年の10月には第2回の会議を開催し、事故情報データベースの改善や検証報告のあった自治体からヒアリングを行い、重大事故防止策の議論を行っていくこととすることを決定し、今年の5月に第3回の会議を開催して検証報告のあった自治体からヒアリングを実施している。

## 経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（※）で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：国立成育医療研究センター奥山真紀子こころの診療部長）

## ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもつて実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目標に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。



# 委員提出資料

## 目 次

- 尾崎委員提出資料 . . . P. 1
- 駒崎委員提出資料 . . . P. 30
- 木村委員提出資料 . . . P. 33
- 廣島委員提出資料 . . . P. 35

# 希望出生率危機突破宣言

平成26年7月、我々全国知事会は、少子化の進行が、地方の多くを消滅せしめ、やがては国全体の活力を著しく低下させてしまうという事態を憂い、「少子化非常事態」を宣言した。

しかしながら、昨年の出生数は統計史上初めて100万人を下回り、同時に、合計特殊出生率も前年を下回る結果となった。出生率の低下は、2060年に1億人の人口を維持するという我が国の基本戦略を大きく狂わせ、社会保障制度を持続不能とし、経済規模の縮小を招く国家的な危機である。何より、個人個人の希望が叶わない状況が益々広がっていることを意味しており、この進行を何としても食い止めなくてはならない。

このため、国民が希望する出生率の実現に向け、国と地方が総力を挙げて以下の事項に取り組むことを、ここに宣言する。

## 1 国民の出会い・結婚の希望を叶える対策の強化

国民が希望する出生率を実現するためにも、まずは、多くの国民の出会い・結婚の希望を叶えなければならない。

結婚を希望し支援を望む独身者の出会いの機会の拡充など直接的な結婚への支援策は、我々の提言を踏まえて強化されてきたが、もう一段の加速が必要である。「生涯未婚率の上昇を早急に食い止める」、そのためには、一層きめ細やかな対応が必要であり、多様な生き方を尊重しつつ、地域の実情に応じた対策を強化していかねばならない。

## 2 子育てに係る経済的負担の軽減、男女とも育児しやすい働き方改革に向けた対策の強化

近年の大きな課題は、平成28年9月に公表された「第15回出生動向基本調査」において、平成22年の前回調査に引き続き、一夫婦あたりの出生数が2人を下回り、低下傾向が確定的となったことである。

この背景には、晩婚化の進行と子育てに対する負担感の増大が存在する。

特に、子育てに対する負担感の増大は、未婚化・晩婚化の進行の遠因ともなっている。希望に沿わない「未婚化・晩婚化を食い止める」、そのためには、子育てに係る経済的負担の軽減や男女とも育児しやすい働き方改革を、喫緊に強化していかねばならない。

## 3 地方創生の実現に向けた施策の充実強化

都市より地方の合計特殊出生率が高いという現状に鑑みれば、「地方創生が少子化対策の鍵」でもある。そのため、地方での安定した雇用の創出、若者の地方からの流出防止や移住の促進などによる新しい人の流れの創出など、地方創生を実現する施策を充実強化していかねばならない。

平成29年7月27日

全国知事会

**次世代を担う「人づくり」に向けた  
少子化対策と子ども貧困対策の抜本強化**

**【提言ポイント】**

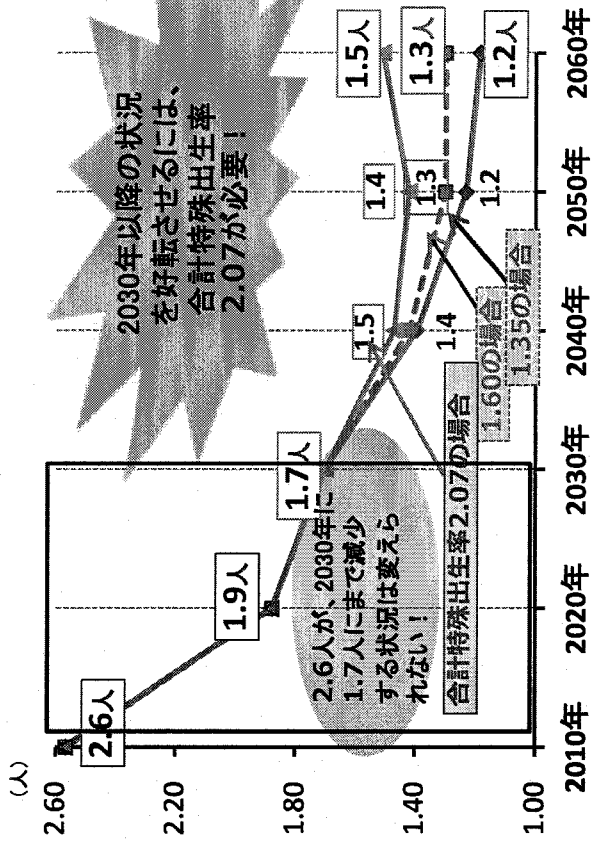
**29.7.27 全国知事会**

# 少子化は国家的な危機をもたらす課題

少子化の問題は、1970年代には顕在化していたにも関わらず、その取り組みは諸外国と比較しても1世代遅れており、深刻さを増している。

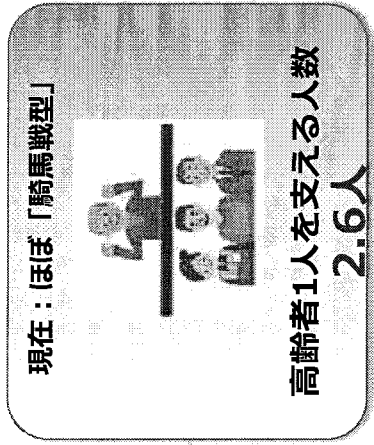
このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子どもたちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われる。

## ○高齢者1人を支える現役世代の人数



## 【高齢世代と現役世代の比率変化（イメージ）】

(65歳以上) (20~64歳)



## ○人口減少が社会にもたらす深刻な影響

経済の安定成長阻害  
国内市場の縮小と労働力人口の不足

社会保障制度の崩壊  
高齢者の急増による負担増大と供給不足

小規模自治体の消滅  
都市への人口流出により格差が拡大

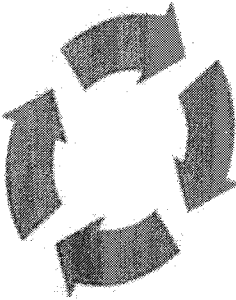
少子化による人口減少問題の克服に向けて、国を挙げた少子化対策に、今こそ大胆かつ長期的に取り組みなければならぬ！

そのためには、出生率を回復させた諸外国の例も参考にし、少子化対策の更なる抜本強化とこれまでの延長線上にはない規模の安定した財源の確保が必要！



# 少子化対策の抜本強化に向けた「5つの重点施策」

人口減少の負のスパイラルをプラスのスパイラルに転換！



**A** 地域地域に、産業振興による安定した雇用を創出する

**D** 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える

**B** 若者の地方からの流出の防止や移住の促進などにより新しい人の流れをつくる

**C** 特に、出生率の高い地域で若者を定着・増加させる

## 結婚

【重点施策1】

結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化
- ◆ 社会全体で若い世代の結婚を応援する気運の醸成に向けた施策の強化
- ◆ 地域少子化対策重点推進交付金の充実

## 妊娠・出産

【重点施策2】

妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ ライフプランの形成促進
- ◆ 不妊治療への支援の拡充
- ◆ 小児・周産期医療の充実

## 子育て

【重点施策3】

子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減
- ◆ 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充
- ◆ 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

【重点施策4】

子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- ◆ 完全実施に向けた1兆円超の財源確保 ◆ 様々な課題の改善方策等の検討

【重点施策5】

働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

- ◆ 結婚や子育ての希望をかなえられる処遇の改善 ◆ 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた気運の醸成

官民協働による、社会全体で結婚から子育てまでを応援する気運の醸成

# 少子化対策の充実強化(1)

29.7.27全国知事会

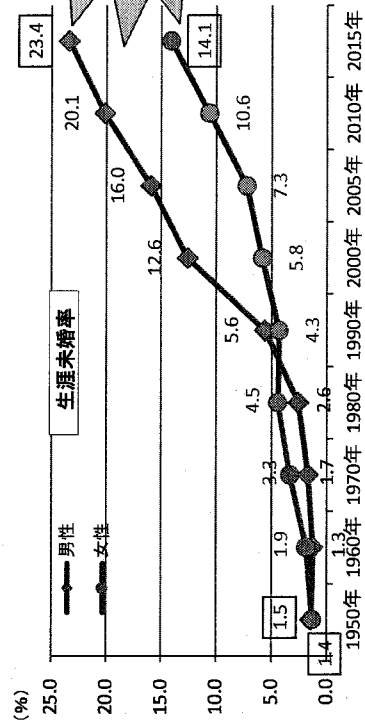
## 1. これまでの歩み

全国知事会による少子化非常事態宣言（平成26年7月）やこれまでの政策提言により、少子化対策が国家的課題として国の施策に位置付けられ、地域少子化対策重点推進交付金が国の当初予算に計上されるなど、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組んできた。

しかしながら、さらなる対策の強化が求められる状況。

## 2. 少子化の現状

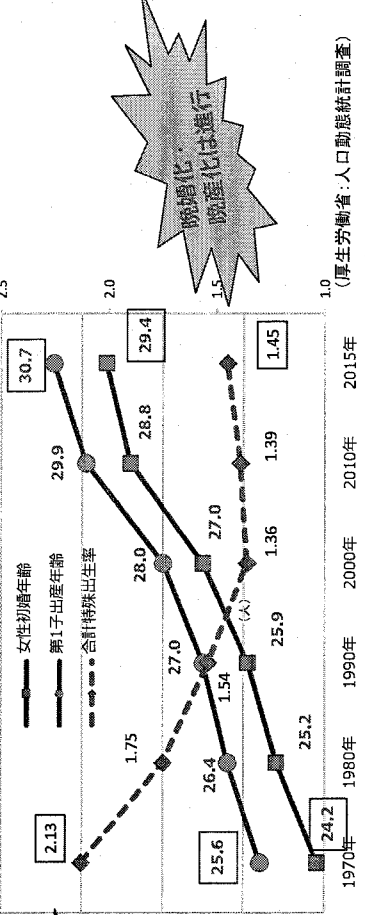
- 平成28年の全国の出生数は、過去初めて100万人を下回る厳しい結果
- 少子化の要因である未婚化、晩婚化は引き続き進行



(総務省:H27国勢調査)

(歳)

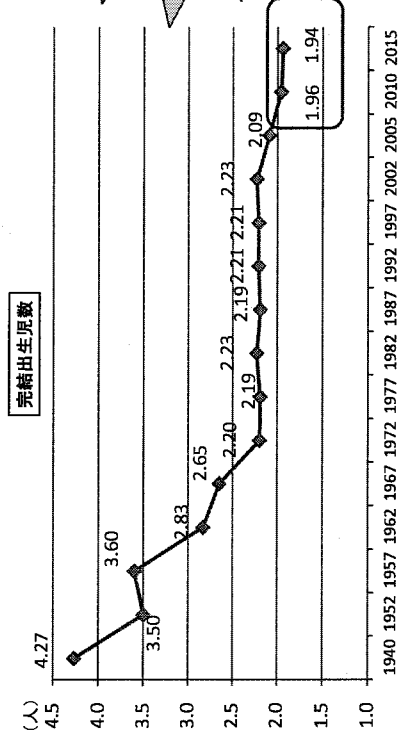
32



(厚生労働省・人口動態統計調査)

- 晩婚化などの影響により、安定していた完結出生児数までも低下

※完結出生児数とは結婚持続期間15～19年夫婦の平均子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数とみなされる



(国立社会保障・人口問題研究所:H27第15回出生動向基本調査)

1940 1952 1962 1972 1982 1992 1997 2002 2005 2010 2015

# 少子化対策の充実強化(2)

## 3. 未婚化・晩婚化対策の充実・強化に向けて

### ○結婚支援の推進

〈例：結婚支援センターの設置 33道府県〉

- ・ 国の対策の強化等により、出会いの機会の拡充などライフステージの早い段階での取組が着実に進んできた。
- ・ これまでの成果を活かして、引き続き、結婚支援など対策を継続・強化していく。

### ＜提言＞「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充

- ・ 当初予算規模の拡充と補助率の引き上げ
- ・ 複数年事業及び子育て期全般に関する取組の対象事業への追加 など

### ○未婚化・晩婚化の背景となる様々な負担の軽減

- ・ 完結出生児数までもが低下する中、子育ての負担（経済、育児、育児、キャリア継続）について、もう一段踏み込んだ対策を講じるべき。

とりわけ、今年度は、子育ての経済的負担、仕事と育児の両立支援に重点を置き、以下の点について重点的に提言する。

＜提言①＞ 幼児教育・保育の無償化を含めた子育て世帯の負担軽減【別紙】

＜提言②＞ 働き方改革の実現（子育ての負担のシエラ、キャリアへの不安の解消）【別紙】

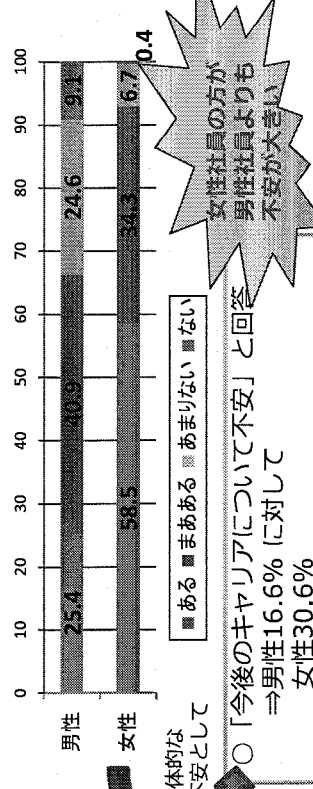
### ◆理想の子どもの数を実現できない要因

理想の子どもの数 2.32人  
→ 予定する子どもの数 2.01人

「理想」と「予定」に乖離がある理由	理想1人予定0人	理想2人予定1人	理想3人予定2人
欲しいけれどもできないから	74.0%	34.8%	9.8%
高年齢で生むのは嫌だから	39.0%	42.4%	38.1%
健康上の理由から	24.7%	17.5%	14.7%
子育て・教育にお金がかかりすぎる	15.6%	43.8%	69.8%
これ以上の育児負担に耐えられない	9.1%	14.1%	21.0%

### ◆キャリア継続

○子どもを育てながら仕事を継続するに当たって、不安を感じることはあるか（若手社員）



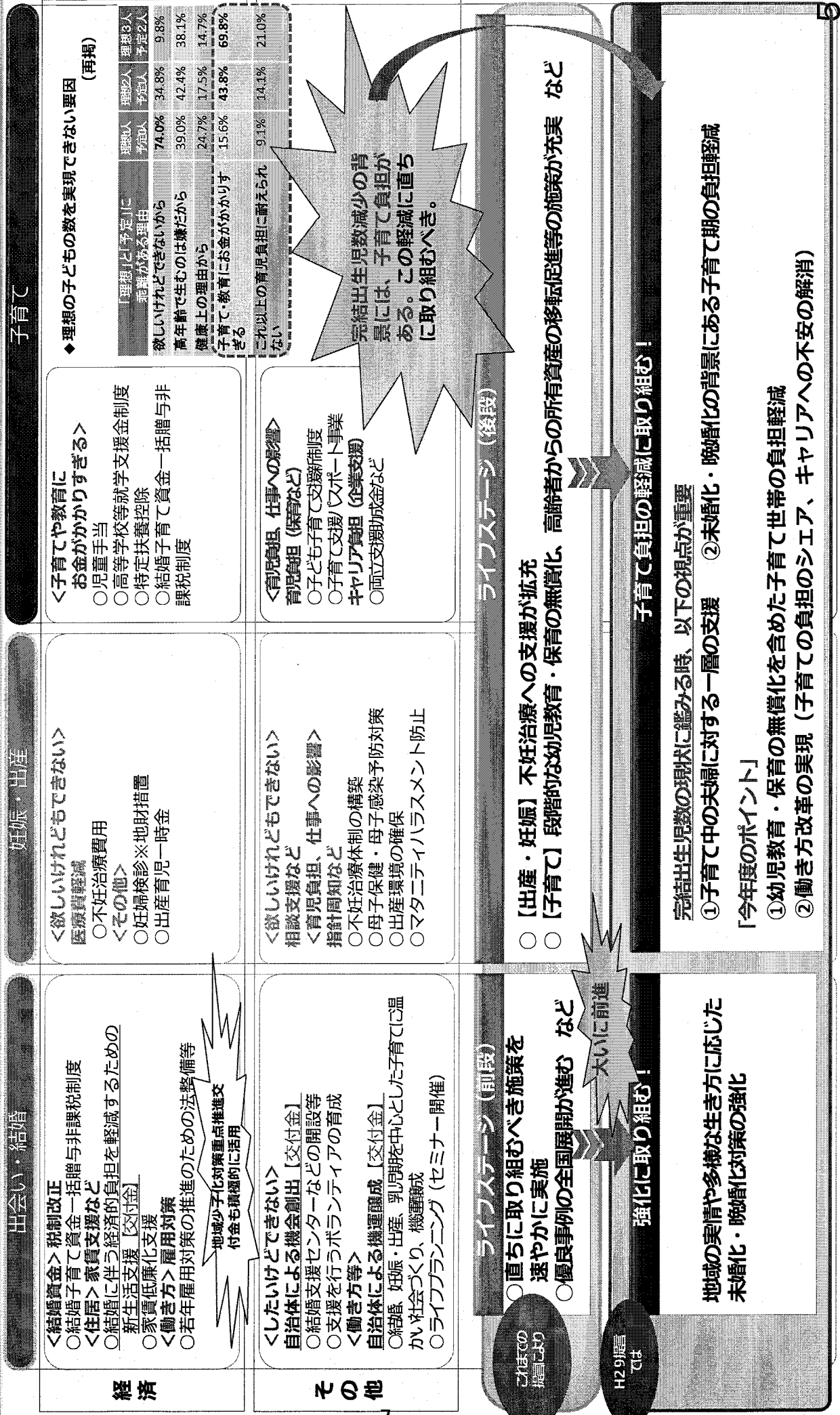
晩婚化の影響を除くと、経済・育児の負担が理由の大半を占める



# ライフステージごとの対策（国の施策※主なもの）

※<>内は、それぞれの壁を表す

（出典：H29少子化社会対策白書より抜粋）



# 【提言①】 幼児教育・保育の無償化を含めた子育て世帯の負担軽減に向けて

## 現状と課題

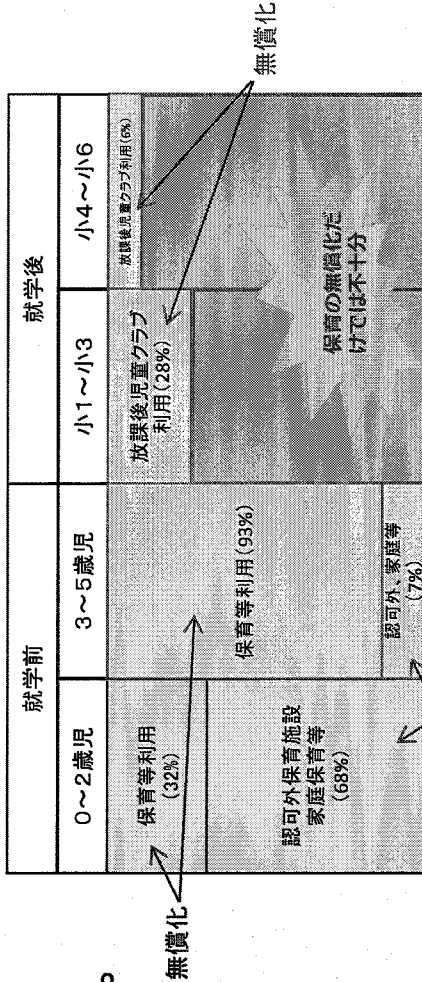
◆ とりわけ負担の大きい子どもの教育費用 (H26.7万円)

教育機関	公立	私立
幼稚園	66	149
小学校	193	922
中学校	145	402
高等学校	123	299
大学 (学部・専攻、その他生活費等)	600	791
計	1,127	2,563

全て公立でも  
1千万超!  
私立ならさらに  
負担増!!

(幼稚園～高等学校、  
文部科学省「H28子どもの学習費調査」  
大学：日本学生支援機構「H28学生生活調査」)

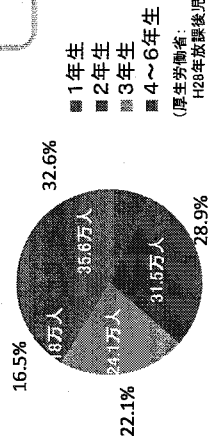
◆ より多くの子育て世帯が負担軽減を享受できる仕組みを



パウチャー制度等 (注) 文部科学省「H28年度学校基本調査」/厚生労働省「保育所等設置状況取まとめ(H28.4)」  
厚生労働省「H28年放課後児童健全育成事業の実施状況」/内閣府「認定こども園に関する状況について(H28.4.1)」をもとに高知県で独自推計

◆ 放課後児童クラブの登録児童数

学年別登録児童数



・利用登録している児童の数は  
100万人を突破

多くの児童が利用して  
いる現状を踏まえ、教  
育と同様に無償化を

(厚生労働省：  
H28年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(H28.5.1現在))

提言：幼児教育・保育の無償化を含めた子育て世帯の負担軽減

- 保育士の処遇改善を含めた待機児童の解消を図った上で、幼児教育・保育の無償化は、早期に実現すべき課題
- ▶ 政府における幼児教育・保育の早期無償化の実現を目指した議論に大いに期待
- その際、負担軽減と幼児教育・保育の質の確保、量的充実について、ベストミックスを図ることが必要
- より多くの子育て世帯が負担軽減を享受できる仕組みが必要

## ■ 導入の方法

- 1 保育料の無償化を早期に実現
  - 2 保育所等を利用していない家庭への対策も必要
    - ① 待機児童対策を着実に推進
    - ② 0～2歳児では、保育所等を利用しない家庭が7割  
保育料の無償化だけでは不十分
- 認可外保育施設等の利用、家庭での保育を行う家庭へのパウチャー等の配布等の支援を実施
- (対象者) 保育料の無償化の対象とならない0～5歳の子どものいる家庭  
(用途) 認可外保育施設やベビーシッター、一時預かり等
- 3 さらには、切れ目なく子育て家庭を応援するため小学生への対策も必要
- 放課後児童クラブ利用料の無償化

◆ 0～5歳

認定こども園、幼稚園、認可保育所等	左記以外
無償化	パウチャー制度

◆ 6～11歳

放課後児童クラブの無償化
--------------

※所得制限については財源も含めて検討が必要

## ■ 財源

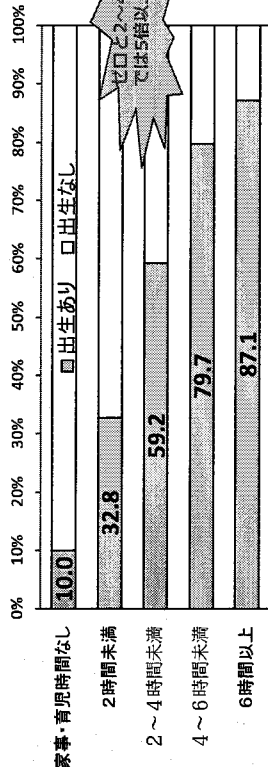
○ 無償化の財源の検討にあたっては、上記の視点も含めること

# 【提言②】働き方改革の実現～子育ての負担のシエア、キャリアへの不安の解消～(1)

## 子育ての負担をシエアする

### ◆育児の負担軽減には夫の家事・育児参加が欠かせない

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



ゼロと2～4時間では5倍以上の差

### ◆日本の男性の育児休業取得率は依然として低水準

国名	専任休業取得率(%)	合計特殊出生率(2015)
日本	3.2%	1.45
スウェーデン	90.0%	1.85
ノルウェー	94.0%	1.75

(厚生労働省「労働政策研究・統計データベース」(H20.9.26/H28.10.28)/H27年度雇用均等基本調査  
内閣府「H29年度少子化社会対策白書」世界銀行「Data Indicator」)

▼育児休業取得期間 男性は5日未満が最も多く、1カ月未満が8割  
・一方で子どもがいる男性の3割が育児休業の取得を希望

### ◆育児休業を取得しなかった理由

理由	割合
職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だった	26.6%
会社で育児制度が整備されていなかった	26.0%
残業が多い等、業務が多忙であった	21.2%
休業取得による所得減等の心配があった	18.5%

(厚生労働省「H27年度 仕事と家庭の両立支援に関する実態把握のための調査研究事業報告書 労働者アンケート結果」)

育児休業を利用しやすい制度と職場の環境づくりを

## 提言：男性の育児参加を促進する仕組みの導入

- 子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参加できる環境づくりが必要

### ■日本版「パパ・クオータ制」の導入の検討

○北欧では、「パパ・クオータ制」の導入により、男性の育児休業取得率アップを実現

○我が国においても導入を検討すべき

- 父親の一定期間の休業取得を条件として、育休期間の延長や給付金の支給割合の引き上げを行うなど、男性の育休取得を促進する仕組みを！

例えば……

	現行	改善例
育児休業取得者	父母どちらか一方	両親とも育児休業を取得 (パパママ育休プラス)
期間	子が1歳に達する日まで ※保育所に入れない場合など →1年以内 (H29.10～2年)	1歳2ヶ月まで延長可能 ※人が取得できる期間1年間 (女性は出生日以後の産休期間含む)
育児休業給付金	賃金月額67% 休業開始から56カ月経過後は50%	同左(各自) 賃金月額67%以上 (父の取得期間に応じて新增)

男性は育休期間「5日未満」が56.9%  
まずは1月を目標

待機児童の9割近くが0～2歳児である  
上の観点から

○また、父親の短時間勤務の促進として

- 一定期間の短時間勤務を条件に
- 父の短時間勤務にかかる減給に対する支援

○企業等が上記に該当する従業員の代替要員を確保する場合の支援として

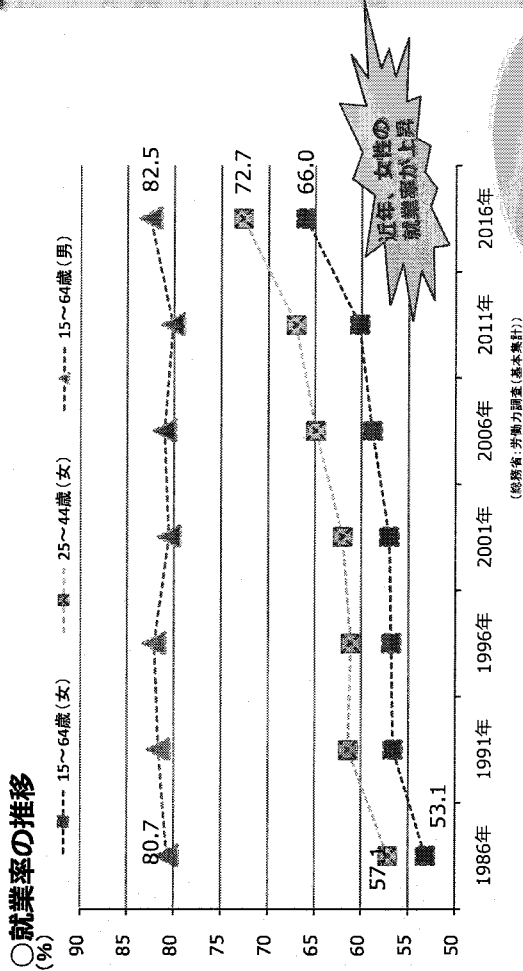
- 「両立支援等助成金」の拡充
- ・対象：中小企業のみ⇒すべての企業
- ・助成金（1人当たり）：47.5万円⇒額の引き上げ

※財源については、公費の負担率の引き上げに加え、雇用保険料の引き上げなど社会全体で分かち合うことも必要

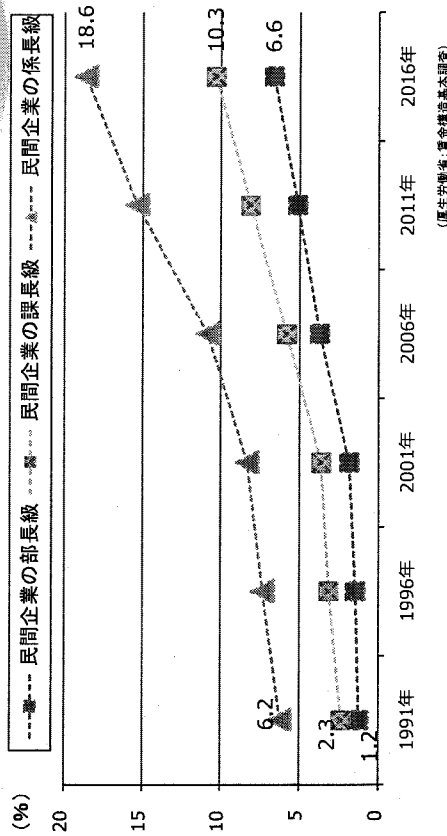
# 【提言②】働き方改革の実現～子育ての負担のシェア、キャリアへの不安の解消～（2）

キャリアへの不安を解消する

◆女性の就業が拡大し、指導的地位にある女性も増加



○階級別役職者に占める女性の割合の推移 (常用雇用者100人以上雇用する企業)



提言：女性のキャリア形成に対する支援の拡充

●出産や育児に伴う休業が、「キャリア形成にとってマイナスになるのではないか」との不安を解消することが必要



■早期の職場復帰をサポートする企業・団体等への支援

○育児休業明けの女性がテレワークなど柔軟な働き方を選択できる環境整備を行う企業・団体等への助成の拡充  
 <「両立支援等助成金」へネット環境の整備等を追加>

○残業や夜勤等においてベビーシッターを利用した際に支援を行う企業・団体等への助成の拡充  
 <「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」の助成額の拡充>

■育児休業期間中の女性のスキルアップ（資格の取得等）をサポートする企業・団体等への支援

○育児休業期間中の女性が通信制講座（大学）やeラーニングを受講する際に受講料等を支援する企業・団体等への助成の新設

<「両立支援等助成金」へメニューを追加>

- ・受講時にベビーシッターを利用したい方に対して……
- 育児休業期間中でもベビーシッターが利用できるよう
- 「企業主導型ベビーシッター利用支援事業」の対象を拡充！
- ・子どもが2歳になるまで育児休業とスキルアップを両立したい方に対して……
- 育児休業期間の延長（1年⇒2年）と育児休業給付金の支給！

希望に応じて



# 子どもの貧困対策の充実強化

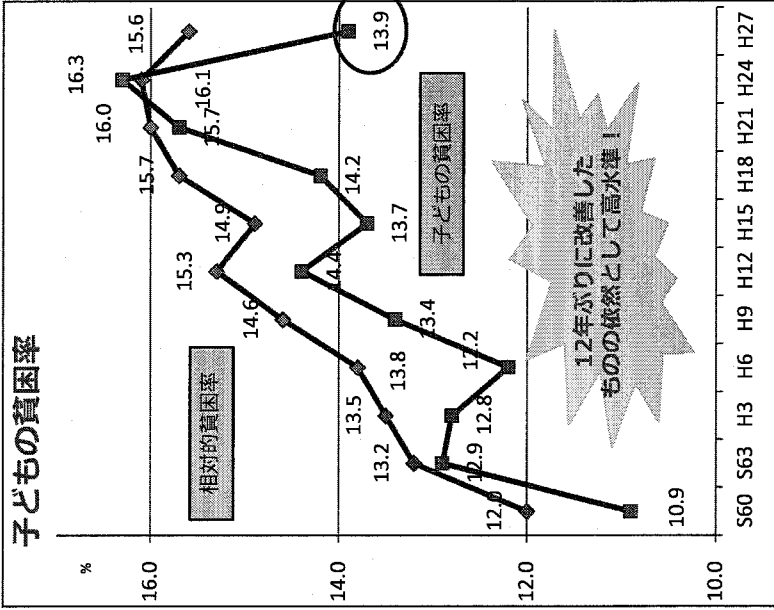
## 子どもたちの厳しい状況

経済的な面では

- 17歳以下の子どもたちの貧困率は13.9%、約7人に1人の子どもが貧困の状態
- 子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は50.8%

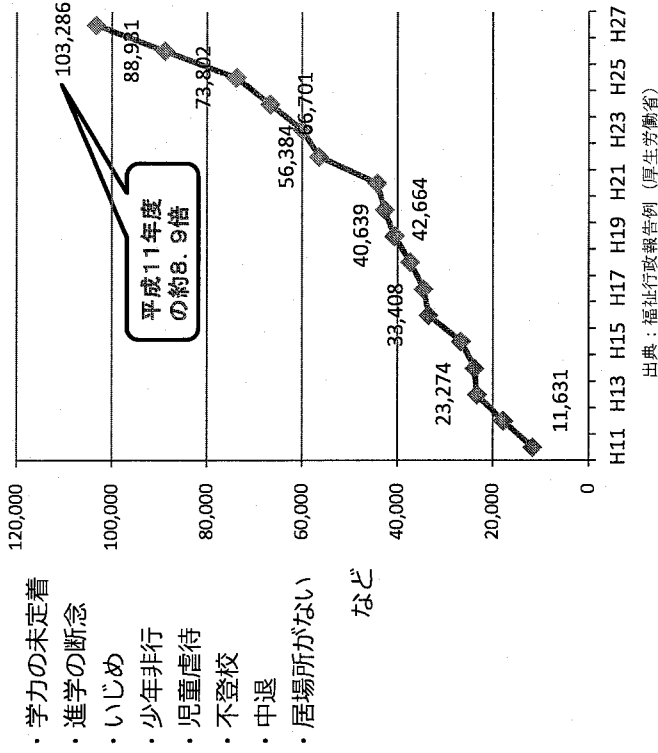
## 経済的な要因のみならず

- 家庭の教育力の低下
- 地域の見守り機能の低下 など



## 子ども一人ひとりが様々な厳しさに

### 児童虐待相談対応件数の推移



- 学力の未定着
- 進学への断念
- いじめ
- 少年非行
- 児童虐待
- 不登校
- 中退
- 居場所がない など

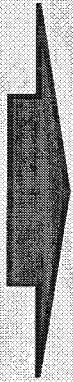
## 提言

1. 保護者等への支援策の抜本強化 ～自立支援等による好循環の創出～
2. 子どもたちへの支援策の抜本強化 ～学ぶ意欲を支える学習支援等～
3. 都道府県の子どもへの貧困対策計画等への支援

- 幼少期においては、生活や就労面などを中心に保護者への手厚い支援策の充実
- 学齢期を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどといった子どもたち自身を見守り育てる支援策の充実


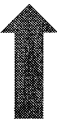
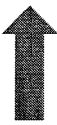
## 【提言①】地域子供の未来応援交付金の拡充

■ 19道府県で交付金を活用（実態調査や、セミナーの開催など関係団体の連携強化 等）



■ さらに活用を広げていくためには、交付金の拡充が必要！

### 《交付金の課題》

- 補正予算での対応  地域ネットワークを形成しても継続的な支援がない
- 自治体の直接実施する事業のみが対象  地域の団体への補助は対象にならない
- 個人給付に該当する事業は対象外  地域の実情に応じた施策が困難となっている



### ＜具体的提言＞

- ◆ 交付金の恒久化（当初予算化）！
- ◆ 交付金の対象事業の拡大！

例)

- ・ 子ども食堂の運営をはじめとする「厳しい環境にある家庭を支援する団体」への補助
- ・ 子ども食堂でのインターネット環境整備への補助
- ・ 経済的に厳しい家庭の子どもが「学習塾や地域のスポーツクラブ、文化的な習い事」を行う際の支援 など

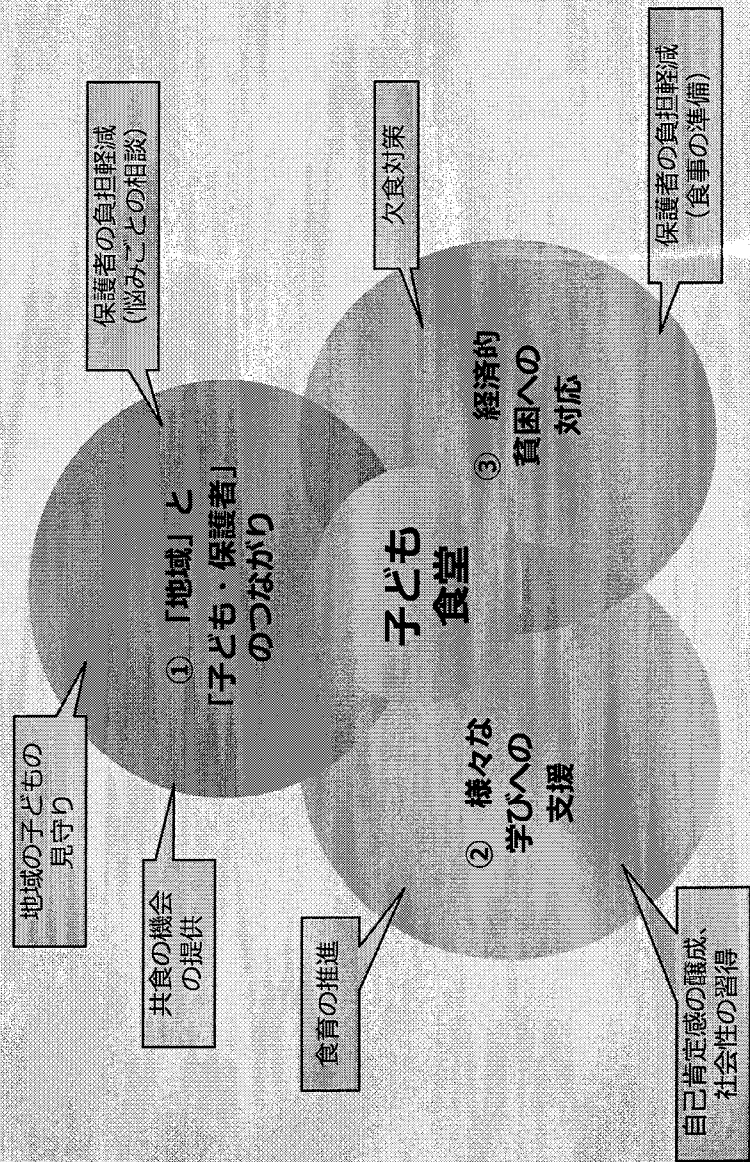


## 【提言②】子どもの居場所の確保・充実～子ども食堂への支援～

子ども食堂は、

- 食の提供を行う取組
- 地域住民・団体の自主的、主体的な取組
- 地域の大人たちや年代の異なる子どもたちが交流できる場であり、子どもの貧困対策として必要な3つの施策（※）として有効

※①「地域」と「子ども・保護者のつながり」、②様々な学びへの支援、③経済的貧困への対応



### ＜具体的提言＞

- ◆ 「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援とその恒久化！  
※自治体と連携した「子ども食堂」の取組を子供の未来応援交付金の対象に！
- ◆ 子ども食堂への全国レベルでの食料供給の仕組みの構築！



# 次世代を担う「人づくり」に向けた 少子化対策と子どもへの貧困対策の抜本強化

29.7.27 全国知事会

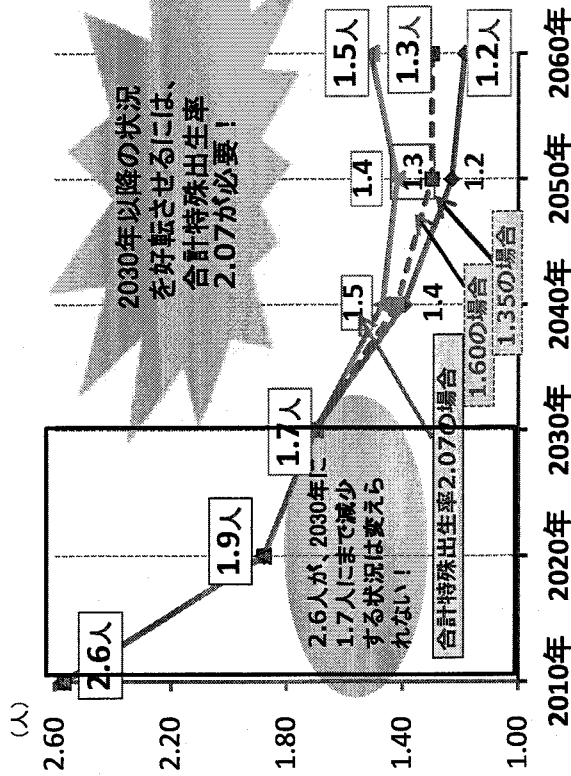
～ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の充実と  
厳しい環境にある子どもや保護者等への支援策の抜本強化 など ～

【提言集】

# 少子化は国家的な危機をもたらす課題

少子化の問題は、1970年代には顕在化していたにも関わらず、その取り組みは諸外国と比較しても1世代遅れており、深刻さを増している。  
このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子どもたちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われる。

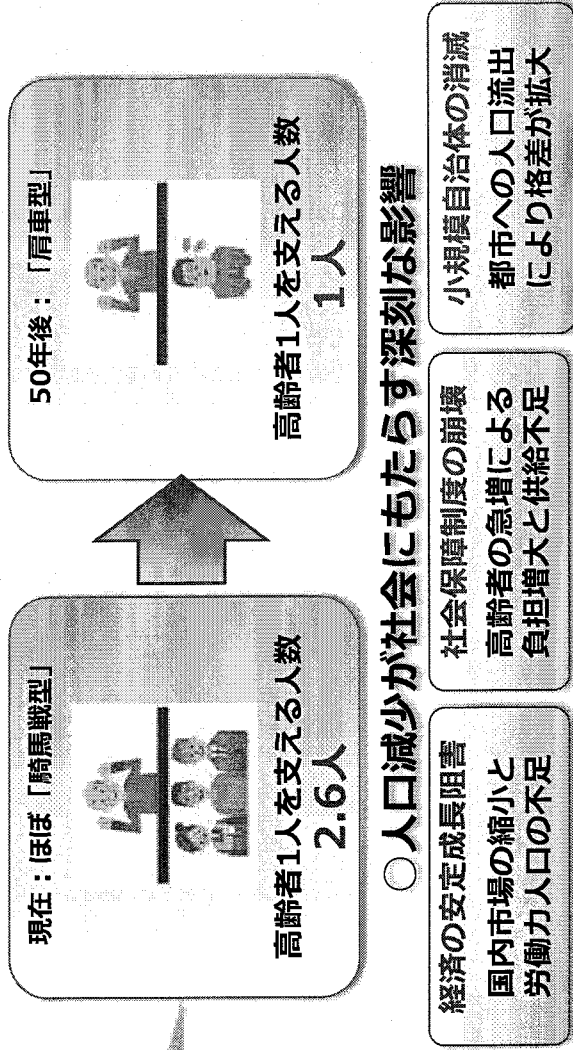
## ○高齢者1人を支える現役世代の人数



(注)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月)をもとに推計  
(1.35の場合: 中位推計、1.60の場合: 高位推計、2.07の場合: 中位推計をもとに高知県で独自推計)

## 【高齢世代と現役世代の比率変化 (イメージ)】

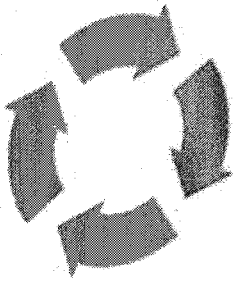
(65歳以上) (20~64歳)



少子化による人口減少問題の克服に向けて、国を挙げた少子化対策に、今こそ大胆かつ長期的に取り組みなければならぬ！  
そのためには、出生率を回復させた諸外国の例も参考にし、少子化対策の更なる抜本強化とこれまでの延長線上にはない規模の安定した財源の確保が必要！

# 少子化対策の抜本強化に向けた「5つの重点施策」

人口減少の負のスパイラルをプラスのスパイラルに転換！



**A** 地域地域に、産業振興による安定した雇用を創出する

**D** 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える

**B** 若者の地方からの流出の防止や移住の促進などにより新しい人の流れをつくる

**C** 特に、出生率の高い地域で若者を定着・増加させる

## 結婚

【重点施策1】

結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化
- ◆ 社会全体で若い世代の結婚を応援する気運の醸成に向けた施策の強化
- ◆ 地域少子化対策重点推進交付金の充実

## 妊娠・出産

【重点施策2】

妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ ライフプランの形成促進
- ◆ 不妊治療への支援の拡充
- ◆ 小児・周産期医療の充実

## 子育て

【重点施策3】

子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減
- ◆ 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充
- ◆ 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

【重点施策4】

子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- ◆ 完全実施に向けた1兆円超の財源確保 ◆ 様々な課題の改善方策等の検討

【重点施策5】

働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

- ◆ 結婚や子育ての希望をかなえられる処遇の改善 ◆ 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた気運の醸成

官民協働による、社会全体で結婚から子育てまでを応援する気運の醸成



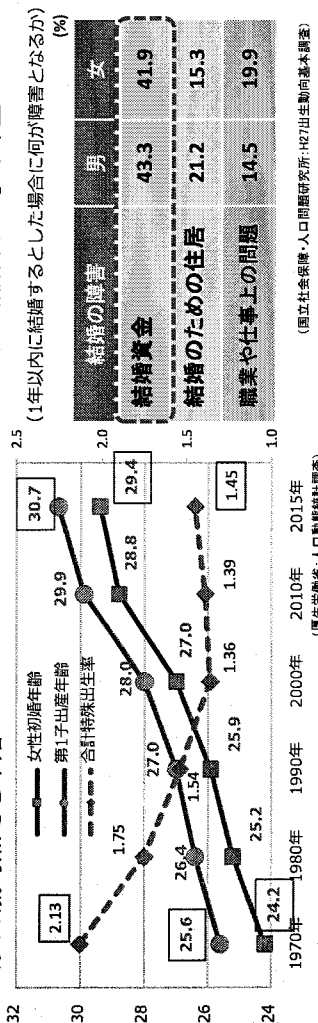
# 【少子化対策・重点施策1】結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

## ○未婚化・晩婚化・晩産化の進行

・男性の4人に1人、女性の7人に1人が50歳時点でも未婚

## ○結婚への障害は「結婚資金」が最多

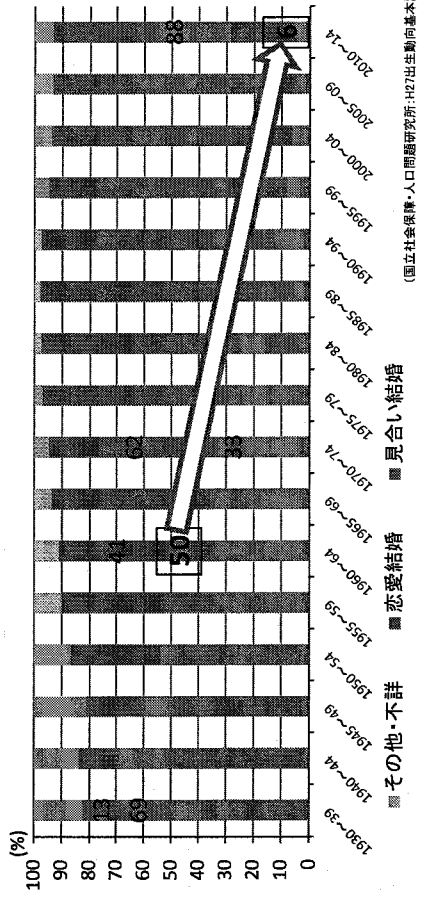
・未婚女性の89.3%、未婚男性の85.7%が「いずれは結婚したい」と希望



## ○結婚できない理由は「適当な相手にめぐり合わない」が圧倒的

	18-24歳	25-34歳	18-24歳	25-34歳
①適当な相手にめぐり合わない	30.4	45.3	37.3	51.2
②結婚資金が足りない	24.4	29.1	19.9	17.8
③異性とうまく付き合えない	12.8	14.3	7.6	15.8

## ○この50年で結婚のきっかけには大きな変化!



## (1) 地域少子化対策重点推進交付金の充実を!

### ①当初予算規模の拡充と補助率の引き上げを

- 多様な生き方を尊重し、地域の実情に応じた自治体の取組への支援をさらに継続・強化すべき
- 自治体と連携した企業・団体等の自主的な取組に対する支援の充実

### ②運用の弾力化を

- 乳児期のみならず子育て期全般に関する取組を対象事業に追加
- 結婚支援センターの運営など複数年度にわたる取組を対象とし、必要な財源を確保
- 対象事業に関する情報提供・審査基準の明確化

## (2) 社会全体で若い世代の結婚や子育てを応援する気運の醸成に向けた施策の強化を!

- 企業・団体が自治体と連携して行う結婚支援や子育てを応援する取組を交付金の対象事業に追加 ~ 『民』の自主的な取組にもスコープを広げる~
- 働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行 (※重点施策5) 長時間労働の是正、女性の復職・再就職への支援の拡充、キヤリア形成支援、リカレント教育の受講支援

## (3) 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化を!

- ・結婚新生活支援事業の更なる充実
- ・結婚費用の無利子貸付制度の創設、結婚一時金の創設
- ・従業員の奨学金返還を助成する企業への助成
- ・結婚する若者の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援
- ・若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規職員 の正規職員への転換や待遇改善施策の充実 (※重点施策5)

# 【少子化対策・重点施策2】妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

## 第1子の誕

欲しいけれどもできない

### ○母の年齢と自然流産率

厚生労働省「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」報告書から抜粋

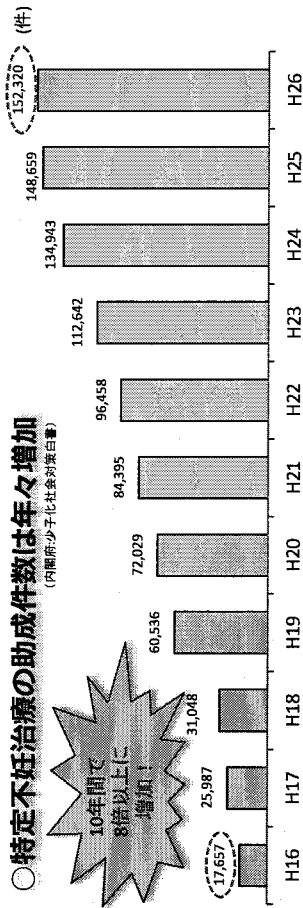
年齢区分	妊娠例数	自然流産例数	自然流産率(%)
24歳以下	90	15	16.7
25～29歳	673	74	11.0
30～34歳	651	65	10.0
35～39歳	261	54	20.7*
40歳以上	92	38	41.3*
合計	1,767	246	13.9

\*25～29、30～34歳の群と比較して有意差あり (p<0.01)

資料：産/門外診療婦人科1988.1～1991.7データ  
母体年齢と流産 周産期医学vol.21 no.12,1989-12

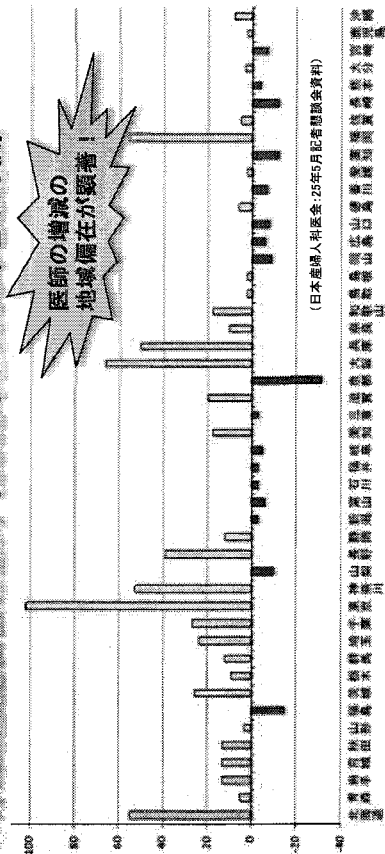
### ○特定不妊治療の助成件数は年々増加

(内閣府「少子化対策報告書」)



10年間で8倍以上に増進!

### ○分娩取扱医師数の動向 (2012年と2006年との比較)



### (1) ライフプランの形成促進を!

- ・諸外国の例を参考にした、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発の実施
- ・企業等によるキャリア形成の支援

### (2) 不妊治療への支援の拡充を!

- ・不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設
- ・特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和 (例えば第2子以降)、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化及びがん患者の治療前精子・卵子の保存や不育症の治療に係る助成の検討

### (3) 小児・周産期医療の充実を!

- ・地域医療介護総合確保基金などの財源の安定的確保と、制度の柔軟な活用による人材確保と環境整備
- ・離島等遠隔地から妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への支援
- ・大学や地域の教育病院等への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

# 【少子化対策・重点施策3】子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

## 第2子の壁

子育てや教育にお金がかかりすぎる

○ とりわけ負担の大きい子どもの教育費用 (H26:万円)

教育費	教育費	
	公立	私立
合計	1,127	2,563
幼稚園	66	149
小学校	193	922
中学校	145	402
高等学校	123	299
大学 (学費・住居費)	600	791

全て公立でも  
1千万円超！  
全て私立なら  
約2千5百万円超！

(幼稚園～高等学校:文部科学省「H26子どもの学習費用調査」 / 大学:日本学生支援機構「H26学生生活調査」)

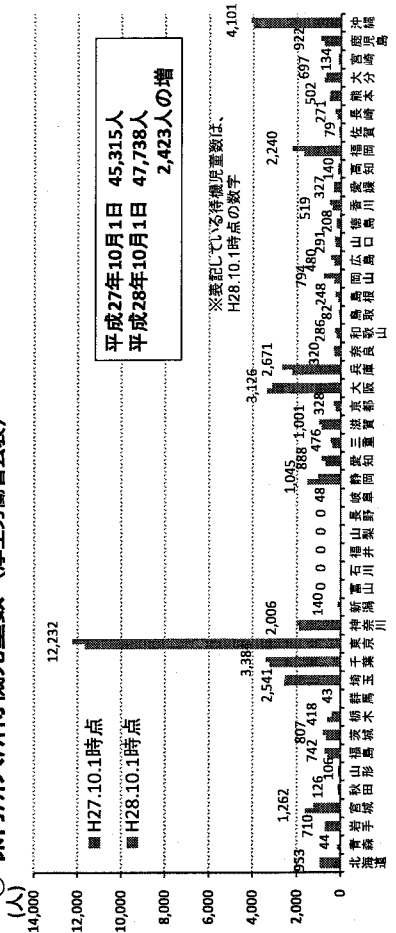
## 第3子の壁

経済的要因(7割)に加え育児負担や仕事の問題が増加

「理想」と「予定」に乖離がある理由	理想2人 予定1人	理想3人 予定2人
子育て・教育にお金がかかりすぎる	43.8%	69.8%
高年齢で生むのは嫌だから	42.4%	38.1%
欲しいけれどできないから	34.8%	9.8%
これ以上の育児負担に耐えられない	14.1%	21.0%
仕事に差し支える	11.8%	18.7%

(国立社会保障・人口問題研究所「H27出生動向基本調査」)

## ○ 保育所入所待機児童数 (厚生労働省公表)



## (1) 地域少子化対策重点推進交付金の対象事業の拡大を!

○ 乳児期のみならず子育て期全般に係る取組の対象事業への追加<再掲>

## (2) 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減を!

提言①

- 幼児教育・保育の無償化の早期実現
- 保育等を利用していない家庭への支援
- 放課後児童クラブ利用料の無償化
- 病児保育利用料の無償化に向けた財政支援の実施
- 給付型奨学金の対象者及び支給額の拡充
- 全ての子どもを対象とした医療費助成制度の創設
- 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止

## ○ 子育て世帯への低廉で良質な住まいの提供

子育て世帯の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援 など

## ○ 企業における家族手当の拡充

## ○ 特定扶養控除の対象拡大・増額

## ○ 多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討

育児支援諸費用の税額控除制度の創設、所得税の世帯単位課税、年金の割増給付 など

## (3) 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充を!

## ○ 待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化

保育士等の処遇改善とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実、保育士の資格試験の機会の拡充による保育士確保、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化、保育士修学資金貸付事業の当初予算化、保育の質の確保を含めた受け皿の拡大、多様な保育サービスを確保するための保育士配置への十分な財政措置、保育所等の整備に関する地方への財政的支援の確実な確保及び土地利用に関する税制優遇措置の創設 など

## ○ 病児保育事業などの保育サービスの拡大

病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援及び安定的運営に必要な基本分単価の増額、ファミリー・サポート・センター事業の一層の拡充に向けた要件緩和

## (4) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しを!

(※重点施策5)



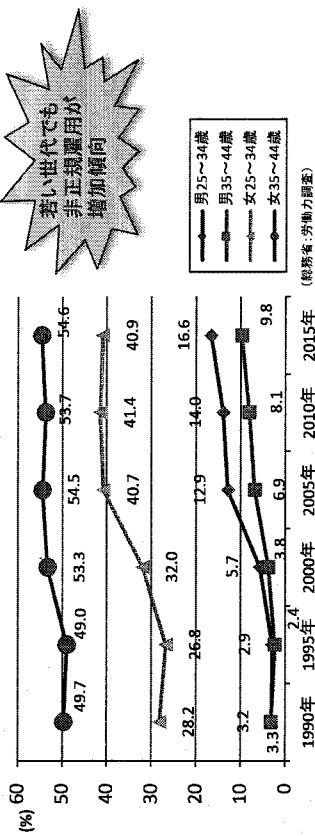
# 【少子化対策・重点施策4】子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保
- 新制度に係る様々な課題の改善方策などの継続的な検討  
(例) 3歳未満の在宅育児家庭の子どもに対する支援 など

## 【少子化対策・重点施策5】働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

### 非正規雇用の増加

○ 25～44歳の非正規雇用割合



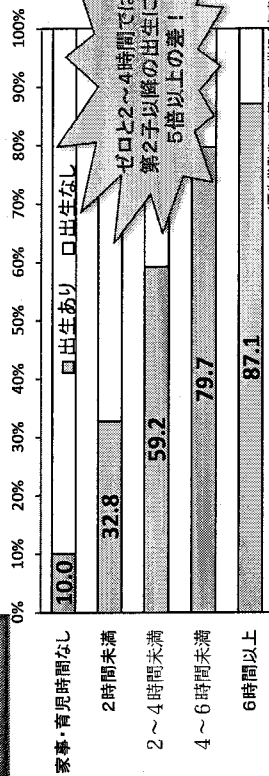
### 労働時間

○ 週60時間以上の男性就業者の割合 (2016年)

年齢	割合	年齢	割合
20歳代	9.9%	50歳代	12.4%
30歳代	15.1%	60歳以上	6.7%
40歳代	15.7%	全体	12.2%

### 男性の育児参加

○ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



### (1) 若者の労働環境の改善

- 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援
- 非正規職員の正規職員への転換や待遇改善策の充実

### (2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しを!

○ 男性の育児参加を促進する仕組みの導入と仕事と子育てを両立できる職場環境づくり

- ・ 育児休業制度の拡充等
  - 日本版「パパ・クオータ制」の導入の検討、育児休業取得期間の延長と育児休業給付金の支給割合の引上げ、短時間勤務にかかる減給に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充
  - 長時間労働の是正
  - イクボス（仕事と生活の調和推進リーダー）の取組の推進
  - 男性の家事・育児参加促進の取組強化
  - 配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実と制度を利用しやすい職場風土の醸成

○ 女性のキャリア形成に対する支援の拡充

- ・ 育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰をサポートする企業・団体への支援
- 企業主導型ベビシッター利用者支援事業の拡充、育児休業取得期間の延長と育児休業給付金の支給割合の引上げ（再掲）、テレワークなど柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ・ 女性の復職・再就職への支援の拡充、リカレント教育の受講支援

地域少子化対策  
重点推進交付金  
の充実

# 子どもの貧困対策の推進 ～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

## 子どもたちの厳しい状況

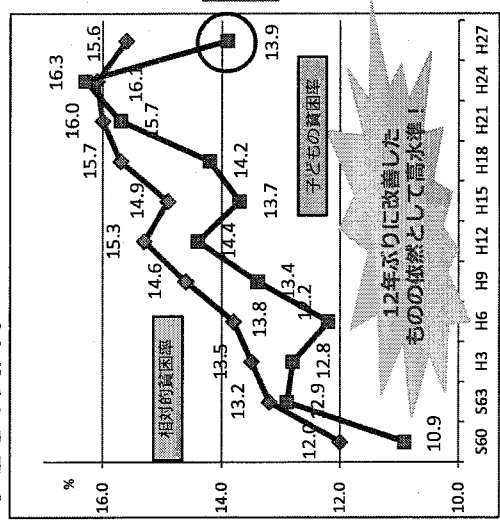
経済的な面では

- 17歳以下の子どもたちの貧困率は13.9%  
約7人に1人の子どもが貧困の状態
- 子どもがいる現役世帯のうち  
大人が一人の世帯の貧困率は50.8%

経済的な要因のみならず

- 家庭の教育力の低下
- 地域の見守り機能の低下 など

子どもの貧困率

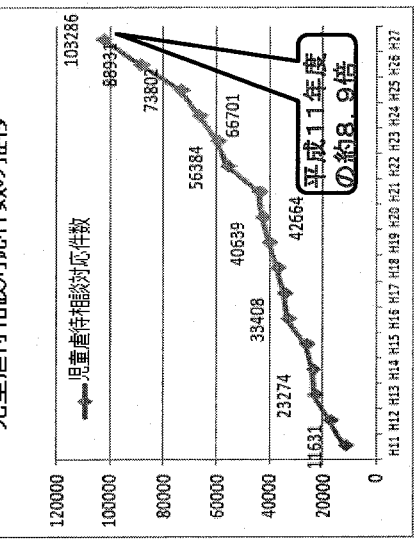


【出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）】

子ども一人一人が様々な厳しさに

- ・学力の未定着
- ・進学の手断念
- ・いじめ
- ・少年非行
- ・児童虐待
- ・不登校
- ・中退
- ・居場所がない など

児童虐待相談対応件数の推移



## 子どもの貧困問題は社会にとっても大きな損失

- 子どもの貧困の放置による社会的損失 4兆円  
(15歳の1学年のみの試算) 日本財団H27.12月発表

一人一人の子どもたちが、自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされる  
ことのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる環境整備が急務

- ◆ 子どもたち一人一人の将来のために、貧困の世代間連鎖を解消することは国全体で取り組むべき喫緊の課題！
- ◆ 取組の成果は、社会全体に様々な面で大きなプラスの効果をもたらす！
- ◆ 社会全体で厳しい環境にある子どもたちに目を向け、子どもたちの健やかな成長を見守ることが必要！

【出典：福祉行政報告例（厚生労働省）】

# 子どもの貧困対策の推進

～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

一人一人の子どもたちが、夢と希望を持って、安心して育つことのできる環境整備を進めるためには、子どもたちの発達や成長の段階に応じた、きめ細かな総合的な支援策の充実・強化が必要

- 幼少期においては、生活や就労面などを中心に保護者への手厚い支援策の充実
- 学齢期を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどといった子どもたち自身を見守り育てる支援策の充実

## 重点 施策 1

### 1 保護者等への支援策の抜本強化

～自立支援等による好循環の創出～

- (1) 保護者の子育て力の向上
  - ① 就学前の子ども保護者への個別支援の充実
  - ② 親支援・親育ての促進
- (2) 母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止
  - ① 子育て世代包括支援センターの設置促進
  - ② 市町村の子ども家庭相談体制の強化
  - ③ 児童相談所の体制強化
  - ④ 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進
- (3) 住まい・就労・生活への支援
  - ① ひとり親家庭への支援策の更なる拡充
  - ② 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実

## 重点 施策 2

### 2 子どもたちへの支援策の抜本強化

～学ぶ意欲を支える学習支援等～

- (1) 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化
  - ① 教職員定数の拡充
  - ② 教育相談体制の強化
  - ③ 放課後等における学習の場の充実
  - ④ 地域と学校との連携・協働の強化
- (2) 子どもの居場所の確保・充実
- (3) 進学に向けた支援
  - ① 公私間格差の是正や給付型奨学金の拡充など教育費負担の軽減
- (4) 社会的養護の充実
  - ① 家庭的養護等の推進
  - ② 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

## 重点 施策 3

都道府県の子ども貧困対策計画等への支援



# 子どもの貧困対策の抜本強化

妊娠～乳幼児期

小学校

中学校

高等学校等

## 社会的養護の充実

- 里親委託や養子縁組の推進
- 児童養護施設等における家庭的養護の推進
- 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

## 就学前教育の充実

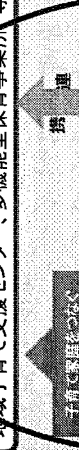
- 子育て力向上への支援
- 加配保育士の配置拡充等
- 保育料の軽減・無料化
- 保育サービスへの充実

## 保護者の子育て力の向上

- 地域ぐるみの子育て支援の推進

## 妊娠前から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

地域連携による交流の場の提供と日常的な見守り  
地域子育て支援センター、多機能型保育事業所等



## 子育て世代包括支援センター

- 保健師等
- 産前・産後ケア
- 乳児家庭全戸訪問
- 妊婦健診乳幼児健診

## リスクアセスメント

- 母子保健担当課
- 児童虐待担当課
- 児童相談所

## 地域の見守り体制

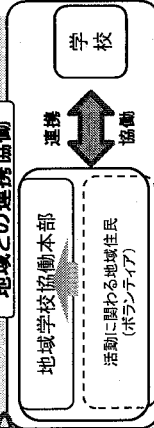
- 主任児童委員等
- 児童相談所

# 子どもたちへの支援策の抜本強化！

## 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

- 健康的な体づくり＝早期からの健康的な生活習慣づくり
  - 「健康日本21」の推進
  - 少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実
  - 小学校における生徒指導強化
- 学力の向上＝教職員定数の拡充
  - 放課後等における学習の場の充実
    - 放課後等における学習支援の充実(学習支援員の配置拡充)
    - 放課後子ども総合プランの推進(放課後子ども教室・児童クラブの設置拡充・利用料減免等への支援)
    - 特に厳しい環境にある子ども連の学び場づくり
- 子どもの居場所の確保・充実
  - 子ども食堂への支援
  - 学校支援地域本部(地域学校協働本部)の活動への支援

## 地域と学校との連携・協働の強化



## 教育相談体制の強化

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

## 住まいへの支援

- 生活困窮者への住居確保給付金
- ひとり親家庭等の公営住宅入居の優遇措置

## 就業への支援

- ファミリー・サポート・センター事業の普及推進
- 生活困窮者等の就業訓練事業所の確保と就業支援

## 生活への支援

- 児童扶養手当の拡充
- 各種貸付制度の充実(母子父子寡婦福祉資金等)
- 教育費の確保と負担軽減
- 生活扶助費・生活困窮者の家計相談支援
- 養育費の確保

## 児童相談所

## 要保護児童対策地域協議会等の機能強化

民生児童委員等、地域における見守り活動の充実・強化

# 保護者等への支援策の抜本強化

## 子どもの貧困対策計画の推進

# 【子どもの貧困対策・重点施策1】保護者等への支援策の抜本強化

## 子育て家庭の現状・児童虐待の現状

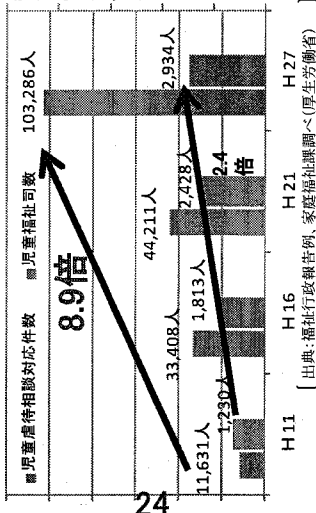
- ①子育てに対し悩みや不安を抱えている保護者が約4割
- ②H26年度の児童虐待対応件数は15年前の7.6倍！複雑・困難なケースも増加
- ③H25年度の心中以外の児童虐待死亡事例のうち、3歳未満の乳幼児の割合は66.6%

### 子育てについての悩みや不安



出典：家庭教育の活性化支援等に關する特別調査研究（平成20年度 文部科学省）

### 児童相談所における児童虐待相談対応件数と児童福祉司数

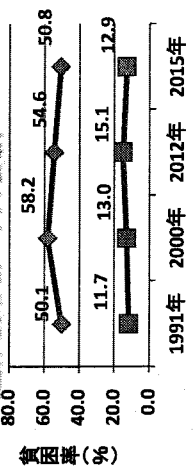


出典：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（厚生労働省 社会福祉審議会児童虐待等保護対策部会の検証に関する専門委員会）

## ひとり親家庭の現状

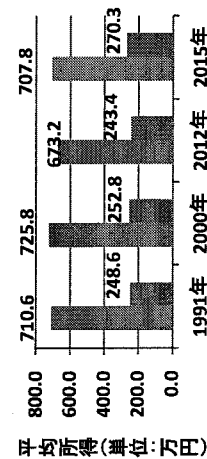
- ①子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は、子どもがいない現役世帯全体の貧困率の約4倍！
- ②母子世帯の平均所得は児童のいる世帯全体の4割以下！

### 子どもがいる現役世帯の貧困率（全体と大人が一人の世帯）



※現役世帯とは、世帯主が19歳以上65歳未満の世帯

### 児童のいる世帯全体と母子世帯の平均所得



出典：国民生活基礎調査

## 保護者の子育て力の向上

- ◆乳幼児期における語彙数や幼児期に身につけた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果
- ◆人間形成の基礎が培われる乳幼児期における保護者への支援の大幅な拡充が必要

### ①就学前の子どもの保護者への個別支援の充実

- ・保育所において保育だけでなく、子どもとの関わり方についての助言など、親への支援も行う
- ・保育士等の配置に要する財政支援の強化
- ・子どもの状況を適正かつ円滑に小学校に引き継ぐなど、生活面で課題を有する家庭と関係支援機関とをコーディネートする人材を保育所等において確保する仕組みの導入

### ②親支援・親育ての促進

- ・乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援
- ・乳幼児院などを活用し、親子が共に生活をしながら養育と親育てを行うことができる制度の構築

母子保護から児童福祉への切り目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止

## ◆児童虐待の相談ケースは増加の一途

- ◆特に児童虐待により死亡した子どもの7割弱が0歳～2歳までの乳幼児であり、その対策の強化が必要

詳細は別紙1

## 住まい・就労・生活への支援

- ◆経済的に厳しい環境にある家庭に対して、手厚い経済的支援や保護者の安定した就労への支援が必要

### ①ひとり親家庭への支援策の更なる拡充

- ・高等学校卒業程度認定試験や自立支援教育訓練のための講座期間中の生活支援策の創設、高等職業訓練促進給付金の支給額の増額など資格取得及び技能習得支援策の拡充
- ・児童扶養手当当額の増額及び所得制限の引き上げや、多子加算額の支給額通減措置の撤廃
- ・医療費無料化制度の創設
- ・養育費確保に向けた公的支援制度の検討
- ・民間アパート等を活用した母子保護に対する補助制度の創設

### ②母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実

- ・母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ
- ・両資金の貸付限度額の引き上げ



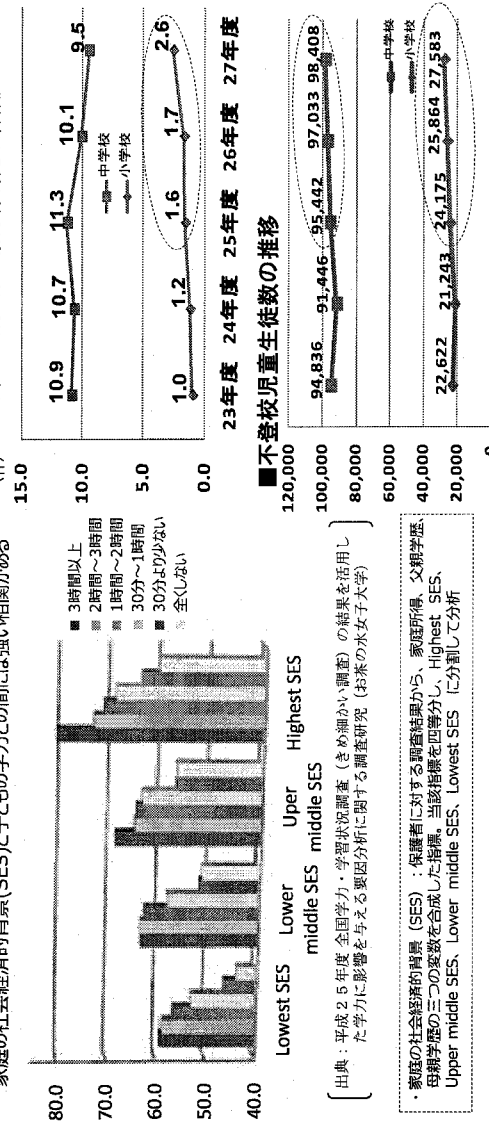


# 【子どもの貧困対策・重点施策2】子どもたちへの支援策の抜本強化①

## 子どもたちの学力と生徒指導上の諸問題の現状

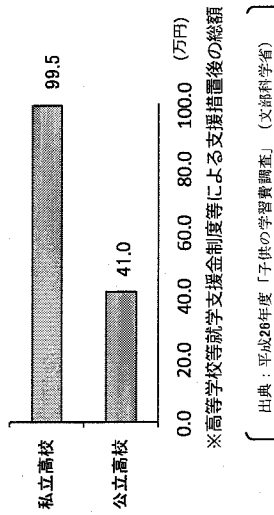
- ① 家庭の経済状況が子どもたちの学力に大きく影響
- ② 小学校における暴力行為発生率が過去最多、不登校児童生徒数も近年増加

■SES別 平日の学習時間と教科の平均正答率<小学校・国語> ■学校内外における暴力行為発生率の推移 (1,000人あたりの暴力行為発生件数)

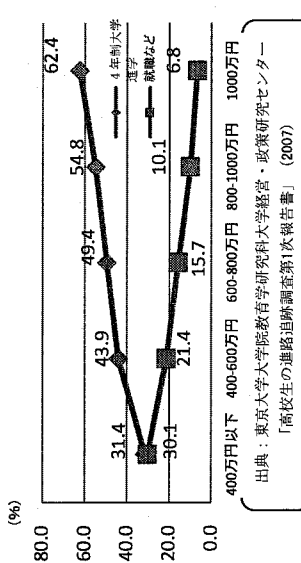


## 教育費や子どもたちの進路の現状

- 公私間で教育費に格差
- 子ども一人当たりの年間学習費総額 (高等学校)



- 家庭の経済状況が子どもたちの進路に大きく影響
- 両親年収別の高校卒業後の進路



## 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

◆ 貧困の世代間連鎖を断ち切るためには教育の力が重要

- ① 教職員定数の拡充
  - ・ 少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実
  - ・ や、小学校における生徒指導の強化などに向けた教職員定数の更なる拡充
- ② 教育相談体制の強化
  - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源及び人材の確保
- ③ 放課後等における学習の場の充実
  - ・ 放課後等における学習支援に対する補助対象経費の拡大など財政支援の強化
  - ・ 放課後児童クラブ利用料の無償化
  - ・ 生活困難世帯等の子どもたちに対する学習支援について、国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引き上げなど財政支援の強化
- ④ 地域と学校との連携・協働の強化
  - ・ 地域による学校支援活動等に対する財政支援に必要な予算額の確保

## 子どもの居場所の確保・充実

- ・ 家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援
- ・ 子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築

## 進学に向けた支援

- ◆ 子どもたちの自立に向けた進学支援が必要
- 公私間格差の是正や給付型奨学金の拡充など教育費負担の軽減
  - ・ 高等学校等就学支援金に係る低所得者に対する加算支給額の拡充など公私間格差の是正
  - ・ 単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限の解消など高等学校等就学支援金制度の拡充
  - ・ 給付型奨学金の対象者及び支給額の拡充や、無利子奨学金の基準の緩和など、高校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の充実・強化

【別紙2】 子どもの居場所の確保・充実！～子ども食堂への支援～

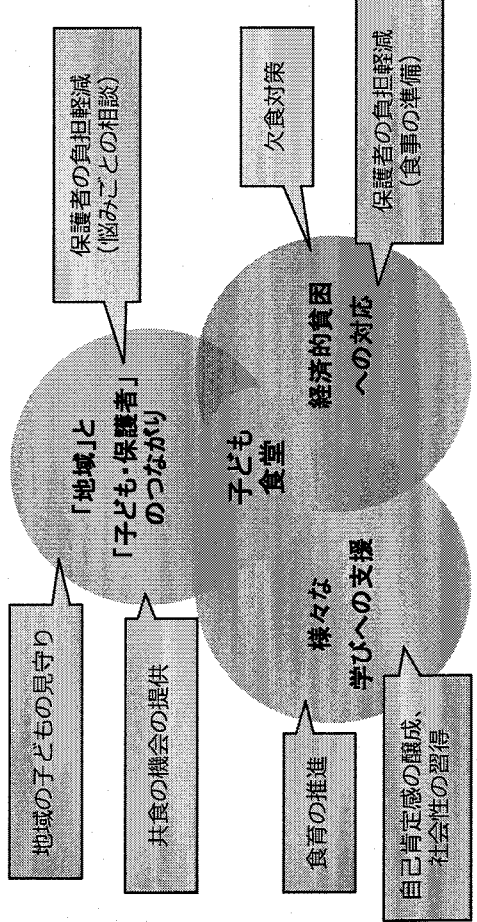
子ども食堂の意義

厳しい環境にある子ども・保護者に必要な対策

- 経済的貧困への対応
- 様々な学びへの支援
- 「地域」と「子ども、保護者」のつながり、厳しい環境にある家庭の孤立の防止

◆ 子ども食堂は、

- ★ 食の提供を行う取組
  - ⇒ 欠食対策、保護者の負担軽減（食事の準備）  
食育の推進、共食の機会の提供
- ★ 地域住民・団体の自主的、主体的な取組
  - ⇒ 地域での子どもの見守り、困った時の支援  
地域住民による積極的な学習支援
- ★ 地域の大人たちや年代の異なる子どもたちが交流できる場
  - ⇒ 自己肯定感の醸成、学校以外での社会性の習得  
多様な人材による学習支援、地域での子どもたちの見守り  
保護者の負担軽減（悩みごとの相談）



地域での子ども食堂への支援の状況

★ 子ども食堂の開設および運営にかかる経費等のへ助成  
11都府県

★ 企業から無償提供された食品を、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業等に参加する子どもに提供し、県は、学習支援事業実施団体へ事業立ち上げ経費を補助  
1県

課題

- 草の根で支援を行うNPO等は、運営基盤が弱い弱
- ・ イニシャルコスト等の負担が大き
- ・ スタッフ、運営費、食材の確保が困難
- ⇒ 持続可能な活動となるような支援が必要



提言

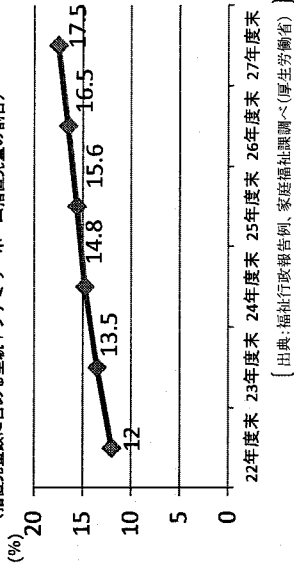
1. 家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援とその恒久化！  
※自治体と連携した「子ども食堂」の取組を子供の未来応援交付金の対象に！
2. 子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築！

官民の連携・協働により、すべての子どもたちが未来に夢と希望を抱き、安心して暮らせる社会へ

# 【子どもの貧困対策・重点施策2】子どもたちへの支援策の抜本強化②

## 里親等委託率と新生児等の新規措置先の現状

■里親等委託率の推移  
(措置児童数に占める里親+ファミリーホーム措置児童の割合)



■新生児等の新規措置先の措置先 (平成26年度)

	0歳 (1か月未満)	0歳 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	合計
乳児院	474人	1,012人	487人	1,973人
里親	83人	173人	124人	380人

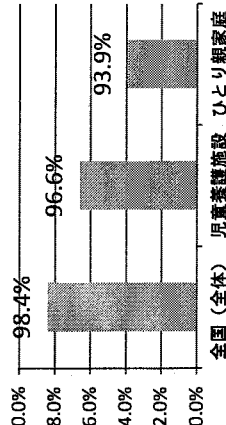
[ 出典: 家庭福祉課調べ(厚生労働省) ]

## 児童養護施設の子どもの進学の現状

○中学校を卒業した子どもの進学率: 全体 98.4% 児童養護施設 96.6%  
 高等学校を卒業した子どもの進学率: 全体 70.2% 児童養護施設 22.6%  
 [ 出典: 全国(全体): 文部科学省・学校基本調査、児童養護施設: 厚労省家庭福祉課調べ、ひとり親家庭: 厚生労働省・全国母子世帯等調査 ]

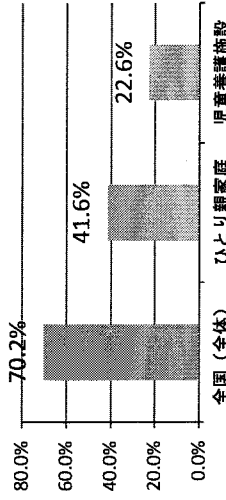
■中学校卒業後の進学率

(H25 ※ひとり親家庭H23)



■高等学校卒業後の進学率

(H25 ※ひとり親家庭H23)



# 【子どもの貧困対策・重点施策3】都道府県の子どもたちの貧困対策計画等への支援

## 国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供

○貧困の世代間連鎖の解消に向け、より効果的な施策につなげるため、国において、都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について統一した基準で調査するとともに、その結果や算出方法を自治体に情報提供すること

## 地方が取り組む子どもたちの貧困対策への継続的な財政支援

○平成27年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくため、予算の恒久化を図るとともに、対象事業を拡大し、地域の実情に応じてより使い勝手の良い交付金となるよう運用の弾力化を図ること

別紙3

## 社会的養護の充実

◆特に厳しい環境にある子どもたちにとって社会的養護の充実が必要

### ①家庭的養護等の推進

- 家庭的な環境の中で養育に取り組み地域小規模児童養護施設等の充実
  - 里親制度や養子縁組に関する普及啓発と財政支援の拡充
- 例えば
- ▶里親月間や「養子の日」等を利用した集中的な広報・啓発活動
  - ▶里親手当などの更なる充実 など
  - ▶民法の改正など特別養子縁組の推進

例えば

- ▶特別養子縁組の要件の緩和や父母の同意が得られない場合に児童相談所が特別養子縁組の申立を可能にする等の民法の改正 など

### ②児童養護施設等の自立支援体制の強化

- 児童の自立支援を専門に担当する常勤職員を最低基準として配置するための財政支援の拡充
- 児童養護施設等を退所し、大学等に進学する者に対する給付型の奨学金の拡充



【別紙3】 地域子供の未来応援交付金の拡充

道府県の交付金の活用状況：19道府県で活用（平成29年5月31日現在）

地域子供の未来応援交付金を活用した取組事例（H28）

実態調査・資源量の把握

実態調査の実施

大阪府

- ・実態調査を実施する13市町と連携し、実態調査を実施しない市町村において府が実施することにより、府全体の子ども（小学校5年生、中学校2年生）及び保護者の生活環境等の実態を把握
- ・調査結果を踏まえ、「家計・収入・就業に関すること」「食事に関すること」など5分野について主な課題や今後の取組の方向性を整理

**13市町除いた30市町村において、  
16,000人（8,000世帯）で実施**

ほか、北海道、福島県、群馬県、新潟県、愛知県、京都府、香川県、高知県、鹿児島県

岡山県

- ・市町村が支援体制を整備するにあたり重要な役割を担うコーディネーターを養成するため、コーディネーター候補者の掘り起こしのための基礎研修と、コーディネータースキルのアップを図る専門研修を実施
- ・研修受講者で承認の得られた方の情報について、市町村で活用できるよう提供

**基礎研修：エリア別・全体研修 40名参加  
専門研修：2回開催 32名参加**

ほか、高知県

地域コーディネーター養成

連携体制の整備

先行的なモデル事業

京都府

- ・困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の学力の向上と希望進路の実現を目指す家庭・地域社会と連携した学校モデルを構築
- ・「学校経営・組織体制」「発達障害・不登校」「幼児教育」の3つの専門家チームを学校に派遣して支援
- ・各中学校区に配置している社会福祉の専門家が中心となり、幼稚園、保育所、民生児童委員、福祉関係者や自治会等との連携による、子どもの学習と生活を支援するネットワークづくりを推進

**4中学校区で先進的に実施**

～見えにくく、捉えにくい子どもの貧困に対し、地域の実情に応じた対策を講じようとする全ての自治体にとって、国による総合的な支援は必要不可欠！地域の実情に合った取組を継続し、さらに、拡大していくためには、**交付金の拡充が必要！**～

<交付金の課題>

● 補正予算での対応

→地域ネットワークを形成しても継続的な支援がない

● 自治体の直接実施する事業のみが対象

→地域の団体への補助は対象にならない

● 個人給付に該当する事業は対象外

→地域の実情に応じた施策が困難となっている

<具体的提言>

◆ 交付金の恒久化（当初予算化）が必要

◆ 交付金の対象事業の拡大が必要

(例)

- ・子ども食堂の運営をはじめとする「厳しい環境にある家庭を支援する団体」への補助
- ・子ども食堂でのインターネット環境整備への補助
- ・経済的に厳しい家庭の子どもが「学習塾や地域のスポーツクラブ、文化的な習い事」を行う際の支援 など

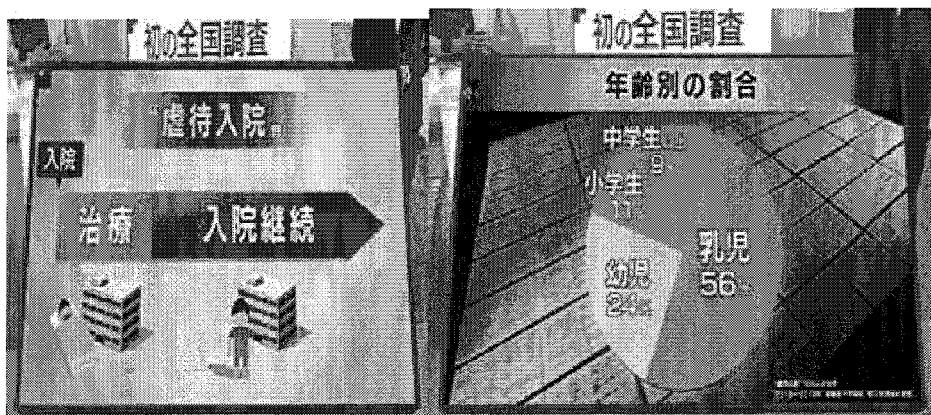
2017年9月8日  
子ども・子育て会議 御中

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長  
(財) 日本病児保育協会 理事長  
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事  
駒崎弘樹

### 意見書

#### 【居宅訪問型保育で虐待入院する子どもの支えに】

- ・ 昨今、児童虐待によって親元から引き離された子ども達が、児童相談所の一時保護施設や乳児院がいっぱいのために、病院に入院し続けている「虐待入院」が課題となっています。



- ・ 全国454の医療機関に行った調査で、去年までの2年間でこの虐待入院を経験した子どもが全国に356人いました
- ・ 虐待入院の日数が1か月もの長期に及ぶケースがおよそ3割。最長で9か月近くも入院を続けた子どももいました。
- ・ 病院のスタッフが赤ちゃんの世話をできるのは、業務の合間だけです。食事や入浴など、限られた時間以外はほとんど1人で過ごしています。担当の医師は、虐待入院が長期に及ぶことで発育に影響が出ることについて懸念を示しています
- ・ 担当医の手記  
“1人で座ることもできず心と体の発達の遅れが心配です。子どもが健全に成長するには、病院では不足していることが大きいと思います。

- ・ こうした状況に対し、居宅訪問型保育者を病院に派遣し、1日ずっと一緒にいながら、愛着を形成し、病院ではなかなか提供できない養護とケアを提供できれば、わずかながら子どもたちの発達の遅れを緩和することができます
- ・ 親の許可を取らずとも病院長の判断で、居宅訪問型保育をつけられるよう、通知を発出してください

#### 【保育ソーシャルワーカーを置けるようにしてください】

- ・ 虐待数は過去最高値を記録し、保育園においてもその対応は極めて重要です
- ・ また、グローバル化が進み、保育園現場で外国人家庭も増え、意思疎通や適切な行政サービスとの接続も課題になってきつつあります
- ・ 一方、保育園はリスクの高いケースの場合、児相等に通告はすれど、どのように関わっていくかはノウハウがなかったり、適切な連携スキームもないような状況になっているのが現状です
- ・ そこで、何園かに1人、ソーシャルワークを行う「保育ソーシャルワーカー」を置き、保育園利用家庭が抱える虐待・子どもの貧困・障害や外国籍の親御さんの抱える問題等を解決していくことができれば、新たなセーフティネットを生み出すことができます
- ・ 現在、「地域連携コーディネーター」という地域住民との合意形成のための役職を置く事業が存在していますが、これを「保育ソーシャルワーカー」として、より子どもたちのための問題解決が図れるような仕組みにモデルチェンジして頂きたいと思えます

#### 【連携施設設置義務を外してください】

- ・ 小規模保育において、3歳以降の受け皿として連携施設の設置が義務付けられています
- ・ しかし、実態として「連携施設を準備できないから、小規模保育はつくらせない」等と公言している自治体もあります
- ・ また、たとえ卒園後の受け皿で連携施設を準備しても、卒園児家庭がその保育園に行きたいかどうかは分からず、形骸化しています
- ・ 本来のあるべき形からずれ始めてきており、これを機に連携施設設置義務の解除を含めて抜本的に連携施設制度を改正してください

#### 【企業主導型と小規模保育が、土曜合同保育できるようにしてください】

- ・ 現在、認可保育所と小規模保育所、また認可同士や小規模同士は共同保育が可能になっています。



- ・ しかし小規模認可保育所との合同保育や、企業主導型保育と小規模認可保育所の合同保育については、自治体サイドから断られた、という事例が出てきています。(仙台市)
- ・ 企業主導型保育が土曜保育の共同化を他の類型としてはいけない、という合理的な理由はないはずです。通知やQ&A等で、内閣府から自治体に可能である旨をお伝えください

**【企業主導型病児保育を創設してください】**

- ・ 現在、企業主導型保育に病児保育加算をつけることで、併設型病児保育の設立が可能となっています
- ・ 一方で、東京都等、病児保育つき企業主導型保育を行うには、物件選定が難しい地域もあります
- ・ そこで、病児保育室単体で開設できるよう、制度改正をして頂きたいと思います
- ・ 企業主導型病児保育が可能になれば、現在伸び悩んでいる病児保育施設の供給量を大きく拡大することが可能になるでしょう

**【子ども子育て会議の頻度が少なすぎる】**

- ・ 前회가7ヶ月前であり、現場の課題に対して迅速にPDCAサイクルを回せる頻度ではありません
- ・ 最低でも4ヶ月に1度程度の開催頻度を望みます

以上

## 意見書

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村 義恭

子ども子育て支援法はそもそも全ての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切で、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されなければならない理念である。このことを実現するために子ども子育て会議では施行までに二十数回に及ぶ会議を行い質の向上と量の確保について協議を重ね、幼保連携型認定こども園においては幼稚園と保育所のいずれか高い基準を取り入れているのが特徴である。

この観点から次の事項について確認するとともに意見書を提出いたします。

### I、子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正（案）について

改正の内容

(1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

③ 幼稚園において預かり保育の充実（長時間化・通年化）<sup>\*1</sup>により、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることが出来る、また一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入<sup>\*2</sup>や長時間預かり運営費支援事業<sup>\*3</sup>による0～2歳児受入を行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることが出来るとあるが、

<sup>\*1</sup>この幼稚園における預かり保育の充実とは、現状の私学助成で対応するものか、それとも施設型給付の幼稚園に移行し公定価格で対応するものか、その際には特定給付施設としての申請が必要と考えますが見解をお聞かせください。

<sup>\*2</sup>幼稚園における2歳児の受入は待機児童がいる市町村にあつて、認可基準を満たす施設においては市町村からの委託を受けて実施するものであり、すべての幼稚園が無条件に2歳児を受け入れることが出来るものではない事を再度確認したい。

<sup>\*3</sup>長時間預かり運営費支援事業とはいかなる事業であるのか詳細を示して頂きたい。加えて運営費を支援する事業なのか、それとも0～2歳児の保育を支援するのか事業名称なのかを教えてください。この事業実施に伴い特に乳児への安全に関する配慮は欠かせません。保育所等では毎年監査があります。幼稚園において0～2歳児を受け入れる場合、食事、午睡時等における安全対応実施など、事故防止の観点から毎年の監査を義務付ける必要があると考えます。

### II、国家戦略特区における小規模保育事業について

現在の小規模保育事業との連携施設が難しい状況から鑑みると賛成します。ただし待機児童が解消されるまでなど期限を設けるべきである。また施設の確認基準等も幼保連携型認定こども園に準じるなど子どもたちの安心安全を確保することが重要であり、市町村に強く通知する事を要望します。

### Ⅲ、技能・経験に応じた 保育士等の処遇改善等について

#### 1号認定に関するキャリアアップ研修について

技能・経験に応じた 保育士等の処遇改善等についてキャリアアップ研修計画の実施に伴い質を向上させ処遇を改善する制度は極めて大切あり感謝致します。2・3号関係に関しては厚労省が都道府県にそのガイドライン等を通知し実施に向けて取り組んでいます。1号関係に関しての所管は都道府県・市町村・幼稚園団体・大学等が実施する既存の研修を活用となっておりますが、1分野15時間の研修を実施されている機関はありません。仮に免許更新講習をそれに代替可能となった場合でも30時間の講習時間では2分野に留まります。また認定こども園は1号から3号までの子どもたちが在園し保育者も年度によっては1号子どもを担当したり、3号子どもを担当することがあります。共通する研修については相互補完が出来るなどの柔軟な対応も検討しなければなりません。ことから今後の研修実施計画や柔軟な対応方法などについてお示してください。

全体を通じて待機児童対策という極めて重大な課題を解決するために量の確保が先行しそれに伴う安全・安心を確保することが疎かになってはなりません。常に質と量がセットになった政策が講じられるよう強く要望致します。

以上

子ども・子育て会議 様

## 企業主導型保育事業に関する意見書

一般社団法人 日本こども育成協議会

会長 廣島清次

企業主導型保育事業が制度化されて1年あまりが経過し、当協議会の加盟事業者による施設数も徐々に増えてまいりました。本事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大により、仕事と子育てとの両立に資するとともに、待機児童の解消を図る重要な保育施策であり、当協議会としても、積極的に本事業の拡大に取り組んでいるところです。

しかしながら、加盟事業者が取り組む中で、従業員枠の利用者である企業やその従業員、地域枠の利用者などから様々な改善の要望等をお聞きしております。

本事業が所期の目的を達成し、一億総活躍社会が実現できるよう、当協議会としての意見を下記のとおり取りまとめましたので、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 子ども・子育て会議における企業主導型保育事業の検証について

企業主導型保育事業は、制度発足から1年が経過しましたが、この間、多くの企業が本事業に参入し、一定の成果を上げております。その一方で、多数の方が問題点や懸念を表明されているところです。

企業主導型保育事業について、総括的な振り返りを行う時期が到来していると思われるので、子ども・子育て会議の場において、これを行うよう提案いたします。

#### 2 地域枠 50%上限の見直し、または従業員枠の弾力的運用について

企業主導型保育事業における地域枠につきましては、現行の50%の上限を見直すことが公表されたところですが、現時点では、具体的な取り扱いが示されておりません。

このため、事業者は、従業員枠が空いていても活用できず、待機児童への対応ができない状況にあります。

本事業は、待機児童解消の一翼を担う重要な施策であることに鑑み、地域枠50%の上限の見直し、または従業員枠の弾力的運用について早期に実施されるよう提案いたします。

### 3 連携企業による契約の基準緩和について

現行制度では、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第 3 企業主導型保育事業の実施方法等 4 の (2) 共同利用に当たっての、他の一般事業主との連携の規定により、企業単位による契約が条件とされております。

しかし、「グループ会社で人事制度を運用しているケース」や「ホールディングスで一括契約しているケース」など企業ごとの契約では対応が煩雑となり、円滑な事業運営に支障をきたすケースがあります。

従業員枠の活用促進を図るため、連携企業の契約方法について見直しを行い、基準を緩和されるよう提案いたします。

### 4 利用基準の変更について

月 15 日程度以下の利用児童は、企業主導型保育事業助成要領第 1 企業主導型保育事業（運営費）についての 2 の (2) 基準額の算定についての規定により、「定型的な利用のない児童」とされております。

しかし、日数を基準にした場合は、下表のように、事例 2 の方が利用時間数で上回っているにもかかわらず、利用日数が多い事例 1 の方が優先入所となる可能性が高く、不公平感を持つ利用希望者がおります。

多様な就労形態に伴う保育ニーズに適切に対応し、かつ、認可保育所との整合を図る観点から、認可保育所と同様に利用時間を基準とするよう提案いたします。

<労働時間が長い方が不利になるケーススタディ>

	ケース	一週当たりの勤務日数	一月の週数	一日の労働時間	保育所の利用時間	月間保育所利用時間	助成金
1	勤務日数は多いが一日の労働時間は少ない方のケース	5日	4週間	3時間	5時間	100時間	満額受給
2	勤務日数は少ないが一日の労働時間が長い方のケース	3日	4週間	8時間	10時間	120時間	日割り計算

平成 29 年 9 月 8 日

# 子ども・子育て会議意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
奥山千鶴子

## 1. 子ども・子育て支援にかかる財源の確保

子ども・子育て支援新制度がスタートして3年目。日本の将来に大きく関わる子ども・子育て支援分野の推進が停滞することがあってはならないと思います。新制度創設以前は、子ども・子育て支援の推進に思いきった投資が出来ていなかったことを踏まえ、今後の推進に関わる財源の確保は最重要課題です。見通しのたたない推進計画はあり得ないわけですから、経済界、労働者、当事者はもとより、あらゆる世代を通して日本の将来を決定づける「社会の子ども」への投資に対して、協力して財源を確保すること、つまり、多様なステークホルダーによる助け合いの仕組みが必要だと考えます。税、社会保険、各ステークホルダーの拠出金等あらゆる手法を検討し、早急に安定的な財源確保の道筋を提示していかなければならないと思います。

## 2. 地域の子ども・子育て支援の質・量の確実な推進

産前からの切れ目ない支援として、「子育て世代包括支援センター」や「利用者支援事業」に期待がかかりますが、プランを作成しても、支援サービスのメニューが少なく、サービス量が足りなければ、利用者にとっては意味がありません。

地域子ども・子育て支援事業の進捗状況は、平成 27 年度の交付金申請から集計した結果は以下の通りです。

### ○利用者支援事業 目標 1,800 か所に対して、812 ヶ所

利用者支援事業は、子育て家庭の選択に基づき、良質かつ適切な事業やサービス等を総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保する新制度においてたいへん重要な事業と位置付けられています。しかし市町村で取り組みに偏在がみられ、量的拡充が求められています。平成 28 年度は、基本型 471 カ所、特定型 341 カ所となっており、目標である 1,800 カ所の設置（基本型+特定型）には道半ばです。

制度として活用できる支援サービスが着実に活用できるよう、子育て家庭に対する寄り添い型の利用者支援事業は、早急に整備すべき事業であり、各自治体への支援が必要です。

### ○一時預かり事業 目標延べ 1,134 万人に対して、50%未満

現在、保育所を活用するタイプが 95%であり、待機児童が多く保育士の確保が厳しい現状では整備量が増えにくい状況です。地域子育て支援拠点や他の子育て支援施設への併設等による、一時預かり事業の普及が求められます。現状は第 2 子出産時に、第 1 子の預け先がないなど、出産時の預かりニーズにも十分に答えられていない現状です。

親の就労に限らない一時預かりやグループ保育等と通じて、子どもにとって必要な遊びを通して子ども同士が関わり合う場、環境が必要です。また、親にとっても、自分の時間の確保、レスパイト・ケアが重要です。

### ○病児保育事業 目標延べ 150 万人に対して、40%程度

### ○ファミリー・サポート・センター事業

保育所・放課後児童クラブを利用する子どもの送迎ニーズとして利用ニーズが高まっているにも関わらず、預かり手であるサポート会員が増えていません。目標値がコーディネートの実績ではなく、実施自治体数の拡大に留まっており、コーディネートのインセンティブが働きにくくなっています。



平成29年9月5日

内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)

松山 政司 様

平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人日本保育協会  
理事長 大谷 泰夫  
公益社団法人全国私立保育園連盟  
会長 小林 公正  
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
会長 万田 康

我が国の少子高齢化の進行は、人口減少の時代に突入するなどこれまでの予想を超える厳しい状況にあり、少子化対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成25年4月の「待機児童解消加速化プラン」、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、特に保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきましたが、一方で人口減少地域での保育の確保も大きな課題となっています。

現場の担い手である保育士の確保や、保育の質の確保については、その本質を捉えた更なる議論と早急な対策が必要です。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、更なる「量的拡充」と「質の向上」が望まれています。

日本の将来を担うすべての子どもにとってよりよい成育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進のため、さらに保育所並びに認定こども園の質や機能の向上に向けて、今般の「子育て安心プラン」も見据えた安定的な財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進を求め、以下について要望します。

## 1. 保育の質・機能の向上のために

制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

また、「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』のため、職員給与の更なる改善を図るとともに、以下の項目に取り組むことを要望します。

- 保育標準時間認定に対応した常勤(正規)職員配置の改善

- 1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
- 4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
- 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置
- チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃
- 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- アレルギー児への対応や食育の推進の観点から保育所等の栄養士や調理員の配置の充実

※ 保育士等のキャリアアップのための研修の実施に当たっては、研修の受講状況等を十分勘案し、研修要件の一定程度の経過措置を設けることや更なる研修機会の確保を図る措置が必要不可欠と考えます。

## 2. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持

平成29年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることを鑑み、処遇改善を充実させ保育士確保を確実なものにするという政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

## 3. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

## 4. 乳幼児期の教育・保育の無償化について

乳幼児期の教育・保育の無償化には、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源が必要です。

## 5. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体（市町村等）の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することが必要です。

## 6. 子ども・子育て支援新制度の見直しに向けた対応について

新制度施行に当たっての特例制度や新制度施行後の検討に当たっては、保育団体の意見などを十分聞いていただくことを要望します。

## 7. 税制改正に関する要望について

待機児童解消のため、保育所等の用に供した土地及び建物については、貸主の固定資産税（相続税を含む。）を減免・免除することを要望します。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 「保育士の労働環境確保に係る取扱いについて」が発出される（厚生労働省子ども家庭局保育課）…………… 1
- ◆ 重大事故の再発防止のための検証の徹底について（内閣府・文部科学省・厚生労働省）…………… 2
- ◆ 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について（厚生労働省子ども家庭局保育課他）…………… 2
- ◆ 平成 29 年秋の交通安全運動が実施されています（9 月 21 日から 30 日まで）  
～交通事故死ゼロを目指す日を 9 月 30 日に設定…………… 3
- ◆ ドキュメンタリー映画「夜間もやってる保育園」劇場公開…………… 3

## ◆ 「保育士の労働環境確保に係る取扱いについて」が発出される（厚生労働省子ども家庭局保育課）

平成 29 年 9 月 7 日、「保育士の労働環境確保に係る取扱いについて」（子保発 0907 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）が発出されました。

「子育て安心プラン」の「6つの支援パッケージ」の中には、「保育の受け皿の拡大」と「保育の受け皿拡大を支える『保育人材確保』」が示されています。これを踏まえ、保育の担い手の確保及びその処遇の充実が喫緊の課題となっており、保育士の労働環境確保について、適切な指導監査の実施を行うことを求めるものです。

これは、指導監査通知（「児童福祉行政指導監査の実施について」児発第 471 号、厚生省児童家庭局長通知）の別紙 1「児童福祉行政指導監査事項」の「2 施設指導監査事項（1）社会福祉施設共通事項」の「第 2 社会福祉施設運営の適正実施の確保」の「2 必要な職員の確保と職員処遇の充実」の項目の「（1）労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。」の「ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。」についての対応を示したものです。

具体的には、（1）指導監査において、保育士等の職員に対してその労働契約や労働時間に応じて適切な賃金が支払われているか等について、賃金台帳や雇用契約書等の労務関係書類も含め適切に確認すること。（2）確認の結果、労働基準法等関係法規に違反する疑いが認められた場合には、必要に応じ、都道府県労働局又は労働基準監督署との間で適切に情報提供等の連携を行うこと。（3）また、睡眠中などの重大事故が発生しやすい場面での

指導を行う「巡回支援指導員」と指導監査部門との十分な連携を図ること等により、適切な指導監査の実施につなげることが示されています。

詳細は、資料1をご参照ください。

## ◆重大事故の再発防止のための検証の徹底について (内閣府・文部科学省・厚生労働省)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、死亡事故等の重大事故が発生した場合には、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日、内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、同職業課程両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知)に基づき、死亡事故等の重大事故の検証を実施することとなっています。

しかし、一部の自治体において、検証が進んでいないことから、平成29年9月11日にあらためて事務連絡が発出されています。重大事故の発生した自治体においては、次の3点について通知を参照して検証を徹底するように求められています。

- ・死亡事故については、すべて検証すること。
- ・明らかな病死であっても、発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であること。
- ・まだ検証委員会を開いていない自治体においては、早急に検証委員会を開催し、検証を進めること

詳細は、資料2をご参照ください。

## ◆全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達について (厚生労働省子ども家庭局保育課他)

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、情報伝達が行われます。その文言の見直しが行われ、平成29年9月20日に事務連絡が発出されています。

Jアラートは、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性、又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用されます。政府からJアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

なお、「ミサイルが発射された」と情報伝達があった場合の行動については、資料3の別添3のQ&Aに示されています。Jアラートでは、「弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイル発射の情報を伝達し、避難を呼びかけます。屋外にいる場合は近くの建物(できれば頑丈な建物)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難してください。屋内にいる場合は、すぐに避難できるところに頑丈な建物や、地下があれば直ちにそちらに避難してください。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。」とされています。

詳細は、資料3をご参照ください。

# ◆平成 29 年秋の交通安全運動が実施されています (9 月 21 日から 30 日まで) ～交通事故死ゼロを目指す日を 9 月 30 日に設定

平成 29 年秋の交通安全運動は、9 月 21 日から 30 日まで実施されています。保育所・認定こども園等を利用している児童及びその保護者に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等も含めた正しい交通ルールと交通マナーの教育の実施に、会員の各事業所においても、ご協力をお願いいたします。

詳細は、資料 4 をご参照ください。

## ◆ドキュメンタリー映画「夜間もやってる保育園」 劇場公開

知られざる保育現場の挑戦を描いたドキュメンタリー映画「夜間もやってる保育園」が、いよいよ 9 月 30 日（土）より公開されます。保育や子育てにたずさわる皆さんに、ぜひご覧いただきたく、ご案内させていただきます。



### 【作品解説】

「夜間保育園」をご存知ですか？ 夕方には仕事を終えて、家族そろって食卓を囲みたい。けれど、なかなかそうもいきません。家庭の事情もさまざま。核家族化、共働き、夜遅くまでの仕事もあれば、ひとりで家事や育児もこなすシングルペアレントだって少なくありません。

夜間保育園は、子どもたちが安心して夜「も」過ごせる場所。映画が映し出すのは、制度や数字からだけでは知ることのできない豊かな現実です。一笑顔も寝顔も、泣き顔も、ここにあるのは未来です。

認可夜間保育園の数は全国で約 80。夜間に子どもを預けてまで働く親と夜間保育園への偏見や批判も多くあります。だからいま、いっしょに考えてみませんか？

新宿歌舞伎町に隣接する大久保で 24 時間保育を行う「エイビイシイ保育園」では、完全オーガニックの給食による食育や多動的な子どもたちへの療育プログラム、卒園後の学童保育など、独自の試行錯誤をつづけていました。さらに北海道、新潟、沖縄の保育現場取材しました。

監督は「ただいまそれぞれの居場所」で介護福祉現場のいまを鮮やかに描いた大宮浩一。さまざまな事情で子どもを預ける親や保育士たちの葛藤やよろこび。すくすくと育つ子どもたちの笑顔や寝顔や泣き顔。知られざる夜間保育の現場から、家族のありかた、働きかた、いま私たちが暮らしているこの社会のかたちを照らします。

### 【登場する保育園】

エイビイシイ保育園、玉の子夜間保育園、すいせい保育所、エンジェル児童療育教室、たいよう保育園 他

### 【お問い合わせ】

映画配給会社 東風（とうふう） 〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-4-1 306 号 TEL:03-5919-1542

子保発 0907 第 1 号  
平成 29 年 9 月 7 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長  
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 保育士の労働環境確保に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「子育て安心プラン」について」（平成 29 年 6 月 2 日付け事務連絡）においてお示しした「6つの支援パッケージ」については、各都道府県又は各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っている保育関連業務に係る内容が盛り込まれています。今般、本内容の一部に係る具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

### 記

保育園等に対する指導監査については、法令上年 1 回の実施が義務づけられているところであり、従来、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日付け児発第 471 号厚生省児童家庭局長通知。以下「指導監査通知」という。）に基づき実施されているところであるが、待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を大幅に進めており、全国的に有効求人倍率が高まる中、保育の担い手の確保及びその処遇の充実が喫緊の課題となってきたことも踏まえ、以下の点に留意の上、引き続き適切な指導監査の実施に努めること。

- （1）指導監査通知に掲げられた着眼点のうち、必要な職員の確保と職員処遇の充実の観点から「労働基準法等関係法規は、遵守されているか」の確認を求めるもの（指導監査通



知別紙1の2の(1)の第2の(1)のア)については、保育士等の職員に対してその労働契約や労働時間に応じ適切な賃金が支払われているか等について、賃金台帳や雇用契約書等の労務関係書類も含め適切に確認することを意図するものであること。また、確認の結果、労働基準法等関係法規に違反する疑いが認められた場合には、必要に応じ、都道府県労働局または労働基準監督署との間で適切に情報提供等の連携を行うこと。

(2) 厚生労働省では、平成29年度予算において、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置に係る事業を計上しており、保育園等における保育の質の確保及び保育事故の防止のため、この巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ること等により、適切な指導監査の実施につなげること。

事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 11 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局  
各都道府県私立学校主管部（局）  
各都道府県民生主管部（局）  
各都道府県教育委員会  
指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局  
各指定都市・中核市民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局保育課

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証の徹底  
について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、死亡事故等の重大事故が発生した場合には、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成 28 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、同職業課程両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知）に基づき、死亡事故等の重大事故の検証を実施していただいているところですが、一部の自治体においては検証が進んでいない状況が見受けられます。

また、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」においても、検証の周知徹底について指摘があったところです。

つきましては、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のため、重大事故の発生した自治体におかれましては、

- ・死亡事故については、すべて検証すること。
- ・明らかな病死であっても、発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であること。
- ・まだ検証委員会を開いていない自治体においては、早急に検証委員会を開催し、検証を進めること。

について、本通知等を参照しながら検証を実施するよう徹底を図っていただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
平成 29 年 9 月 20 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応については、平成 29 年 9 月 15 日付け「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」により周知したところであり、引き続き、各位におかれては、自治体の危機管理部局や関係機関と緊密に連携し、適切に対応されるようお願いいたします。

また、9月14日付けで、内閣官房より、別紙のとおり、消防庁に対し、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について伝達する文言を変更するとともに、国民保護ポータルサイトに掲載している当該情報伝達の流れや注意点等の更新について通知した旨、情報共有がありました。例えば、Jアラートによる伝達メッセージのうち、「頑丈な建物や地下」という表現が「建物の中、又は地下」に変更されたり、国民保護ポータルサイトに掲載されているQ&AやJアラートによる情報伝達に係る留意事項が更新（ミサイル通過情報又は日本の領域外の海域に落下した場合の落下場所等についての情報が発信された場合、引き続き屋内に避難する必要がない等）されています。

本件については、消防庁から都道府県及び都道府県を通じて各都道府県内の市区町村等に対して周知されることとなっていますが、念のため各位に対してもお知らせします。

今後も、関連情報の更新が行われることが予想されるので、引き続き、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、最新の情報を踏まえ、所管の各施設において、適切に取り組まれるよう、ご指導等をお願いいたします。

閣副事態第435号

平成29年9月14日

消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内閣参事官 伊藤 敬

（公印省略）

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある  
場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達  
について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達について、伝達する文言を別添1のとおり変更しましたので、お知らせします。これに伴い、国民保護ポータルサイトに掲載している当該情報伝達の流れや注意点等についても別添2及び別添3のとおり更新しましたので、併せてお知らせします。

また、この変更等を受け、国民保護ポータルサイトに掲載している「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A」についても別添4のとおり更新しましたので、併せてお知らせします。

つきましては、上記について、地方公共団体を通じて住民の理解が進むよう、地方公共団体に対してご周知くださいますようお願いいたします。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達のメッセージの変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるＪアラートによる情報伝達について、今般、伝達する文言を次のとおり変更しました（赤字が変更箇所）。

なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性があると判断した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <u>建物の中、又は地下</u> に避難して下さい。

↓

② 直ちに避難することの呼びかけ	
旧	新
直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。	直ちに避難。直ちに避難。直ちに <u>建物の中、又は地下</u> に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

↓

③ 落下推定情報（日本の領土・領海に落下）	
旧	新
ミサイル落下。ミサイル落下。 ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。	ミサイル落下。ミサイル落下。 ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き <u>屋内</u> に避難して下さい。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <u>建物の中、又は</u> 地下に避難して下さい。



② 通過情報	
旧	新
ミサイル通過。ミサイル通過。 先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	ミサイル通過。ミサイル通過。 先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。



(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

① 発射情報	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <u>建物の中、又は</u> 地下に避難して下さい。



② 落下推定情報 (日本の領海外の海域に落下)	
旧	新
先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

## 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について

北朝鮮は過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射し<sup>※1</sup>、平成29年8月29日には、予告することなく発射した弾道ミサイルが、日本の上空を通過する事案も起こっています。

政府としては、いかなる事態にも対応することができるよう緊張感をもって必要な対応に万全を期しているところです。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する場合、弾道ミサイルは極めて短時間で日本に飛来することが予想されます<sup>※2</sup>。仮に、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、政府としては、24時間いつでも全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用し、緊急情報を伝達します。

Jアラートを使用すると、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます<sup>※3</sup>。なお、Jアラートによる情報伝達は、国民保護に係る警報のサイレン音を使用し、弾道ミサイルに注意が必要な地域の方に、幅広く行います。

Jアラートによる情報伝達では、

- 弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があると判断した場合に、まず、弾道ミサイルが発射された旨の情報（①）を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は、近くの建物（コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難して下さい。

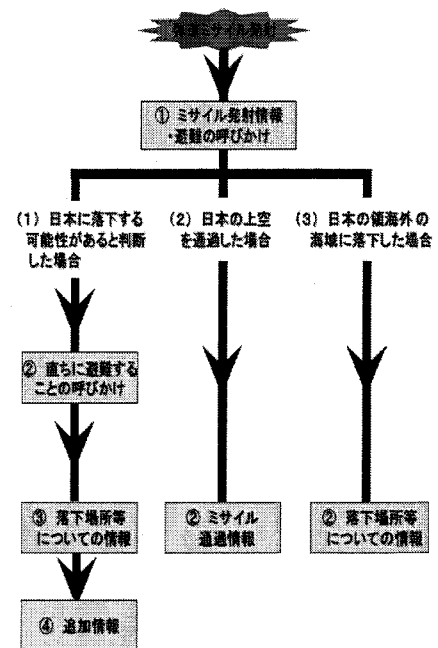
屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。<sup>※4</sup>

- その後、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合には、続報として直ちに避難することを呼びかけます（(1)②）。

屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難してください。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。

屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

- その後、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合には落下場所等についてお知らせします（(1)③）。



（注）「(3) 日本の領海外の海域に落下した場合」とは、発射直後、我が国に飛来する可能性があるとは判断して①の情報伝達を行った後、結果的に本邦の手前の領海外に落下した場合

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

- 弾道ミサイルが日本の上空を通過した場合には、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が我が国の領土・領海に落下する可能性が無いことを確認した後、弾道ミサイルが通過した旨の情報をお知らせします ((2)②)。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

- このほか、日本まで飛来せず、領海外の海域に落下した場合には、その旨を続報としてお知らせします ((3)②)。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

情報伝達の基本的な流れは、以下のとおりです。

- ※1 平成28年版防衛白書 ダイジェスト第I部北朝鮮 参照

(<http://www.mod.go.jp/publication/wp/wp2016/html/nd100000.html>)

- ※2 平成28年2月7日に、北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

(平成28年版防衛白書 図表I-2-2-3、コラム解説16 参照)

<http://www.mod.go.jp/publication/wp/wp2016/html/n1221000.html#zuhyo01020203>

<http://www.mod.go.jp/publication/wp/wp2016/html/nc001000.html>

なお、ミサイルの種類や発射の方法、発射場所等により日本へ飛来するまでの時間は異なります。

- ※3 消防庁ホームページ Jアラートの概要 参照

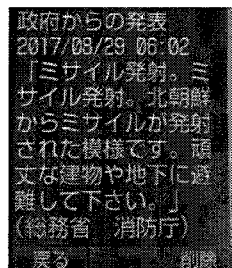
([http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo\\_unyou/kokuminhogo\\_unyou\\_main/J-ALERT\\_gaiyou\\_h28.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo_unyou/kokuminhogo_unyou_main/J-ALERT_gaiyou_h28.pdf))

- ※4 内閣官房ホームページ 弾道ミサイルの落下時の行動について

(<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/290421koudou1.pdf>)

【参考】 エリアメール・緊急速報メールの受信画面の実例

(平成29年8月29日に配信されたもの)



## (1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合

弾道ミサイル発射

### ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

### ② 直ちに避難することの呼びかけ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。」

※ ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合、直ちに避難することの呼びかけを行います。

屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難して下さい。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。

屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

### ③ 落下場所等についての情報 (日本の領土・領海に落下)

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」

※ ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合は、落下場所等の情報を伝達します。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

## (2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

### 弾道ミサイル発射

#### ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

#### ② ミサイル通過情報

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

※ ミサイルが日本の上空を通過したことが確認された場合は、その情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

### (3) 日本の領海外の海域に落下した場合

弾道ミサイル発射

#### ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

#### ② 落下場所等についての情報(日本の領海外の海域に落下)

「先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

※ ミサイルが日本まで飛来せず、領海外の海域に落下したと推定される場合は、上記の情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

(注1)状況に応じて送信するため、上記のメッセージを全て送信するとは限りません。

(注2)上記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(注3)自衛隊によるミサイルの迎撃の状況等により情報伝達の流れが変わる可能性があります。



北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達に関するQ&A

【情報伝達の概要について】

Q1. どのような場合にJアラートが使用されるのでしょうか。

A1.

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用します。

逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Jアラートは使用しません。

なお、日本の排他的経済水域（EEZ）内にミサイルが落下する可能性がある場合は、Jアラートは使用しませんが、船舶、航空機に対して迅速に警報を発します。

Q2. 実際、どのように情報伝達が行われるのでしょうか。

A2.

政府からJアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

詳しくは消防庁のホームページをご確認下さい。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html)

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過する前）について】

Q3. 「ミサイルが発射された」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A3.

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイル発射の情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難してください。

屋内にいる場合は、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

なお、ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合には、

その時点で改めて、ミサイルが落下する可能性がある旨を伝達し、直ちに避難することを呼びかけます。

Q 4. 「ミサイルが落下する可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 4.

【屋外にいる場合】

近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難してください。

近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。

【屋内にいる場合】

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 5. どのような建物などに避難すれば良いのでしょうか。

A 5.

近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中又は地下街、地下駅舎などの地下施設に避難してください。

Q 6. 近くに頑丈な建物又は地下がない場合はどこに避難すれば良いのでしょうか。

A 6.

近くの建物の中へ避難してください。近くに避難できる建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 7. なぜ建物の中又は地下へ避難するのですか。

A 7.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

Q 8. 近くに建物又は地下がない場合はどうすれば良いのでしょうか。

A 8.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 9. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている建物又は地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A 9.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難してください。

Q 10. 自宅にいる場合はどうしたらよいのでしょうか。

A 10.

すぐに避難できるところに、より頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、自宅で、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 11. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 11.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 12. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A 12.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q 13. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A 13.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場

所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過した後）について】

Q14. 「ミサイルは、●●地方から●●へ通過した」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A14.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

Q15. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A15.

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。

また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

Q16. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達後の続報とはどのような情報が伝達されるのですか。

A16.

その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は、引き続き屋内避難をして頂く、あるいは別の地域へ避難をして頂くといった情報を伝達します。

Q17. 「ミサイルが●●海に落下した」との情報伝達があった場合は、  
どうすれば良いのでしょうか。

A17.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

#### 【情報伝達について】

Q18. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A18.

Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q19. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は  
国民保護サイレン音なのでしょうか。

A19.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。ミサイル情報のエリアメール・緊急速報メールの着信音は以下のサイトをご確認ください。

NTT ドコモ エリアメール（災害・避難情報）のページ

[https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster\\_evacuation/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster_evacuation/index.html)

au 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/saigai-hinan/>

ソフトバンク 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

[http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent\\_news/about/disaster\\_info/](http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/disaster_info/)

Yモバイル 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

[http://www.ymobile.jp/service/urgent\\_mail/disaster\\_info/](http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/disaster_info/)

Q20. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時に  
エリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A20.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。

（参考：「スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用」）

### 【訓練について】

Q 2 1. 国民保護サイレンを学校や事業所などで吹鳴させて児童・生徒や従業員などに周知したいのですが、構いませんか。

A 2 1.

構いません。なお、国民保護サイレン音は国民保護ポータルサイトから確認できます。

ただし、国民保護サイレン音を聞いた人が、実際に武力攻撃事態等が発生していると混同しないように注意してください（「これから周知のために国民保護サイレン音を鳴らしますが、実際に武力攻撃事態等が起こっているわけではありません」と事前アナウンスをしてから吹鳴させるなど。）。

（参考：国民保護サイレン音）

Q 2 2. 適切に避難できるか不安なので、避難訓練を実施してほしいのですが。

A 2 2.

国、都道府県、市町村が共同で実施する避難訓練もあります。まずはお住まいの市町村にお問い合わせください。

### 【その他】

Q 2 3. これまでJアラートにより弾道ミサイルに関する情報伝達を行った実績を教えてください。

A 2 3.

北朝鮮が予告して「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射した平成28年2月7日及び平成24年12月12日と、予告なく弾道ミサイルを発射した平成29年8月29日に、それぞれ「ミサイル発射情報」と「ミサイル通過情報」をJアラートにより伝達しました。

Q 2 4. ミサイルは発射から何分位で日本に飛んでくるのでしょうか。

A 2 4.

北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。

例えば、平成28年2月7日に北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。



なお、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所などにより日本へ飛来するまでの時間は異なります。

## 弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&amp;A

## 【情報伝達の概要について】

Q1. どのような場合にJアラートが使用されるのでしょうか。

A1.

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用します。

逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Jアラートは使用しません。

なお、日本の排他的経済水域（EEZ）内にミサイルが落下する可能性がある場合は、Jアラートは使用しませんが、船舶、航空機に対して迅速に警報を発します。

Q2. 実際、どのように情報伝達が行われるのでしょうか。

A2.

政府からJアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

詳しくは消防庁のホームページをご確認下さい。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html)

## 【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過する前）について】

Q3. 「ミサイルが発射された」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A3.

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイル発射の情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難してください。

屋内にいる場合は、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

なお、ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるると判断した場合には、その時点で改めて、ミサイルが落下する可能性がある旨を伝達し、直ちに避難することを呼びかけます。

Q 4. 「ミサイルが落下する可能性がある」との情報伝達があった場合は、  
どうすれば良いのでしょうか。

A 4.

【屋外にいる場合】

近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難してください。

近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。

【屋内にいる場合】

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 5. どのような建物などに避難すれば良いのでしょうか。

A 5.

近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中又は地下街、地下駅舎などの地下施設に避難してください。

Q 6. 近くに頑丈な建物又は地下がない場合はどこに避難すれば  
良いのでしょうか。

A 6.

近くの建物の中へ避難してください。近くに避難できる建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 7. なぜ建物の中又は地下へ避難するのですか。

A 7.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

Q 8. 近くに建物又は地下がない場合はどうすれば良いのでしょうか。

A 8.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 9. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている建物又は地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A 9.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難してください。

Q 10. 自宅にいる場合はどうしたらよいのでしょうか。

A 10.

すぐに避難できるところに、より頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、自宅で、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 11. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 11.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 12. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A 12.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q 13. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A 13.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過した後）について】

Q14. 「ミサイルは、●●地方から●●へ通過した」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A14.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

Q15. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A15.

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。

また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

【情報伝達について】

Q16. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A16.

Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 17. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は国民保護サイレン音なのでしょうか。

A 17.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。ミサイル情報のエリアメール・緊急速報メールの着信音は以下のサイトをご確認ください。

NTT ドコモ エリアメール（災害・避難情報）のページ

[https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster\\_evacuation/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster_evacuation/index.html)

au 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/saigai-hinan/>

ソフトバンク 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

[http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent\\_news/about/disaster\\_info/](http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/disaster_info/)

Yモバイル 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

[http://www.ymobile.jp/service/urgent\\_mail/disaster\\_info/](http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/disaster_info/)

Q 18. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A 18.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。（参考：「スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用」）



## 平成 29 年秋の全国交通安全運動推進要綱

平成 29 年 7 月 14 日  
中央交通安全対策会議  
交通対策本部決定

### 第 1 目 的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 第 2 期 間

- 1 運動期間 平成 29 年 9 月 21 日（木）から 30 日（土）までの 10 日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9 月 30 日（土）

### 第 3 主 催

内閣府，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，防衛省，都道府県，市区町村，独立行政法人自動車技術総合機構，独立行政法人自動車事故対策機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，自動車安全運転センター，軽自動車検査協会，（一財）全日本交通安全協会，（公財）日本道路交通情報センター，（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会，（一社）日本二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟，（公社）日本バス協会，（公社）全日本トラック協会，（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会

### 第 4 協 賛

別紙のとおり

### 第 5 運動重点

#### 1 全国重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶

【趣旨】 全国重点を 4 点とする趣旨は以下のとおりである。

- (1) 次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の半数

以上を占め、その減少が強く求められていること、高齢運転者による重大交通事故が発生していること

- (2) 秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加すること
- (3) 自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること
- (4) 重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないこと

## 2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

## 第6 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点ごとにそれぞれ掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

### 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- (1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容
  - ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保
  - イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進
- (2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容
  - ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
  - イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- (3) 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容
  - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
  - イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
  - ウ 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
  - エ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
  - オ 75歳以上の高齢運転者への対策を図るための改正道路交通法の内容の周知徹底
  - カ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

### 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

- (1) 反射材用品等の着用の促進
- (2) 自転車乗用中の交通事故防止のための実施内容
  - ア 「自転車安全利用五則」を活用した前照灯の点灯等、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認の交通ルール・マナーの周知徹底
  - イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
  - ウ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
  - エ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
  - オ 自転車通行空間が整備された箇所における走行ルールの周知徹底
  - カ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進
- (3) 自動車運転者に対する実施内容
  - ア 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
  - イ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用の励行
  - ウ 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
  - エ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
  - (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
  - (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
  - (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
- 4 飲酒運転の根絶
  - (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
  - (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
  - (3) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
  - (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

## 第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、前記第5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」と

いう。)が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

#### 1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 都道府県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、運動への若者の参加促進に努めるものとする。

##### ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進

##### イ 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

- (ア) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線

からの危険箇所の把握と解消

ウ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (7) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (4) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による、高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

エ 職域における活動

- (7) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (4) 飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (7) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (エ) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (オ) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
- (カ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

## 2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

## 第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

別紙1

協 賛 団 体

(順不同)

(一社) 日本民営鉄道協会	中央労働災害防止協会
(一社) 全国自家用自動車協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
(公社) 全国通運連盟	建設業労働災害防止協会
(一社) 日本陸送協会	(一社) 日本交通科学学会
全国農業協同組合連合会	独立行政法人日本スポーツ振興センター
日本貨物運送協同組合連合会	全国都道府県教育長協議会
(一社) 全国個人タクシー協会	(公社) 日本PTA全国協議会
(一社) 日本自動車工業会	(一社) 全国高等学校PTA連合会
(一社) 全国軽自動車協会連合会	全国国公立幼稚園・こども園長会
(一社) 日本自動車整備振興会連合会	全国連合小学校長会
(一社) 日本自動車販売協会連合会	全日本中学校長会
(一社) 日本中古自動車販売協会連合会	全国高等学校長協会
(一社) 日本自動車タイヤ協会	全日本私立幼稚園連合会
(一財) 自転車産業振興協会	日本私立中学高等学校連合会
日本自転車軽自動車商協同組合連合会	(公社) 全国子ども会連合会
(一社) 全国建設業協会	(一財) 日本交通安全教育普及協会
(一社) 日本道路建設業協会	(公社) 全国公民館連合会
(公社) 日本道路協会	(公財) あしたの日本を創る協会
全国道路利用者会議	(公社) 日本青年会議所
(一社) 全日本駐車協会	日本青年団協議会
全日本交通運輸産業労働組合協議会	(公財) ボーイスカウト日本連盟
全国交通運輸労働組合総連合	(公社) ガールスカウト日本連盟
全日本運輸産業労働組合連合会	全国地域婦人団体連絡協議会
全日本自動車産業労働組合総連合会	主婦連合会

(公財) 全国老人クラブ連合会	時事通信社
(福) 日本身体障害者団体連合会	日本テレビ放送網
(福) 日本盲人福祉委員会	フジテレビジョン
(一財) 全日本ろうあ連盟	TBSテレビ
(福) 全国社会福祉協議会	テレビ朝日
日本弁護士連合会	テレビ東京
全国人権擁護委員連合会	ニッポン放送
損害保険料率算出機構	文化放送
(一社) 全国銀行協会	TBSラジオ
(一社) 生命保険協会	(株) 日経ラジオ社
(一社) 日本損害保険協会	(一社) 公営交通事業協会
全国共済農業協同組合連合会	(一社) 全国道路標識・標示業協会
日本赤十字社	(一社) 日本自動車会議所
(公財) 日本消防協会	石油連盟
日本放送協会	全国石油商業組合連合会
(一社) 日本新聞協会	(公財) 国際交通安全学会
(一社) 日本雑誌協会	(公財) 日本交通管理技術協会
(公社) 日本広報協会	全国地域活動連絡協議会
朝日新聞社	(一財) 児童健全育成推進財団
毎日新聞社	(一社) 全国レンタカー協会
読売新聞社	全国トラック交通共済協同組合連合会
日本経済新聞社	(福) 日本保育協会
産業経済新聞社	(公社) 全国私立保育園連盟
北海道新聞社	(一社) 自転車協会
中日新聞社	(一社) 全国届出自動車教習所協会
西日本新聞社	全国小売酒販組合中央会
ジャパントイムズ社	全国特別支援学校長会
(一社) 共同通信社	(一社) 日本音楽事業者協会



(公社) 日本保安用品協会	日本私立短期大学協会
(公財) 交通事故総合分析センター	全国公立高等専門学校協会
(一財) 日本自動車交通安全用品協会	日本私立小学校連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会	(一社) 日本反射材普及協会
北海道旅客鉄道(株)	(一社) 交通工学研究会
東日本旅客鉄道(株)	全日本デリバリー業安全運転協議会
東海旅客鉄道(株)	東日本高速道路(株)
西日本旅客鉄道(株)	首都高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)	中日本高速道路(株)
九州旅客鉄道(株)	西日本高速道路(株)
日本貨物鉄道(株)	阪神高速道路(株)
(公社) 全国行政相談委員連合協議会	本州四国連絡高速道路(株)
(一社) 日本ヘルメット工業会	日本郵政グループ
日本保安炎筒工業会	建設三団体安全対策協議会
(一財) 日本自転車普及協会	(一社) 日本建設業連合会
(一社) 電気通信事業者協会	(公財) 運転代行振興機構
(一財) 道路交通情報通信システムセンター	(公財) 交通遺児育英会
(公社) 全国運転代行協会	(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) UTMS協会	特定非営利活動法人 全国認定こども園協会
全国労働者共済生活協同組合連合会	
(公財) 三井住友海上福祉財団	
(一財) 職業教育・キャリア教育財団	以上151団体
(一社) 公立大学協会	
全国公立短期大学協会	
独立行政法人国立高等専門学校機構	
日本私立高等専門学校協会	
(一社) 国立大学協会	
日本私立大学団体連合会	

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 国家戦略特区小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について、関連政省令告示が改正される（内閣府・厚生労働省）……………1
- ◆ 「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(vol.2)」が発出される（厚生労働省）……………2
- ◆ 法人監査及び施設監査の連携について示される（内閣府・文部科学省・厚生労働省）……………2
- ◆ 「平成29年度福祉ビジョン21世紀セミナー」開催（全国社会福祉協議会・政策企画部）……………2

## ◆国家戦略特区小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について、関連政省令告示が改正される（内閣府・厚生労働省）

平成29年9月22日、局長通知「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令告示の改正等について（通知）」（府子本第792号、子発0922第2号）が発出されました。

この通知では、2つの項目が示されています。

1つは、先般の「子ども・子育て会議（第31回）」（2017年9月8日開催）において協議された、国家戦略特区における小規模保育施設（特区事業として認可・確認を受けたもの）における3歳以上児にかかる運営基準と公定価格が示されました。

運営基準としては、①利用定員に3歳未満保育認定子どもに加え、3歳以上保育認定子どもを定めること、②連携施設の機能の中で、保育の終了に引き続いて3歳からの連携施設で受入れる機能は要しないこと、③3歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等を位置づけ、各市区町村に指導監督の際に特段の配慮を行うことを求めています。

また、もう1つには、地域限定保育士試験における指定試験機関について、「一般社団法人又は一般財団法人以外の法人の指定が可能」とされています。指定する際の要件には、「申請者の役員又は構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである」という項目が加えられています。

内容の詳細は、通知（資料1）をご確認いただき、小規模保育についての概要は、子ど

も・子育て会議の資料を抜粋し、あらためて資料 2 として添付しておりますのでご参照ください。

なお、通知に掲載されている参考資料は、内閣府ホームページに掲載されています。

## ◆「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A (vol. 2)」が発出される (厚生労働省)

平成 29 年 9 月 26 日、事務連絡「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A(vol. 2)」が、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から発出されました。決算業務等を行う専門家は、法人の会計処理上の判断や意思決定、計算書類等の作成に直接関わる者と考えられることが明記され、そのため、決算業務等を行う専門家が支援業務実施報告書を提出しても、自らが関与した業務を自ら点検することとなり、所轄庁の指導監査の代替が可能となる「法人の事務処理体制の向上に関する支援」を行ったものとならないことが示されました。

詳細は、資料 3 をご参照ください。

## ◆法人監査及び施設監査の連携について示される (内閣府・文部科学省・厚生労働省)

平成 29 年 9 月 26 日、都道府県知事、指定都市市長、中核市長宛の局長通知「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について (依頼)」が発出されました。

一部の社会福祉法人の大規模化に伴い、社会福祉関係法令の違反があった場合、同法人の他県・市にある同種の社会福祉事業に指導監査を実施すべきところ、行政庁間の連携が十分になされていない事案が見受けられるとしています。そのため、必要な連携を行い、所轄庁に適切な指導監査を行うように求めています。

内容の詳細は通知 (資料 4)、概要は図「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」(資料 5) をご参照ください。

## ◆「平成 29 年度福祉ビジョン 21 世紀セミナー」開催 (全国社会福祉協議会・政策企画部)

全国社会福祉協議会では平成 29 年 11 月 29～30 日、「安心して生きていける『社会保障・福祉制度』改革の展望と福祉人材の確保」をテーマに、福祉ビジョン 21 世紀セミナーを開催します。

本セミナーでは、わが国の社会保障・福祉制度のあり方を展望するとともに、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、各種関係機関組織がいかに地域社会において、相互の連携・協働をはかっていくべきか考察し、それらの課題を共有する機会とします。

シンポジウムでは、各福祉分野における質の向上のための福祉人材の確保、育成、定着の取組を紹介いただくとともに、多角的な意見から、全国での人材確保のための一層の取組強化に資することとします。

詳細は、資料 6 をご参照ください。なお、開催要項は全国社会福祉協議会ホームページ ([http://www.shakyo.or.jp/news/20170915\\_fukushi-vision.pdf](http://www.shakyo.or.jp/news/20170915_fukushi-vision.pdf)) にも掲載しています。

府子本第 792 号  
子発 0922 第 2 号  
平成 29 年 9 月 22 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係政省令告示の改正等について (通知)

このたび、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 71 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成 29 年政令第 246 号。以下「整備政令」という。)、 「子ども・子育て支援法施行規則及び内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成 29 年内閣府令第 44 号。以下「内閣府令」という。)及び「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 29 年厚生労働省令第 94 号。以下「整備省令」という。)並びに「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(平成 29 年内閣府告示第 3049 号。以下「改正告示」という。)について、本日付けで施行又は適用しました。

その内容及び運用の際の留意事項は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 改正法の概要について

#### (1) 小規模保育事業の入園対象年齢の拡大について

改正法による改正後の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「新法」という。）第 12 条の 4 において、増大する保育需要に対応するため、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）等の特例規定として、国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「特区小規模保育事業」という。）に関する規定を創設しており、その主な内容は以下の通りであること。

#### ア 特区小規模保育事業の定義（新法第 12 条の 4 第 1 項）

特区小規模保育事業は、国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、保育を必要とする 0～5 歳の乳児・幼児について、その保育を目的とする施設（利用定員が 6 人以上 19 人以下であるものに限る。）において保育を行う事業をいうこと。

国家戦略特別区域会議が特区小規模保育事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、当該特区小規模保育事業は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等の法令の規定の適用については、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業に含まれること。

なお、「国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため」とは、人口の増加により待機児童が発生する蓋然性が高い等、当該区域における保育需要が大きいことを受けて特区小規模保育事業を実施することを想定するものであること。

#### イ 特区小規模保育事業の実施区域の設定（新法第 12 条の 4 第 2 項）

特区小規模保育事業を実施する場合には、特区小規模保育事業を定めた区域計画において、特区小規模保育事業を実施する区域を定めること。

#### ウ 読替規定（新法第 12 条の 4 第 3 項・第 4 項）

特区小規模保育事業に関する児童福祉法及び子ども・子育て支援法の適用について、所要の読替え規定を定めたこと。

#### (2) 地域限定保育士試験における指定試験機関の多様化について

従前より、国家戦略特別区域法では児童福祉法等の特例規定として国家戦略特別区域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）に関する規定が設けられていたところであるが、今般の改正により、地域限定保育士試験に係る指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）として、一般社団法人又は一般財団法人以外の法人の指定が可能とされたこと。

新法第 12 条の 5 に基づき地域限定保育士試験を実施する場合には、各都道府県

は、子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 3 号の趣旨を踏まえ、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の就業継続支援、離職者の再就職支援等の保育士確保の取組について、総合的かつ定量的な評価を行い、その結果を公表すること。

また、各都道府県においては、新法第 12 条の 5 の適用を受けるか否かにかかわらず、保育士試験の適正な実施に努めること。

## 2. 整備政令の概要について

### (1) 特区小規模保育事業における 3 歳以上児の利用者負担額について

整備政令による改正後の国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号。以下「新施行令」という。）第 5 条において、3 歳以上の保育認定子どもが、特区小規模保育事業を利用し、地域型保育給付費の支給を受ける場合及び特区小規模保育事業を緊急利用し、特例地域型保育給付費の支給を受ける場合の利用者負担額について、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる支給認定子どもの区分に対応した額とする等の子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）に関する必要な読替え規定を定めたこと。

### (2) 地域限定保育士事業における指定試験機関選定の要件

改正法により、地域限定保育士試験に係る指定試験機関として、一般社団法人及び一般財団法人以外の法人の指定を可能とされたことに伴い、新施行令第 7 条第 2 項において、一般社団法人・一般財団法人以外の法人を指定試験機関に指定する際の要件として、「申請者の役員又は構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである」という要件を新たに加えること。

なお、都道府県知事が指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせるに当たっては、指定試験機関の申請者が一般社団法人・一般財団法人かそれ以外の法人かに関わらず、

- ・職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- ・試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること
- ・試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施できないおそれがないこと
- ・指定試験機関の役員を選任及び解任に当たっては都道府県知事の認可が必要であること
- ・指定試験機関の役員が試験事務規定に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、都道府県知事が役員解任を命ずることができること
- ・指定試験機関は、試験事務の開始前に試験事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこと
- ・指定試験機関の役員又は職員等は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと

- ・都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができること
- ・都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができること

等の要件が課されており、試験事務の適正かつ確実な実施が確保されるよう、万全を期すること。

### 3. 内閣府令の概要について

改正法により、特区小規模保育事業が創設されたことを受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）について必要な読替えを行うために、内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 27 年内閣府令第 49 号）の一部改正を行うとともに、子ども・子育て支援法第 58 条第 1 項の規定に基づき特定教育・保育提供者（特区小規模保育を行う事業者に限る。）が都道府県知事に報告を行う事項及び同条第 2 項の規定に基づき都道府県知事が公表する事項として、教育・保育情報の項目に異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び 3 歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等を位置づけるよう、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正を行ったこと。

なお、当該項目にいう「異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び 3 歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等」は、保育所保育指針に則って保育する子どもの年齢を十分に踏まえながら保育の基本となる全体的な計画の作成及びこれを具体化した「指導計画」の作成を行い、これに基づいて、

- ①異年齢で構成されるグループ保育を行う場合は、各年齢に応じた活動が互いに支障を及ぼさないよう、
  - ・ 3 歳以上児と 3 歳未満児で活動の場所や時間が重ならないようにしたり、活動の内容に変化をつけたりすること
  - ・ それぞれの子どもの動線や活動の内容を十分に踏まえ、保育に必要な素材や用具の配置の仕方や活用方法を工夫すること
  - ・ 保育士の体制や役割分担を明確化し、1 人 1 人の子どもに適切な保育を提供できるような職員配置を行うこと
- ②また、3 歳以上児の恒常的な受け入れを行うにあたり、施設運営全体として
  - ・ 3 歳未満児の食事や午睡等の生活が安定的・衛生的な環境下に保たれること
  - ・ 3 歳以上児が同年代の子どもとの交流や遊びを体験できる環境を整えること



に留意すること

等であり、各市区町村においては、特区小規模保育事業に対する指導監督の際、これらの配慮等が適切に行われているかについて特段の配慮を行うこと。

#### 4. 整備省令の概要について

従前、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第 6 条の規定により、0～2 歳を対象年齢とする通常の小規模保育事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び小規模保育事業者による保育の提供の終了後も 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育内容の支援（同条第 1 号）、代替保育の提供（同条第 2 号）及び卒園後の受け皿の設定（同条第 3 号）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならないとされているところ、特区小規模保育事業を行う事業者については、3 歳以上の児童の保育を当該事業を行う事業所において引き続き行うことが可能であることから、小規模保育事業者が確保することとなっている連携施設との連携協力事項のうち、卒園後の受け皿としての機能については求めないこととしたこと。

なお、1（1）アで示したとおり、特区小規模保育事業については、通常の小規模保育事業に関する法令上の規定が適用されるため、その他の家庭的保育事業等設備運営基準の規定については、通常の小規模保育事業と同様のものが適用されることとなること。

#### 5. 改正告示の概要について

改正法により特区小規模保育事業が創設されたことを受け、特区小規模保育事業において 3 歳以上の保育認定子どもに保育を行う場合の公定価格についての規定を設けること。

その際、現行制度において、特別な要件下で、3 歳以上の保育認定子どもを受け入れる場合に支給される特例地域型保育給付の仕組みについて、原則、適用することとしつつ、国家戦略特区における小規模保育施設での 3 歳以上児の受け入れは、3 歳未満児を受け入れる前提で職員体制が組まれている通常の小規模保育施設で例外的に 3 歳以上を受け入れる場合とは異なり、施設が予め利用定員を申請し確認を受け、3 歳以上に対応した人員配置などにより対応されるものとなることから、特例地域型保育給付における公定価格上の例外部分は適用しないこととすること。

#### 6. 既存の通知の取扱いについて

特区小規模保育事業に関する既存の保育関係通知の適用については、別に通知が発出されない限り、必要な読替えを行った上で「小規模保育事業」として適用されるものであること。

## 7. 施行期日又は適用日について

整備政令、内閣府令及び整備省令並びに改正告示については、改正法の施行の日（平成29年9月22日）から施行及び適用されること。

(添付資料)

【参考資料1-1】改正法 案文

【参考資料1-2】改正法 新旧対照条文

【参考資料2-1】整備政令 案文

【参考資料2-2】整備政令 新旧対照条文

【参考資料3】内閣府令 案文

【参考資料4】整備省令 案文

【参考資料5】改正告示 案文

## 国家戦略特区小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について(案)

### 考え方

- 国家戦略特区法の改正(29年6月成立、9月下旬施行)により、特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。
- このため、特区内の小規模保育施設(特区事業として認可・確認を受けたもの)における3歳以上児に係る運営基準と公定価格を定める。
- その際、現行制度において、特別な要件下で、3歳以上児を受け入れる場合の特例地域型保育給付の仕組み(別紙)を、準用する。
- ※ 小規模保育施設において、現行制度上も、3歳以上児の受入れは例外的に可能であり、その場合、3歳未満児を受入れる前提の職員体制などが組まれている。一方、特区制度では、予め3歳以上児の受入れに対応した職員体制が組まれることになるので、公定価格上の例外は適用しない。

### 主な運営基準の改定

- 利用定員について、3歳未満保育認定子どもに加え、3歳以上保育認定子どもを定める。
- 通常の小規模保育事業における連携施設の機能の一部(保育の終了に際し、引き続き、それらの連携施設で受入れ)を要しない。
- 事業者は、3歳以上の受入れに際し、異年齢で構成されるグループ保育における個々の乳幼児の発育及び発達過程等に応じた適切な支援及び個の成長と友達との相互的・協力的な活動が促されるような配慮等を都道府県に報告する。

### 公定価格における単価案

#### 【基本分単価】

- 2歳(6:1)と、3歳(20:1)又は4歳以上(30:1)との配置基準や給食費等の違いを考慮し、下表のとおり単価を設定。

小規模A・B型	3歳	1・2歳児基本分単価の65/100
	4歳以上	1・2歳児基本分単価の60/100
小規模C型	1・2歳児の基本分単価－3,000円(主食費相当)	

#### 【基本分単価以外の単価】

- 年齢による差が生じないものが多いため、小規模保育の1・2歳児の区分による。

## (別紙)現行の特例地域型保育給付費(2号認定子どもの小規模保育の利用)の要件について

### 支給の要件

1. 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
2. 受け入れ先が見つかるまでのつなぎとして使う場合。  
 →特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、①年度の途中で3歳を迎えて認定区分が2号となったが、②地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に③当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。  
 3歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができる。

### 給付額の要件

原則：3歳の子どもは1・2歳児基本分単価の65/100、満4歳以上の子どもは60/100  
 (小規模C型(家庭的保育に近い6～10人の小規模保育)は、1・2歳児の基本分単価－3,000円(主食費相当額))  
 ※基本分単価以外の単価については、年齢による差が生じないものが多いため、小規模保育の1・2歳児の区分による。

例外①：3歳以上の子どもの数が、利用定員の3割未満となる場合  
 →1・2歳児の基本分単価－3,000円(主食費相当額)

例外②：3歳以上の子どもの数が、利用定員の3割以上となる場合で地域における3歳以上に係る保育の提供体制に鑑み、利用定員の3割以上となることがやむを得ないと市町村が認める場合  
 →1・2歳児の基本分単価－3,000円(主食費相当額)

事 務 連 絡

平成29年9月26日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A（vol.2）」の送付について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉法人に対する指導監査につきましては、本年7月11日付けで「社会福祉法人の指導監査に関するQ&A」をお示ししたところですが、今般、新たに別添の通り「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A（vol.2）」をとりまとめましたので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A (vol.2)

問1 決算業務又は記帳代行業務を行う専門家が、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を行い支援業務実施報告書を提出した場合、所轄庁として監査周期の延長等を行うことは可能か。また、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家の場合は可能か。

(答) 決算業務又は記帳代行業務(以下「決算業務等」)を行う専門家は、法人の会計処理上の判断や意思決定、計算書類等の作成に直接関わる者(以下「直接関与者」)と考えられる。直接関与者が「会計監査及び専門家による支援について」(平成29年4月27日付け社援基発0427 第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)の1の(2)による「専門家による支援」を行うことは、自らが関与した会計処理や計算書類等について、自らが関与した業務を自ら点検(以下「自己点検」)することとなり、法人との関係において客観的な立場により行ったものとならないため、所轄庁の指導監査の代替が可能となる法人の事務処理体制の向上に関する支援を行ったこととはならず、延長等を行うことは適当でない。

なお、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家は、専門的な立場から見解を述べる事が主要な業務内容であり、間接的な関与に留まることが想定されるため、原則として自己点検には当たらず延長等を行うことは差し支えない。

ただし、直接関与者が法人業務の自己点検の一環として当該法人に対して支援を行うこと自体が否定されるものではない。

問2 監事の報酬等について、定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみを定めているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定めることとしているが、監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はないと理解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

府子本第 762 号  
29 文科初第 868 号  
子発 0926 第 1 号  
社援発 0926 第 1 号  
老発 0926 第 1 号  
平成 29 年 9 月 26 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

( 公 印 省 略 )

社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について（依頼）

社会福祉法人の指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の別添の 7 において、社会福祉法人に対する指導監査を行うに当たっては、当該社会福祉法人の施設等が所在する区域の行政庁と十分に連携を図ること等としているところです。

一方、社会福祉法人がその実施を目的とする社会福祉事業等（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業をいいます。）の指導監査については、近年の一部の社会福祉法人の大規模化等に伴い、社会福祉法人の社会福祉事業等に社会福祉関係法令（法第 2 条第 2 項及び第 3 項各号に掲げる法律その他の別表に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいいます。）の違反があった場合、当該社会福祉法人の同種（当該社会福祉事業と同じ社会福祉関係法令を根拠として行う場合をいいます。）の社会福祉事業等の指導監査を行う他の都道府県等の行政庁と必要な連携を行った上で、その指導監査に当たるべきところ、こうした連携が十分に行われていない事案が見受けられます。

については、所轄庁（法第 30 条に規定する所轄庁をいいます。）及び社会福祉事業等の指導監査を行う行政庁（以下「施設所管庁」といいます。）の間の連携について下記のとおり

り取りまとめましたので、本通知に基づき、必要な連携を行い、各所轄庁及び施設所管庁において適切な指導監査を行っていただきますようお願いいたします。

なお、社会福祉法人以外の法人が行う社会福祉事業等についても、この趣旨を踏まえ、施設所管庁は、可能な範囲で必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1. 社会福祉法人（以下「法人」という。）が行う社会福祉事業等の運営について法令違反がある場合

#### （1）情報提供の対象とする違反について

法人が行う社会福祉事業等の社会福祉関係法令に関する違反であって、施設所管庁により当該社会福祉関係法令に基づく処分（措置命令等）が行われたものについて、情報提供の対象とすること。

なお、処分には至っていないが将来的に処分の対象となりうる程度の著しい違反（例えば、公表した勧告等。）又は処分に至らない程度の違反のうち、①当該違反により、利用者の適切な処遇若しくは安全の確保が困難になると施設所管庁が判断するもの、若しくは②国等の交付する補助金等の不正な申請若しくは使用に関する違反であって、施設所管庁において所轄庁への情報提供が必要と判断するものについては、情報提供の対象とすること。

#### （2）情報提供の方法について

法人が複数の行政区域にまたがり社会福祉事業等を行い、そのため当該法人が行う社会福祉事業等について複数の施設所管庁が指導監査を行う場合、処分を行った又は違反を把握した施設所管庁は、処分又は違反の事実及びその内容について、別添様式 1 を適宜活用し、当該法人の所轄庁に情報提供を行うこと。

当該情報提供を受けた所轄庁は、処分又は違反のあった法人の同種の社会福祉事業等の指導監督を行う他の施設所管庁に対し、別添様式 1 を適宜活用し、情報提供を行うこと。

なお、当該処分又は違反が国等の交付する補助金等の不正な申請又は使用に関するものである場合には、当該違反についての情報提供を受けた所轄庁は、処分又は違反の事実及びその内容について、当該法人の同種でない社会福祉事業等の指導監査を行う他の施設所管庁にも情報提供を行うこと。

#### （3）所轄庁から処分又は違反の情報提供を受けた施設所管庁による確認について

所轄庁から処分又は違反の情報提供を受けた施設所管庁においては、処分又は違反のあった法人の同種の社会福祉事業等について、必要に応じて、指導監査等の方法により、同様の違反がないかの確認を行うこと。

なお、当該処分又は違反が国等の交付する補助金等の不正な申請若しくは使用に関



するものである場合には、同種でない社会福祉事業等についても、必要に応じて、指導監査等の方法により、同様の違反がないかの確認を行うこと。

## 2. 法人の運営について法令違反がある場合

法人の運営に関して、次に掲げる場合に該当し、所轄庁が情報提供の必要があると判断するときは、当該法人の所轄庁は、別添様式2を適宜活用し、当該法人の施設所管庁に情報提供を行うこと。

- ① 法人の関係者に特別の利益の供与がなされた場合（法第27条）や、法人において法令及び定款に定められた手続を経ることなく利益相反取引がなされた場合（法第45条の16第4項により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第84条第1項第2号、第3号）など、法人の契約又は金銭等の授受に関して法第6章の各規定に著しく違反する場合
- ② 特別背任罪に該当するおそれがある場合（法第130条の2）など、法第12章の各規定に該当するおそれがある場合

別表

社会福祉関係法令一覧（法律のみ）
社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）
生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

別添  
様式 1

社会福祉法人の社会福祉事業等の運営状況についての情報提供書

(施設所管庁) 記入日 年 月 日  
(所轄庁) 年 月 日

情報提供者 (施設所管庁)	所属	(自治体名/部/課)	氏名	
	電話 (FAX)		電子メール	
情報提供者 (所轄庁)	所属	(自治体名/部/課)	氏名	
	電話 (FAX)		電子メール	
法人の概要	理事長名		法人名	
	主たる事務所の住所			
	主たる施設(事業)			
	施設名			
違反のある 事業	当該施設の住所		当該施設で 行う事業名	
	違反する法令等	①法令等名： ②条項：		
違反の事実等の 内容	違反の事実等の 概要	①指導監査の実施：(未・済(平成 年 月 日実施))		
		②指導内容： ③改善状況： ④その他：		

(備考)

- 1 施設所管庁が、本様式を用いて情報提供を行う場合、「情報提供者（所轄庁）」欄は空欄で差し支えないこと。
- 2 所轄庁が、施設所管庁の本様式を用いた情報提供を受け、本様式を用いて他の各施設所管庁に情報提供を行う場合、「情報提供者（施設所管庁）」欄には、所轄庁に情報提供を行った施設所管庁の情報を記入すること。
- 3 この情報提供書には、社会福祉法施行規則第2条の41第1号から第13号及び第16号に掲げる事業の概要等（現況報告書）を添付すること。
- 4 施設監査をすでに実施している場合は、必要に応じて指導監査の実施状況等が分かる書類を添付すること。

様式 2

社会福祉法人の運営状況についての情報提供書

記入日 年 月 日

情報提供者 (所轄庁)	所属	(自治体名/部/課)	氏名	
	電話 (FAX)		電子メール	
法人の 概要	理事長名		法人名	
	主たる事務所の住所			
	主たる施設(事業)			
違反する法令等		①法令等名： ②条項：		
違反の事実等の内容	違反の事実等の概要	①指導監査の実施：(未・済(平成 年 月 日実施)) ②指導内容： ③改善状況： ④その他：		

(備考)

- この情報提供書には、社会福祉法施行規則第2条の41第1号から第13号及び第16号に掲げる事業の概要等(現況報告書)を添付すること。
- 法人監査をすでに実施している場合は、必要に応じて監査の実施状況等が分かる書類を添付すること。

# 社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について

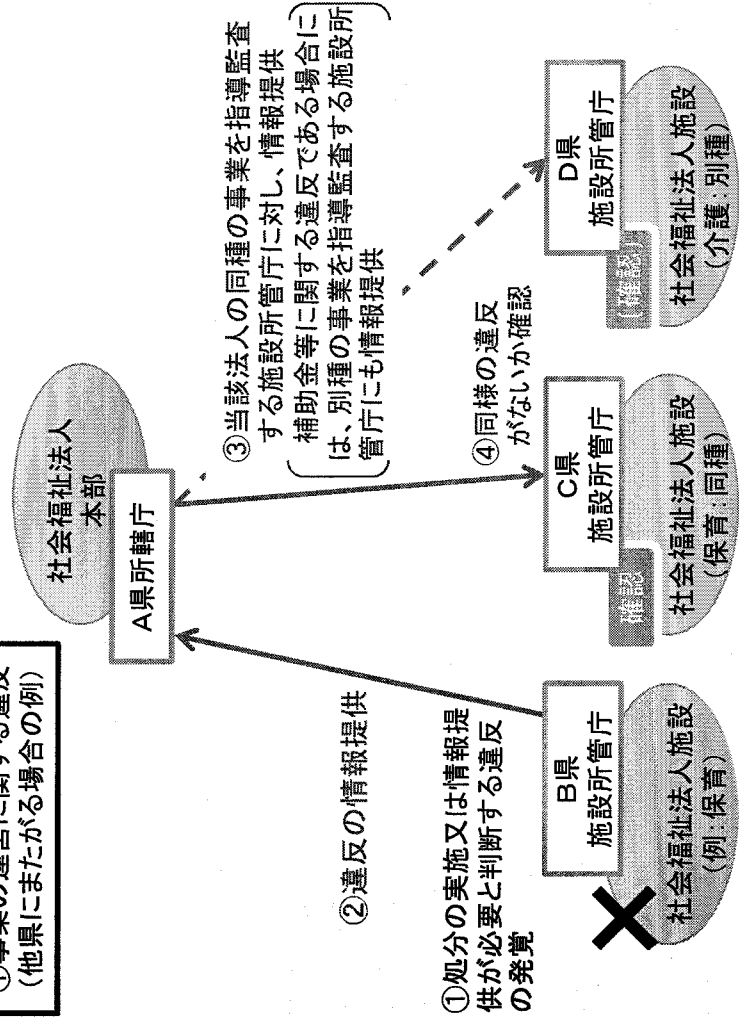
## 概要

社会福祉法人の法人監査及び施設監査の実施に当たっては、監査を実施する行政庁が関係する行政庁と必要な連携を図る必要があるが、社会福祉法人が行う各事業の違反等については、以下の連携を実施するものとする。

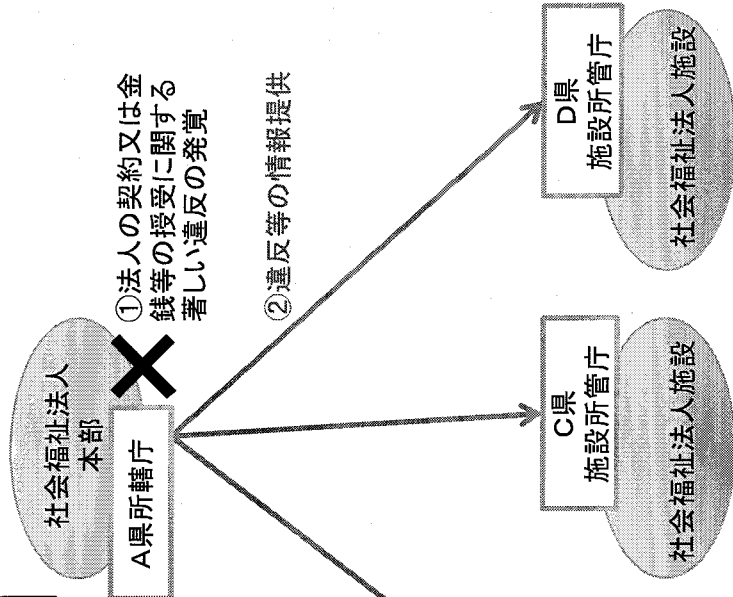
① 事業の運営に関する違反のうち、(a)社会福祉関係法令の違反であり処分が行われたもの、(b)処分に至っていないが将来的に処分の対象となりうる程度の著しい違反又は処分に至らない程度の違反のうち、施設所管庁において情報提供が必要と判断するもの(利用者の適切な処遇若しくは安全の確保が困難になる場合、補助金等の不正な申請若しくは使用がある場合)について、所轄庁及び施設所管庁に情報提供。

② 法人の運営に関する違反のうち、法人の契約又は金銭等の授受に関する著しい違反等について、当該法人の施設所管庁に情報提供。

①事業の運営に関する違反  
(他県にまたがる場合の例)



②法人の運営に関する違反  
(他県にまたがる場合の例)



# 平成29年度 福祉ビジョン21世紀セミナー

**テーマ** 安心して生きていける「社会保障・福祉制度」  
改革の展望と福祉人材の確保

## 1. 趣 旨

一億総活躍社会の実現に向けて、経済・財政の再生とともに、成長と分配の好循環として、持続可能な社会保障・福祉制度改革や働き方改革が総合的に進められようとしています。とくに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年までに、医療と介護の統合的な計画のもとに、地域を基盤とした包括的な支援体制の構築が、関連法の整備、施行とともに2020年度初頭に向け展開されようとしています。また、女性の社会進出とともに、待機児童対策、子どもの貧困対策や虐待防止を含め、少子化対策、子育て支援を安定的な財源確保のもとに拡充させることが喫緊の重要政策課題となっています。さらに、障害児・者福祉対策の一層の拡充、生活困窮対策・セーフティネット対策の見直し、検討が進められています。

一方で、保育や介護の量的整備に必要とされる福祉人材の確保等は全国的に厳しい状況にあり、処遇改善、多様な人材確保と育成、やりがいをもって働きつづけられる職場環境づくりなどの総合的な政策の拡充と社会福祉法人等組織の取組を展開していかなければならない現況下です。

このように、わが国においては人口減少、少子高齢化を見据えて、経済成長、財政再建、格差是正の政策動向とともに、誰もが安心して生きていける、暮らしていける社会をつくる、そのための社会保障・福祉制度の再構築をもって、ともに生きる豊かな福祉社会をめざしていかなければなりません。

本セミナーでは、わが国における、さらなる社会・経済の変化を背景としての社会保障・福祉制度のあり方を展望するとともに、子ども家庭・保育、障害、高齢福祉分野などを包含しながら、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政等関係機関組織がいかに地域社会において、自らの役割と相互の連携・協働をはかっていくべきか考察し、それらの課題を共有する機会といたします。

さらに、シンポジウムにおいては、それぞれの福祉分野における質の向上のための福祉人材の確保、育成、定着の取組について、社会福祉法人経営者や養成機関関係者などにご参加いただき、さまざまな角度からの取組や意見を賜り、全国での人材確保のための一層の取組強化に資することとします。

## 2. 主 催

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 3. 後 援

厚生労働省（予定）

## 4. 日 程

平成**29**年**11**月**29**日（水）～**11**月**30**日（木）

## 5. 会 場

**全社協・灘尾ホール**

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階



6. 対 象

- ①社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員
- ②都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会役員・幹部職員
- ③社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、学識経験者
- ④都道府県・指定都市・市区町村行政幹部職員

7. 定 員

200 名

8. 参加費

15,000 円 (1名につき)

9. 参加申込受付・締め切り

先着順・平成**29**年**11**月**15**日(水)必着

		12:00	13:00	13:10	14:25	14:40	15:55	16:10	17:25
11月29日 (水)			受 付	開 会 換 拶	講 演 I (75分)	講 演 II (75分)	講 演 III (75分)		
11月30日 (木)	シンポジウム (180分)								
	9:30			12:30 開 会					

第 1 日 目 11月29日(水)

13:00~13:10 開会挨拶 全国社会福祉協議会 副会長 高井 康行

13:10~14:25(75分) 講演 I 『少子高齢化・人口減少の社会保障制度の展望(仮題)』

講師 清家 篤氏 慶應義塾学事顧問(前塾長)・慶應義塾大学 商学部 教授/全国社会福祉協議会 顧問

▶少子高齢社会の進行や経済・財政の再建のなかで、社会保障制度の持続可能な再構築が一体的な改革の課題となっています。さらに、人口減少が「地域社会、経済、労働、福祉」に大きく影響を与えていくなかで、地域コミュニティでの“共生”という理念を実現していくことが求められています。こうしたわが国の社会保障・福祉制度の再構築をめぐる課題とその方向性ととともに、今後、福祉関係者が取組むべき使命、役割についてご講演いただきます。

14:25~14:40(15分) 休 憩

14:40~15:55(75分) 講演 II 『地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携と認知症の人々の支援(仮題)』

講師 遠藤 英俊氏 国立長寿医療研究センター 長寿医療研修センター長

▶地域包括ケアシステムの推進において、医療分野では、病床転換、在宅医療や認知症の対応等が図られ、介護分野において量的整備とともに、地域を基盤とする医療・介護・福祉のあり方がさらに変わっていきます。とりわけ認知症となった人々が、住み慣れた環境でその人らしい生活を送られるようにと、一層の支援、見守る環境、地域づくりが必要とされるところです。今後の家族や地域社会、医療、介護、福祉や行政などの連携のあり方と地域社会づくりについてご講演いただきます。

15:55~16:10(15分) 休 憩

10. 日程・内容

16:10~17:25(75分) 講演Ⅲ 『子どもの求めるもの、こころの居場所』

講師 村瀬 嘉代子氏 一般財団法人 日本心理研修センター 理事長

▶ 親と子の関係性はいつの時代も本質的に変わらないものですが、今日的な社会経済の激しい変化、働き方や生活課題の変化のなかで、家族の関係性や生活問題は複雑化・多様化しています。とりわけ、現代においては、子どもが生きづらさを感じる社会となっています。これまでの子どもと親への心理臨床や、社会的養護の現場実践にかかわり、支えてこられた経験、識見から、あらためて児童福祉関係者が果たすべき役割について臨床の立場からご講演いただきます。

第 2 日

11月30日(木)

9:30~12:30(180分) シンポジウム

『喫緊である福祉人材確保・養成・定着と  
福祉サービスの質の向上の取組(仮題)』

▶ 人が人にかかわり、支えるという福祉現場の人材確保・養成・定着が喫緊の課題となっています。今日における福祉の仕事の社会的使命、役割を改めて社会に発するとともに、福祉基盤、資源なくして、地域社会が成り立たない時代となっており、福祉の今日的な意義を社会化、普遍化していくことが必要です。

本シンポジウムでは、福祉の基盤に必要不可欠な人材確保、外国人労働者、また多様な人材の活用、そして魅力ある、やりがいの感じられる職場づくり、さらには、ICT・ロボット技術の導入による負担軽減などの視点から福祉の人材確保・職場づくりの取組について考察します。

シンポジスト

荒井 恵一氏 社会福祉法人 八尾隣保館 理事長

大原 裕介氏 社会福祉法人 ゆうゆう 理事長

金子 恵美氏 日本社会事業大学 社会福祉学部 教授

塚田 典子氏 日本大学 商学部 教授

井上 剛伸氏 国立障害者リハビリテーションセンター  
福祉機器開発部 部長

コーディネーター

猪熊 律子氏 読売新聞 東京本社編集局 編集委員

## 11. 申込み・参加費支払方法

- (1) 別添「参加・宿泊申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。  
申込先：名鉄観光サービス(株)新霞が関支店 FAX：03-3595-1119  
また、申込取消または内容変更については、申込時の用紙を修正し、名鉄観光サービス(株)新霞が関支店へ再度FAXにてご連絡ください。
- (2) 参加申込受領のご連絡はいたしません。参加受付を締め切った場合等のみご連絡いたします。申込の照会をご希望の方は、名鉄観光サービス(株)新霞が関支店にご連絡ください。
- (3) 参加券・宿泊券・振込用紙をセミナー開催日の1週間ほど前にお送りいたします。案内書の内容にもとづき銀行口座にお振込みください。

## 12. 申込後の参加費の取扱い

参加費入金後の欠席連絡（参加キャンセル）については、参加費の返金はいたしません。資料の送付をもって代えさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

## 13. 個人情報の取り扱いについて

本セミナーの申込者に関する個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき、下記により適切に取り扱うこととし、他の目的で使用することはありません。なお、本会プライバシーポリシーは、本会ホームページに掲載しております（<http://www.shakyo.or.jp/>）。

- (1) 「参加申込書」に記載された個人情報は、本セミナーに係る企画、参加券等の送付、参加者名簿の作成・管理等、本セミナー関連のみの目的で使用させていただきます。
- (2) 参加者相互の交流、情報交換を円滑に行うことを目的として、参加者名簿を作成し、当日、参加者に配布します。参加者名簿には、都道府県名、ご氏名、所属機関、所属機関の種別、役職を掲載します。

## 14. 申込・問合せ先

### 【参加申込先及び宿泊に関するお問い合わせ】

名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店（担当：<sup>しもえだ</sup>下枝・<sup>やまべ</sup>山辺）  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3595-1121 FAX 03-3595-1119

### 【セミナーの内容等に関するお問い合わせ】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部 広報室（担当：<sup>さとう</sup>佐藤、<sup>じょうかん</sup>浄閑）  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721  
E-mail z-koho@shakyo.or.jp

## 平成 29 年度福祉ビジョン 21 世紀セミナー 参加・宿泊申込書 【11月29日(水)-30日(木)】

●参加費について: 15,000 円 (1 名につき)

●ご案内ホテル 宿泊設定日 11 月 28 日(前泊)・11 月 29 日(当泊)

(料金には 1 名様 1 泊朝食付税金サービス料が含まれております。) 2017 年 月 日

ホテル名	宿泊記号	部屋タイプ	料 金	住所・アクセス
新橋愛宕山東急 REI ホテル(南館)	A	シングルルーム (1 名 1 室利用)	13,500 円	住所: 東京都港区愛宕 1-6-6 地下鉄 銀座線「虎ノ門駅」より徒歩約 7 分 全社協 新霞が関ビルから徒歩約 15 分です
マロウドイン赤坂	B	シングルルーム (1 名 1 室利用)	8,800 円	住所: 東京都港区赤坂 6-15-17 地下鉄千代田線「赤坂駅」徒歩約 5 分 全社協新霞が関ビルから地下鉄利用にて約 15 分です

※ 下記必要事項欄に全てご記入又は〇印をお付けください。参加者氏名・役職もご記入ください。

都道府県		連絡担当者	(参加者と異なる場合ご記入ください)
所属機関		種類 (番号に〇印をお付けください)	1.社協 2.行政 3.福祉事務所 4.大学・専門学校 5.施設(老人) 6.施設(障害) 7.施設(児童) 8.施設(その他) 9.施設(法人本部) 10.その他
住 所 (参加券送付先)	〒 _____ ※住所・郵便番号は必ず正確にご記入ください		
	TEL: _____ ( ) _____ FAX: _____ ( ) _____		
備 考	※変更・取消等はその旨こちらの欄にご記入の上、再度 FAX にお送りください。		

※宿泊不要(参加のみ)の場合も下記の参加者氏名・役職まで必ずご記入お願い申し上げます。

	フリガナ 参加者氏名	役 職	宿泊記号	宿泊希望日	禁煙有無
①			A ・ B	11 月 _____ 日より _____ 泊	禁煙 ・ 喫煙
②			A ・ B	11 月 _____ 日より _____ 泊	禁煙 ・ 喫煙

※取消をされた場合下記料率にて宿泊費について取消料を承ります。

取消日	14 日前～8 日前	7 日前～2 日前	前 日	当 日	研修開始後又は無連絡不泊
宿 泊	20%	30%	40%	50%	100%

※申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。参加者氏名・役職までご記入ください。

※宿泊はお部屋数に限りがございます。先着順とさせていただきます。

※禁煙・喫煙の有無はご希望にそえない場合もございます。ご了承ください。

※お申込書の控えをお取置きください。

(参加費等の支払い)

- ・参加申込みをされた皆様には、名鉄観光サービス(株)新霞が関支店より参加券・振込用紙等を開催日の 1 週間ほど前に郵送させていただきます。到着後参加費等のお振込みをお願い申し上げます。
- ・お振込手数料は、お客様のご負担にてお願い申し上げます。

### 《お申込み締切り: 11 月 15 日(水)》

【参加・宿泊お問合せ】名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店 担当: 下枝・山辺

東京都千代田区霞が関 3-3-2 TEL: 03-3595-1121

※営業時間 9:30-17:30 土・日・祝日は休業とさせていただきます